

. はしがき

本書は、恵那市環境基本条例第8条に基づく年次報告書として、主に平成30年度の当市の環境の状況や環境の保全と創出に関する施策についてまとめたものです。

ご高覧いただき、環境問題に対する認識を深めていただく一助になれば幸いです。

令和2年3月
恵那市水道環境部環境課

もくじ

第1章 市勢概況	
(1) 地勢	4
(2) 人口・世帯の推移	4
(3) 土地利用状況	5
(4) 気象の概況	5
第2章 環境保全に向けた取り組み	6
1. 第2次恵那市環境基本計画	6
(1) 計画の概要	6
(2) 計画の実施状況	7
第3章 恵那市の環境の現状	15
1. 大気環境	15
(1) 大気汚染に係る環境基準	15
(2) 大気の現況	16
(3) 大気汚染に係る排出規制	18
(4) 発生源の監視・指導	19
2. 水環境	20
(1) 水質汚濁に係る環境基準	20
(2) 河川水質の現況	22
(3) 河川底質の現況	31
(4) 水質汚濁に係る排水規制	31
(5) 発生源の監視・指導	33
(6) 食用廃油の回収	34
3. 騒音・振動	35
騒音	35
(1) 騒音に係る環境基準	35
(2) 騒音の現況	36
(3) 自動車騒音に係る面的評価	37
(4) 騒音に係る規制基準	37
(5) 発生源の監視・指導	45
振動	46
(1) 振動に係る規制基準	46
(2) 発生源の監視・指導	47
4. 悪臭	48
(1) 悪臭に係る規制基準	48
5. ダイオキシン類	51
(1) 大気・土壤ダイオキシン類測定結果	51
6. 廃棄物とリサイクル	52

(1) 平成 30 年度のごみ処理	52
(2) ごみの排出とリサイクルの推移	52
(3) ごみの減量化に向けた取り組み	55
(4) ごみ処理施設の状況	58
(5) し尿処理	59
(6) 廃棄物処理と手数料の変遷	61
7. 公害苦情と不法投棄	64
(1) 公害苦情の内訳	64
(2) 不法投棄対策	65
第4章 資料	68
1. 条例、規則、要綱集	68
○恵那市環境基本条例	68
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	71
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	75
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例	81
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則	83
○恵那市あき地の環境保全に関する条例	84
○恵那市あき地の環境保全に関する条例施行規則	85
○恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱	85
○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱	86
○恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	87
2. 特定施設	91
○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等	91
○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）	93
○水質汚濁防止法で定める特定施設	95
○騒音・振動に係る特定施設	101
3. ごみ処理と手数料の変遷	104

第1章 市勢概況

(1) 地勢

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村・根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県（豊田市）、北は加茂郡八百津町・白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.24km²で、その約 77%を山林が占めています。海拔は 179m から 1,709m で、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800m から 1,200m 前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽の御岳を源とする木曽川が、また南部には長野・岐阜・愛知の 3 県を流れる矢作川があり、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雨量は少量。年間を通じて比較的安定した気候です。

位置と面積

東経	137 度 36 分（上矢作町合川）～137 度 15 分（飯地町川平）
北緯	35 度 13 分（串原矢作川）～35 度 32 分（中野方町字高峰）
海拔	179m～1,709m
面積	504.24km ²
東西	32km
南北	36km

市役所の位置

東経	137 度 24 分 46 秒
北緯	35 度 26 分 57 秒
海拔	278.5m

(2) 人口・世帯の推移

[表 1-1] 住民基本台帳による人口と世帯数の推移

区分	世帯数	男（人）	女（人）	総数（人）
平成 26 年度	19,496	25,410	27,196	52,606
平成 27 年度	19,524	25,094	26,866	51,960
平成 28 年度	19,550	24,843	26,406	51,249
平成 29 年度	19,658	24,592	26,038	50,630
平成 30 年度	19,859	24,429	25,771	50,200

各年 3 月 31 日現在、外国人登録を含む

(3) 土地利用状況

[表1-2] 地目別土地面積

単位 : ha

区分	総面積	耕地	森林	原野	宅地	雑種地	その他
平成 26 年度	50,424	3,326	27,437	1,049	1,470	9,510	7,632
平成 27 年度	50,424	3,322	27,550	1,037	1,484	9,409	7,622
平成 28 年度	50,424	3,316	27,556	1,028	1,491	9,431	7,602
平成 29 年度	50,424	3,312	27,484	1,117	1,498	9,441	7,572
平成 30 年度	50,424	3,307	27,682	1,013	1,504	9,329	7,589

各年 1 月 1 日現在

資料 : 恵那市統計書

(4) 気象の概況

[表1-3] 年別の気温と降水量の状況

区分	最高気温	最低気温	平均気温	年間降水量	日照時間
平成 19 年	38.2°C	-7.0°C	13.5°C	1,603.0mm	1,889.6h
平成 20 年	37.0°C	-9.2°C	13.3°C	1,607.0mm	1,922.8h
平成 21 年	35.4°C	-7.0°C	13.4°C	2,132.0mm	1,876.0h
平成 22 年	37.4°C	-8.5°C	14.7°C	2,457.0mm	1,901.7h
平成 23 年	36.0°C	-8.2°C	13.1°C	2,300.5mm	1,986.3h
平成 24 年	36.2°C	-10.4°C	12.9°C	1,770.0mm	1,988.8h
平成 25 年	36.8°C	-9.7°C	13.3°C	1,800.0mm	2,133.5h
平成 26 年	35.8°C	-8.4°C	13.0°C	1,810.0mm	2,047.2h
平成 27 年	36.5°C	-7.7°C	13.8°C	1,707.5mm	1,962.2h
平成 28 年	36.6°C	-10.0°C	14.1°C	1,848.5mm	1,993.4h
平成 29 年	35.4°C	-8.3°C	12.9°C	1,682.5mm	2,044.2h
平成 30 年	38.8°C	-10.1°C	14.0°C	1,882.5mm	2,129.8h

資料 : 気象庁ホームページ

[表1-4] 平成 30 年度の月別風速、雨量、気温の状況

	最大風速 (m/SEC)	日最大雨量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
4月	6.9	64.5	13.7	28.7	-1.1
5月	6.2	76.5	17.3	29.2	4.0
6月	6.7	33.0	21.4	32.3	12.9
7月	6.4	92.5	27.2	38.8	19.8
8月	6.1	38.5	26.9	38.5	16.8
9月	10.1	120.0	21.2	31.5	11.7
10月	11.0	13.0	15.5	28.7	4.7
11月	5.4	13.0	10.2	22.1	-1.7
12月	6.3	21.0	4.6	19.1	-6.8
1月	6.4	7.0	1.2	12.2	-7.7
2月	7.2	23.5	3.9	17.2	-6.6
3月	8.3	23.5	6.7	20.3	-3.5

資料 : 気象庁ホームページ

第2章 環境保全に向けた取り組み

1. 第2次恵那市環境基本計画

(1) 計画の概要

〈計画の位置付け〉

本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本的な考え方をまとめた恵那市環境基本条例第7条に基づく、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

さらに、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である第2次恵那市総合計画における理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

〈計画の実施期間〉

本計画の期間は、第2次恵那市総合計画・基本構想の計画期間と合わせて、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

〈計画の対象〉

本計画は、市の行政区域全体を対象範囲としています。また、計画の対象となる環境の範囲を以下の通りとします。

分野	対象となる環境
自然環境	森林、農地、河川やため池等の水辺地、動植物・生態系など
生活環境	生活公害、生活排水・事業排水、都市公園、交通、景観、防災・減災など
循環型社会	ごみ処理、不法投棄など
低炭素社会	地球温暖化、エネルギーなど

〈将来像と基本目標〉

将来像

人・地域・自然が輝く交流都市

～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

青：澄んだ空気と多様で清らかな水辺

緑：豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園

太陽：暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み

土：郷土に根ざした人々の活動

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを推進する

(2) 計画の実施状況

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本方針(1) 森林環境の維持・活用

森林の適正な維持管理の推進	担当 : 林政課
平成 30 年度の実施状況	
豊かな森林環境を維持・保全するために林道の整備や市有林の間伐を行った。(86.79ha) また、間伐を推進するために民有林への間伐補助 (363.92ha) や作業道整備への補助 (806m) を行った。	

森林の多面的機能の向上	担当 : 林政課
平成 30 年度の実施状況	
「木の駅プロジェクト」の推進により、市民の参画による間伐の推進を行った。(4団体) また、市民団体による里山整備等の活動を推進した。(4団体)	

地域産材の利用促進	担当 : 林政課
平成 30 年度の実施状況	
おさしま二葉こども園を県産材を活用し、建設及び内装木質化を行った。	

森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり	担当 : 林政課
平成 30 年度の実施状況	
市内の小中学校を対象にした森林環境教育講座 (3校) や、一般市民を対象にした林業機械安全講習会 (15回) を開催した。	

基本方針(2) 水辺環境の保全

水源地の環境改善	担当 : 林政課
平成 30 年度の実施状況	
矢作川水源基金の活用により、間伐を実施し水源林の環境保全を行った。(23.57ha)	

湧水・地下水の保全	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
市内には、多数の湿地と約 600ヶ所のため池があり、特有の動植物が見られます。きれいな地下水や湧水を保つため県と連携して、井戸水と湧水の検査を定期的に実施した。	

安全で潤いのある水辺環境の保全・整備	担当 : 建設課
平成 30 年度の実施状況	
岐阜県事業において、濁川・小里川の河川改修を実施し、浸水被害の防止を図った。また、市内各地の一級河川において、河川内の土砂撤去を実施した。	

河川環境の保全・活用	担当 : 建設課
平成 30 年度の実施状況	
市内一級河川においては、河川管理者である岐阜県が支援し、近隣住民で草刈等の環境保全活動を実施した。	

基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全

農業活動の維持支援	担当 : 農政課
平成 30 年度の実施状況	
・中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金により農業集落の農地及び農業用施設保全活動を支援した。 (中山間 82 集落 1,529ha、多面的 52 組織 1,327.75ha)	
・農地中間管理機構の活用等による農地流動化によって農地の保全と農業経営体の経営基盤強化に努めた。(36ha)	
・青年就農給付金やあすなろ農業塾制度の活用により、新規就農者支援を行った。(新規就農者 1名)	

環境保全型農業の推進	担当 : 農政課
平成 30 年度の実施状況	
・ぎふクリーン農業推進による農業の環境負荷低減を実施した。	

耕作放棄地対策の推進	担当 : 農政課
平成 30 年度の実施状況	
・耕作放棄地再生利用推進交付金の活用等による耕作放棄地の農地再生を行った。(改善面積 51a)	

農村景観の保全	担当 : 農政課
平成 30 年度の実施状況	
棚田オーナー制度や収穫祭などのイベントを実施。農業体験型企業研修の受入も実施した。(体験延べ人数 1,219 人)	

基本方針(4) 生物多様性の保全

重要な動植物の保護の推進	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
専門家・有識者からの助言を踏まえ、市民団体等との連携により、重要な動植物を保護する対策をとることとなっているが、具体的な検討は来年度以降となっている。	

外来種の駆除、侵入防止の推進	担当 : 環境課・林政課
平成 30 年度の実施状況	
市ホームページ及び広報えなにて、アレチウリに関する記事の掲載と、オオキンケイギクについてのパンフレットを全戸配布して駆除、侵入防止に努めた。 また、林政課においてアライグマ等の駆除檻の貸し出しありも行った。	

公共事業における生物多様性配慮の推進	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
公共工事を行う際には、生態系ネットワークが分断されないように「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」を踏まえて工事を行った。	

目標の達成状況

項目	現状値(基準年)	実績	目標値	
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 7 年度
農業体験の交流人口	1,127 人／年(H26 年)	1,219 人	増加	増加

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進

ごみの発生・排出の抑制(リデュース)	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
3 R 推進施設である「ふれあいエコプラザ」が開催している、生ごみ堆肥化講座を広報えなに掲載して受講生の募集を行った。平成 30 年度は、32 回開催して 61 名の受講者があった。今後も、受講生の増加に努めると共にごみの発生・排出の抑制のための日常生活で取り入れやすい取り組みを検討していきます。	

ごみの再利用・再生利用の推進(リユース・リサイクル)	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
P T A や子ども会等による集団資源回収、ふれあいエコプラザにて、多くの資源を回収しごみ減量と再資源化を図りました。回収量は、集団資源回収で約 1,177t、ふれあいエコプラザで約 382t でした。	

グリーン購入の普及・定着	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
市役所及び出先機関において、グリーン購入の普及に努めた。	
今後は、広報えな等へ記事を掲載して市民、事業所への普及に努めることとする。	
※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境負荷がなるべく少ないものを購入することをいう。	

普及・啓発、情報提供	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
広報えな、市ホームページを活用して、3 R 推進施設ふれあいエコプラザの P R、集団資源回収の開催日を掲載しました。	
また、12 回目を迎えた「えな環境フェア」開催し、ごみ減量、再資源化の啓発を行った。	

基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築

適正なごみ処理方法の徹底	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
各自治会ごみステーションへのごみ排出にあたり、分別の徹底やマナーの徹底のため広報えなへ記事掲載を行った。	

ごみ処理施設の適正管理	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
各地域のごみステーション管理は自治会となっているため、修繕のための原材料支給及びカラス避けネット等の管理資材の無償支給を行った。	
また、ごみ処理施設「エコセンター恵那」においては、毎年、施設整備管理及び修繕を行うと共に、環境影響調査を実施して周辺環境への配慮もしている。	

不法投棄対策の推進	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
不法投棄防止啓発用看板の無償配布及び各地域自治区ごとに 2 人の不法投棄監視員を任命してパトロールの実施と通報体制を整え不法投棄の防止に努めた。	
また、県の環境課へ情報提供を行い重点地区としてパトロールを実施してもらっている。	

災害廃棄物処理への対応検討	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
「岐阜県災害廃棄物処理基本計画」を基に、平成 30 年度中に「恵那市災害廃棄物処理基本計画」の策定を行った。	

基本方針(3) 地域美化活動の推進

環境美化活動の推進	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給を行った。また、環境美化活動に伴って回収した処理困難ごみの処分費を補助金として交付した。	
平成 30 年度は、148 団体に環境美化活動を実施していただき約 12,340 人の参加で約 17t のごみが回収された。	

ごみのポイ捨てやペットのふん害の防止	担当 : 環境課
平成 30 年度の実施状況	
市民や自治会等から、ごみの不法投棄やペットのふん害の通報があった場合は現地確認し「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づいて指導・助言を行った。また、広報えなにおいて、ペットのふんの後始末の徹底について啓発した。	
平成 30 年度は、ポイ捨て禁止看板、ペットのふん害防止看板を 73 枚配布した。	

目標の達成状況

項目	現状値(基準年 : H26 年)	実績	目標値	
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 7 年度
市民 1 人 1 日当たりの ごみ排出量	817g	820g	減少	減少
再生利用率の(リサイクル率)	55.7%	61.8%	増加	増加

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

家庭における省エネルギー行動の促進	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
身近に実践できる地球温暖化防止につながる取り組みをえな環境フェアにて啓発した。	

事業所における省エネルギー行動・対策の促進	担当：環境課・商工課
平成30年度の実施状況	
環境課と商工課で連携して、市内各事業所に対してクール・ウォームビズの導入などの省エネルギー行動・対策を図るよう啓発した。	

行政による率先行動・対策の推進	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
市役所及び出先機関において、クール・ウォームビズの実施により空調機器の適切な温度設定、毎週水曜日のノーランデーの実施等による電気使用量の抑制に率先して努めた。	

基本方針(2) 建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入促進

事業所における省エネルギー機器・設備の導入促進	担当：環境課、商工課
平成30年度の実施状況	
環境課と商工課で連携して、建物・設備の省エネ化に対する支援制度に関する情報提供を行った。	

基本方針(3) 低炭素なまちづくりの推進

二酸化炭素の吸収源対策の推進	担当：林政課
平成30年度の実施状況	
間伐の推進等による森林環境の適切な維持管理を行い、二酸化炭素の吸収源対策を推進した。 また、公共施設等における地域産材の利用促進や地産地消を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めた。	

地域エネルギーの導入・活用の推進	担当：林政課
平成30年度の実施状況	
木質バイオマス利用施設導入促進事業を岐阜県とともに推進した。	

エコカーの普及促進	担当：観光交流課
平成30年度の実施状況	
・市内の道の駅（3施設）に1基づつ、設置した電気自動車の急速充電器の管理を行った。	

環境に配慮した公共交通機関の充実	担当：企画課
平成30年度の実施状況	
・岩村・山岡地区の路線バスをデマンド交通へと再編することについて、地域公共交通会議の承認を得た。	

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本方針(1) 防災・減災対策の推進

災害対策に向けた自助・共助力の向上	担当 : 危機管理課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・地区防災計画に基づき、各地区で防災訓練を実施した（参加人数 22,207人、参加率 43.93%）。・地域防災組織活動補助金による支援を行なった（6地区）。・防災資機材整備事業補助金による支援を行なった（4地区）。・第9期恵那市の防災アカデミーを開催した（防災リーダー認証者 50名）。	

防災性の高いまちづくりの推進	担当 : 農政課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・農業振興地域整備計画にもとづき将来にわたる優良な農地の確保と保全に努めた。（編入7件 30,171.38m² 除外22件 17,897.38m²）・森林法に基づき、森林の適切な保全を進めるとともに、治山事業の実施によって土砂災害の被害防止・軽減に努めた。・災害時地域連携福祉ネットワーク研究会の開催・個人レベルでの逃げ時マップの浸透とみまもり避難体制づくりに取り組んだ（1地区）。	

安全安心な憩いの空間の創造	担当 : 都市住宅課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・公園等の維持管理・運営管理を通してサービスの向上をめざした取り組みを行っています。・都市公園13箇所について、遊具など公園施設の安全点検の実施による事故発生の未然防止や樹木剪定、草刈作業などの安全作業による危険防止対策を図っています。	

基本方針(2) 公害対策の推進

生活排水・事業排水対策の推進	担当 : 上下水道課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・下水道の日（9月）及びえな環境フェアへの出展で水洗化と下水道をPRした。・合併処理浄化槽設置費補助事業を継続し、平成30年度は70件の補助を行った。・平成30年度末の水洗化率は、89.9%となっている。	

水質の監視・改善	担当 : 環境課
平成30年度の実施状況	
<p>毎年、主要河川における生活・健康項目の定期検査による水質の把握、水道原水での水質検査を行い、市ホームページや「恵那市の環境」で結果を公表している。</p> <p>なお、水質検査は河川53箇所、工場排水2箇所で行っている。</p> <p>また、市内27カ所で食用廃油の回収を行い5,702ℓ回収しました。回収後、バイオディーゼル燃料化され自動車用燃料として活用されている。</p>	

生活公害等の常時観測の継続	担当 : 環境課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・毎年、大気汚染物質やダイオキシン類、建設工事に伴う騒音・振動の状況について常時観測を行っており、結果については、「恵那市の環境」で公表している。・野焼き、不法投棄の通報があった場合は現地へ向かい、適切な指導助言を行った。また、空き地等の除草依頼があった場合は、土地所有者へ除草依頼文を送付して対策を図った。	

基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

良好な都市景観の形成	担当 : 都市住宅課
平成 30 年度の実施状況	
・恵那市屋外広告物条例により、恵那らしい良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止に努めた。 ・良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合は「景観形成基準」に適合しているかどうか審査を行った。	

良好な自然・歴史景観の保全	担当 : 農政課・生涯学習課
平成 30 年度の実施状況	
・指定文化財を巡視を行い、修繕や環境整備により保護に努めた。 ・国選定の文化財である岩村町本通り伝統的建造物群保存地区のまちなみの保存活動として、地区内の建物の修理修景工事に対する補助を行った。 ・中山道沿線の各保存会が実施する環境整備等の活動に助成し、良好な自然・歴史景観の保全を行っている。 ・各地域の都市農村交流イベントや営農活動を支援した。(体験延べ人数 1,219 人)	

地域資源の活用	担当 : 生涯学習課
平成 30 年度の実施状況	
・岩村町本通り伝統的建造物群保存地区内において視察・研修を受け入れ、歴史学習の場、観光地としても有効活用を行った。 ・伝統芸能大会、伝統保存文化育成事業へ助成し、伝統芸能の保存と後継者育成を図った。	

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

学校やこども園における環境教育の推進	担当：幼児教育課・学校教育課
平成30年度の実施状況	
<ul style="list-style-type: none">・こども園においては、遠足や園外保育などの機会に、自然観察や生物（昆虫）と触れることで自然の大切さを学んだ。また、よもぎや朴葉を摘み、よもぎケーキや朴葉寿司を作つて食べることで、自然への興味や自然の恵みを感じた。・小中学校においては、総合的な学習の時間などにおいて、自然の恵みや資源の大切さ、また、環境の悪化が人類に及ぼす影響について学習した。・小学校では、栽培活動を通して、気候が作物に及ぼす影響について学んだ。	

教えることのできる人材の育成と活用	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
学校や地域、企業における環境教育、環境学習を支援する人材が不足しているため、早急に人材育成と活用方法を検討します。	

基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進

市民活動団体等への支援	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
市民活動団体や地域自治区等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給を行つた。また、環境美化活動に伴つて回収した処理困難ごみの処分費を補助金として交付した。	

連携・協力による地域活動の推進	担当：建設課
平成30年度の実施状況	
道路の草刈り等、みんなの道愛護事業で支援を行い、地域と連携して道路維持に努めた。	

市民活動の普及啓発、担い手の育成	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
市民活動団体や地域自治区等の皆様に多くの環境保全活動を実践していただいているので、その取り組みを広報えなや市ホームページで紹介し、活動の充実や新たな担い手の育成につながるよう検討していきます。	

基本方針(3) 広域的な連携・協力による取り組みの推進

岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築	担当：環境課
平成30年度の実施状況	
県や河川流域自治体と連携して、光化学スモッグをはじめとする大気汚染や水質汚濁が発生した場合における、FAXによる情報提供や連絡調整を行う体制が整っている。	

流域自治体と連携した取り組みの推進	担当：林政課
平成30年度の実施状況	
コカ・コーラ「森に学ぼう」プロジェクト（中野方町）や奥矢作森林フェスティバル（串原）を開催し、下流域住民との交流や連携した取り組みを推進した。	

目標の達成状況

項目	現状値(基準年)	実績		目標値	
		平成30年度	令和2年度	令和7年度	
「えな環境フェア」の来場者数	2,000人(平成27年)	2,500人	-	増加	

第3章 恵那市の環境の現状

1. 大気環境

人為的な活動の結果や火山の噴火などによる自然活動に伴って、通常は大気中に存在しない物質が排出され、その濃度と持続時間が人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことを大気汚染と言います。

代表的な大気汚染物質としては、硫黄酸化物 (SO_x) 、窒素酸化物 (NO_x) 、一酸化炭素 (CO) 、浮遊粒子状物質 (SPM) 、光化学オキシダント (O_x) が挙げられます。

大気には境界がないため、その影響は広範囲にわたり、さらに数十年後の健康に影響が生ずる恐れもあるなど、広域的かつ長期的視点から対応すべき問題でもあります。

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい環境の状態を定めたものです（環境基本法第16条第1項）。総合的な対策を行う上での長期的目標として、十分に安全な環境条件を定めているものであり、この基準を超えたからといって、直ちに健康に悪い影響を与えるというものではありません。

[表 3-1-1] 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること

[表 3-1-2] 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

(2) 大気の現況

恵那市では、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄と二酸化窒素を長期的に測定し、大気汚染の状況を監視しています。測定は毎月1回、市内7カ所で二酸化硫黄と二酸化窒素を同時に測定できるトリエタノールアミンろ紙(TEA)法により実施しています。

[表3-1-3] トリエタノールアミンろ紙法による測定結果

二酸化硫黄(SO₂)

単位: $\mu\text{g}/\text{day}/100\text{c m}^3$

測定個所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	7.6	7.0	3.2	2.9	3.0	1.7	2.4	3.2	4.9	12.0	9.9	9.3	6.0
	7.1	7.3	8.1	3.0	2.0	1.4	3.1	1.4	5.6	11.0	8.7	8.2	5.6
	7.1	4.0	3.5	3.6	2.8	1.6	2.8	3.9	2.9	3.0	3.5	2.9	3.5
大井町 NTT恵那営業所	15.0	8.0	4.6	4.5	4.6	3.8	4.2	7.0	16.0	22.0	12.0	18.0	10.0
	12.0	9.6	8.7	4.1	3.7	3.1	4.6	6.8	10.0	18.0	14.0	14.0	9.1
	5.3	5.1	4.1	2.5	4.6	3.4	3.9	4.3	3.4	2.6	3.3	2.7	3.8
大井町 総合福祉センター	13.0	12.0	4.1	3.4	3.5	3.1	2.7	5.1	11.0	22.0	15.0	19.0	9.5
	13.0	10.0	7.6	3.2	3.1	2.4	3.6	5.7	12.0	19.0	16.0	14.0	9.1
	10.0	4.9	3.6	2.9	3.0	2.5	3.6	4.1	4.7	3.7	5.1	5.7	4.5
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	4.7	4.3	1.9	2.3	2.1	1.3	1.6	2.4	2.9	5.1	5.0	7.2	3.4
	4.1	3.9	4.4	2.9	2.5	1.6	1.8	2.1	2.5	4.9	3.8	4.3	3.2
	3.5	3.4	2.3	2.5	4.2	3.5	3.3	4.9	2.6	2.5	3.5	3.4	3.3
長島町 恵那西中学校	8.5	7.5	3.3	2.7	1.8	1.4	2.4	3.3	6.3	10.0	7.1	8.5	5.2
	6.9	7.1	7.2	2.9	2.8	1.9	2.3	3.5	4.7	7.9	7.6	7.3	5.2
	6.6	3.2	2.7	2.1	3.6	2.8	3.8	3.1	2.6	2.5	3.2	10.0	3.9
大井町 恵那峡グランド ホテル	4.9	4.9	2.0	1.9	1.9	1.6	2.5	3.5	4.3	7.0	6.7	6.5	4.0
	5.2	4.3	4.9	2.0	1.8	1.3	2.4	3.2	4.7	7.3	6.1	5.7	4.1
	4.7	3.7	2.9	2.3	4.4	3.4	3.5	3.1	2.7	2.6	2.8	4.7	3.4
明智町 明智セラミックス 株社宅ウルップ荘	4.4	4.7	2.7	2.9	1.6	2.2	2.6	4.8	5.5	9.0	7.3	7.9	4.6
	4.7	4.3	5.1	2.5	1.9	1.5	2.4	4.4	5.3	7.7	6.8	7.4	4.5
	5.4	3.7	2.0	2.3	3.9	2.4	4.2	4.4	2.5	2.5	3.8	1.7	3.2

二酸化窒素(NO₂)

単位: $\mu\text{g}/\text{day}/100\text{c m}^3$

測定個所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	71.0	74.0	57.0	58.0	47.0	43.0	50.0	65.0	78.0	88.0	70.0	75.0	64.6
	66.0	63.0	52.0	57.0	52.0	44.0	53.0	28.0	61.0	82.0	69.0	60.0	57.3
	55.0	49.0	47.0	41.0	35.0	42.0	42.0	50.0	69.0	63.0	65.0	49.0	50.6
大井町 NTT恵那営業所	67.0	65.0	46.0	48.0	47.0	39.0	50.0	58.0	73.0	89.0	71.0	72.0	60.4
	66.0	62.0	44.0	58.0	43.0	41.0	52.0	60.0	70.0	84.0	73.0	65.0	59.8
	40.0	39.0	46.0	28.0	27.0	42.0	38.0	55.0	58.0	61.0	58.0	45.0	44.8
大井町 総合福祉センター	53.0	51.0	37.0	38.0	33.0	30.0	38.0	51.0	66.0	74.0	61.0	64.0	49.7
	50.0	48.0	35.0	40.0	38.0	35.0	46.0	52.0	61.0	67.0	57.0	52.0	48.4
	41.0	30.0	36.0	33.0	28.0	35.0	36.0	47.0	61.0	62.0	50.0	43.0	41.8
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	74.0	72.0	55.0	54.0	50.0	42.0	54.0	66.0	71.0	92.0	70.0	68.0	64.0
	63.0	65.0	55.0	58.0	49.0	43.0	52.0	60.0	75.0	95.0	65.0	61.0	61.8
	57.0	44.0	49.0	38.0	31.0	52.0	48.0	59.0	64.0	58.0	59.0	47.0	50.5
長島町 恵那西中学校	38.0	41.0	30.0	30.0	23.0	27.0	28.0	41.0	51.0	61.0	43.0	47.0	38.3
	36.0	32.0	28.0	31.0	30.0	28.0	35.0	40.0	51.0	59.0	43.0	36.0	37.4
	28.0	22.0	24.0	23.0	21.0	28.0	26.0	30.0	41.0	35.0	34.0	23.0	27.9
大井町 恵那峡グランド ホテル	31.0	32.0	33.0	27.0	23.0	20.0	18.0	24.0	37.0	42.0	33.0	35.0	29.6
	30.0	29.0	31.0	30.0	25.0	26.0	24.0	26.0	26.0	38.0	24.0	24.0	27.8
	23.0	17.0	25.0	26.0	23.0	23.0	15.0	21.0	27.0	28.0	28.0	20.0	23.0
明智町 明智セラミックス 株社宅ウルップ荘	28.0	28.0	21.0	24.0	22.0	19.0	20.0	26.0	36.0	42.0	31.0	35.0	27.7
	31.0	28.0	20.0	25.0	23.0	22.0	26.0	28.0	30.0	38.0	28.0	26.0	27.1
	22.0	19.0	25.0	22.0	18.0	20.0	16.0	24.0	28.0	29.0	26.0	26.0	22.9

※上段が平成28年度、中段が平成29年度、下段が平成30年度の数値を示す

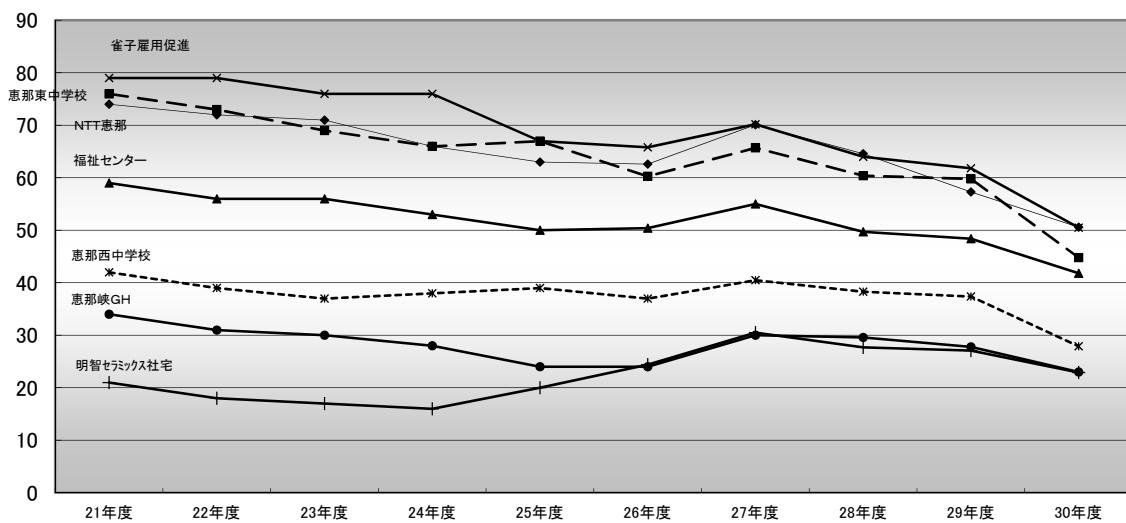
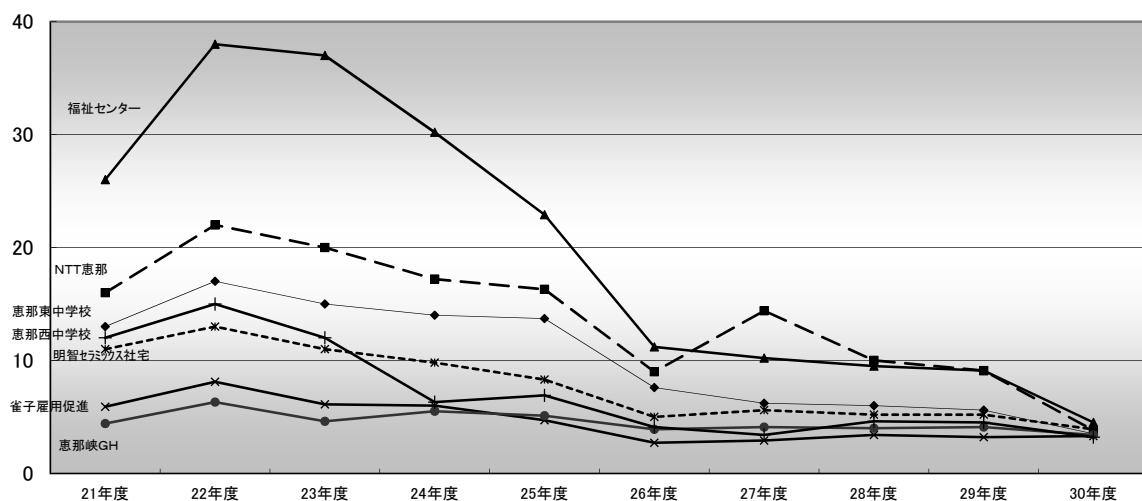
この測定結果はTEA法によるため、単純に環境基準とは比較できませんが、この測定法での判断値を恵那市では $175(\mu\text{g}/\text{day}/100\text{cm}^2)$ と定めております。月ごとの測定結果を確認すると、二酸化硫黄、二酸化窒素ともに判断値を大きく下回っており、大気環境は良好であるといえます。

過去10年の測定結果年平均値の推移[図3-1-1]を見ても、ほぼ横ばいに推移していることが分かります。

平成31年には恵那総合庁舎に大気汚染常時監視テレメータシステムが設置されました。これにより、大気汚染物質の測定が1時間ごとに行われ、大気汚染に係る環境基準に適合しているかどうか即時に確認できるようになりました。

恵那市は平成31年度から大気汚染常時監視テレメータシステムの測定値を活用し、大気汚染の状況を監視していきます。

[図3-1-1] 年平均値の推移



(3) 大気汚染に係る排出規制

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、さまざまな発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要です。「大気汚染防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する大気汚染物質について、次のような各種の規制措置を実施しています。

①ばい煙発生施設

硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出基準は、個々のばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じた着地濃度規制、いわゆるK値規制が実施されています（同法施行規則第3条）。

この排出基準は $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ で表されます。 q = 硫黄酸化物排出基準値 He = 有効煙突高 (m)

K値は汚染の程度によって地域ごとに定められており、K値が小さいほど規制が厳しくなりますが、恵那市のK値は最も緩やかな17.5と定められています。（同法施行令別表3、同法施行規則別表1）

ばいじん

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例によるばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度が規制されています。（同法施行規則別表2）

有害物質

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ素、鉛およびそれらの化合物と窒素酸化物を有害物質に指定し（同法施行令第1条）、同法および岐阜県公害防止条例では、これらの物質を含有する原料を使用している施設に対して、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制しています。（同法施行規則別表3、3の2）

②粉じん発生施設

特定粉じん

大気汚染防止法では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）を指定し（同法施行令第2条の4）、同法および「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」で解綿用機械など9施設を特定粉じん発生施設に指定し（同法施行令別表2の2、同条例施行規則別表）、敷地境界における濃度規制（同法施行規則第16条の2、同条例施行規則第3条）を行っています。

また特定粉じん排出等作業（同法施行令第3条の4）として、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材などを使用している建築物や工作物を解体、改造、補修する場合は作業基準を設けて規制を行っています（同法施行規則第16条の4）。

一般粉じん

特定粉じん以外の一般粉じんについては、大気汚染防止法で一定規模以上のコークス炉など5施設（同法施行令別表2）に対して、構造等に関する規準を定め（同法施行規則別表6）規制しています。

また岐阜県公害防止条例では、樹脂加工などの一般粉じん発生施設（同条例施行規則別表4）や吹付け塗装作業（同条例施行規則別表5）に対して、ホルムアルデヒドなどの特定物質（同条例施行規則第11条）の排出基準（同条例施行規則別表6）や構造等に関する規準（同条例施行規則別表7）を定め規制しています。

(4) 発生源の監視・指導

「大気汚染防止法」と「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設（同法施行令別表1）および粉じん発生施設（同法施行令別表2、2の2）を市内に設置している工場、事業所は、[表3-1-5]の通りです。これらの事業所については、県、市で立入検査をし、施設の管理状況などの監視、指導をしています。

[表3-1-5] 市内のはい煙・粉じん発生施設の届出状況

区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		VOC排出施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
大気汚染防止法	79	148	7	16	1	3
県公害防止条例	1	1	29	107	-	-

平成31年3月末現在

資料：岐阜県環境白書

2. 水環境

当市の公共水域は、木曽川、庄内川（土岐川）、矢作川の3水系に大別され、いずれの水系にもダムが築かれるという、他市にあまり例を見ない貴重な水源地としての役割を果たしています。これらの河川水は生活用水として、また工業用水や農業用水として利用され、私たちの日常生活や社会経済活動に密接に結び付いています。

このため市では、定期的な水質検査の実施と特定事業場への立入検査、生活排水対策などを通じて現状の把握と汚濁の削減に努めています。

（1）水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（健康項目）と「生活環境の保全に関する項目」（生活環境項目）についてそれぞれ設定されています。

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域において一律に定められ、直ちに達成し維持するよう努めるものとして、現在27項目が設定されています。

[表3-2-1] 人の健康の保護に関する環境基準

汚染物質名	環境基準値	汚染物質名	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
ひ素	0.01 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	シマジン	0.003 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ふつ素	0.8 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等から水域ごとに A A から E までの類型を指定し、類型ごとに pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の 5 項目で基準値が定められています。

[表 3-2-2] 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—
市内の類型指定該当水域		【A A】矢作川（矢作ダムより上流）、上村川 【A】矢作川（矢作ダムより下流）、明智川、阿妻川、木曽川、阿木川（恵那大橋より上流）、中野方川、土岐川 【B】小里川 【C】阿木川（恵那大橋より下流）				
備考	1. 基準値は日間平均とする 2. 農業用利水点については、pH 6.0 以上 7.5 以下、DO 5mg/l 以上とする 3. 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等 β- 中腐水性水域の水産生物用 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度					

(2) 河川水質の現況

市では河川水質の状況を把握するため、32河川48カ所を調査地点に選定し、健康項目を年1回[表3-2-3]、生活環境項目を年6回（阿木川の一部などは毎月）[表3-2-4]、水質検査を実施しています。

[表3-2-3] 河川水質の検査結果（健康項目）

項目	環境基準値	調査個所数	28年度結果	29年度結果	30年度結果
カドミウム	0.003 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
全シアン	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
鉛	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
六価クロム	0.05 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ひ素	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
総水銀	0.0005 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
アルキル水銀	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
P C B	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チウラム	0.006 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シマジン	0.003 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
セレン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	48	不検出～4.2	0.1～9.9	不検出～1.0
ふつ素	0.8 mg/l 以下	48	不検出～0.19	不検出～0.17	不検出～0.14
ほう素	1.0 mg/l 以下	48	不検出～0.69	不検出～1.0	すべて不検出
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出

採水日：平成28年7月、平成29年7月、平成30年7月

[表3-2-4] 平成30年度河川水質の生活環境項目検査結果

河川名	採水個所	pH 平均	BOD (mg/l) 平均	COD (mg/l) 平均	SS (mg/l) 平均
木曾川水系	天神橋	7.1 - 7.4	7.3	0.3 - 1.4	0.9
	両島橋	7.2 - 7.6	7.4	0.5 - 1.8	1.2
	神之木橋	7.1 - 7.5	7.3	0.8 - 2.1	1.4
	中電取水口付近	7.1 - 7.6	7.3	0.6 - 1.8	1.2
	木曽川合流前	7.2 - 7.9	7.5	0.8 - 3.0	1.6
	飯沼川	下橋戸橋	7.1 - 7.4	7.3	0.4 - 1.6
	伊織川	飯沼川合流前	7.1 - 7.5	7.3	0.3 - 1.3
	小沢溜池	上流	6.9 - 7.2	7.1	0.4 - 1.6
	定蓮寺川	公文橋	7.1 - 7.4	7.3	0.3 - 1.5
	永田川	長島橋	7.2 - 7.5	7.4	0.5 - 1.8
		新栄橋	7.2 - 7.7	7.5	0.9 - 9.4
	田違川	永田川合流前	7.1 - 7.4	7.3	0.4 - 1.3
	小路川	中央道下	7.3 - 7.5	7.4	0.6 - 1.5
	横町川	東海神栄付近	7.3 - 7.6	7.5	0.7 - 1.7
	濁川	中津川市境	7.0 - 7.2	7.1	0.4 - 1.6
		奉行橋	7.2 - 7.6	7.4	0.6 - 1.6
	岩村川	本郷橋	7.2 - 7.8	7.5	0.4 - 1.4
	富田川	富田会館付近	7.2 - 7.4	7.3	0.4 - 1.6
	飯羽間川	上田橋	7.2 - 7.7	7.5	0.3 - 1.7
	千田川	千田橋	7.0 - 7.4	7.2	0.4 - 1.3
		木曽川合流前	7.0 - 7.5	7.4	0.3 - 1.9
	木曽川	笠置橋	6.9 - 7.4	7.3	0.5 - 1.0
	和田川	和田川橋	7.0 - 7.6	7.3	0.4 - 2.0
		安弘見橋	7.0 - 7.4	7.2	0.5 - 1.7
	中野方川	中央橋	6.9 - 7.3	7.1	0.4 - 1.8
		野瀬橋	7.0 - 7.4	7.3	0.5 - 1.4
		巴橋	7.0 - 7.5	7.3	0.3 - 1.4
庄内川水系	土岐川	浜松橋	7.2 - 7.5	7.3	0.4 - 1.7
		折坂橋	7.2 - 7.6	7.4	0.4 - 2.2
		藤川合流前	6.2 - 7.5	7.2	0.2 - 2.1
		瑞浪市境	7.3 - 7.6	7.5	0.4 - 2.3
	藤川	伊保沢橋	7.3 - 7.6	7.5	0.3 - 1.4
	佐々良木川	殿畠夕立山	7.2 - 7.4	7.3	0.3 - 0.9
		瑞浪市境	6.7 - 7.4	7.2	0.6 - 1.4
	小里川	広瀬橋	7.1 - 7.4	7.3	0.5 - 1.9
	大坪川	小里川合流前	7.2 - 7.6	7.4	0.3 - 1.9
	阿妻川	阿妻才坂合流点	7.2 - 7.4	7.3	0.6 - 1.7
矢作川水系	明智川	交番裏合流点下	7.1 - 7.4	7.3	0.6 - 3.5
		出合橋合流点下	7.3 - 7.7	7.5	0.3 - 1.6
		大平川	ゴルフ場下	7.3 - 7.5	7.4
	高波川	高波橋	7.0 - 7.4	7.3	0.5 - 1.7
	吉田川	吉良見川合流点	7.0 - 7.3	7.2	0.5 - 1.7
		門野川	浄化センター上	7.1 - 7.3	7.2
	上村川	鶴鶴橋	7.1 - 7.5	7.3	0.2 - 1.3
	飯田洞川	中広橋	7.1 - 7.4	7.2	0.2 - 1.7
	岩倉川	中島林道	7.0 - 7.4	7.2	0.2 - 1.3
	追沢川	追沢林道	7.1 - 7.4	7.2	0.5 - 1.4

備考 定量下限値は0として、大腸菌群数の16000超は16000として平均値を計算

[表3-2-4つづき]

D O (mg/l)	平均	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		全窒素 (mg/l)		全リン (mg/l)		採水個所
			平均		平均		平均	
11.0 - 14.0	12.3	170 - > 16000	8393	<0.20 - 0.72	0.37	0.011 - 0.043	0.021	天神橋
10.0 - 13.0	11.8	18 - 9200	1544	0.46 - 2.10	0.67	0.005 - 0.160	0.026	両島橋
10.0 - 13.0	11.8	170 - 16000	2083	0.56 - 0.94	0.69	0.017 - 0.042	0.032	神之木橋
10.0 - 13.0	11.8	130 - 9200	2570	0.44 - 0.66	0.57	0.010 - 0.033	0.023	中電取水口付近
11.0 - 14.0	12.1	110 - > 16000	3862	0.76 - 4.10	1.55	0.020 - 0.054	0.038	木曽川合流前
10.0 - 14.0	12.2	130 - 16000	4498	0.40 - 0.90	0.56	0.007 - 0.061	0.020	下橋戸橋
11.0 - 14.0	12.5	< 18 - 3500	1074	0.25 - 0.69	0.36	0.004 - 0.070	0.025	飯沼川合流前
10.0 - 14.0	12.2	78 - > 16000	3213	0.38 - 0.62	0.47	0.006 - 0.030	0.018	上流
10.0 - 14.0	12.2	490 - > 16000	7315	0.47 - 0.64	0.58	0.009 - 0.037	0.025	公文橋
10.0 - 14.0	12.2	230 - > 16000	6705	0.80 - 1.10	1.00	0.029 - 0.053	0.040	長島橋
10.0 - 14.0	12.0	< 18 - 16000	6258	0.70 - 1.30	0.99	0.029 - 0.049	0.037	新栄橋
10.0 - 14.0	12.2	950 - > 16000	6575	0.84 - 1.20	1.07	0.019 - 0.042	0.029	永田川合流前
10.0 - 14.0	12.0	330 - > 16000	6450	0.59 - 1.50	0.82	0.031 - 0.061	0.042	中央道下
9.8 - 14.0	11.8	330 - > 16000	5025	0.57 - 0.98	0.75	0.010 - 0.067	0.034	東海神栄付近
10.0 - 14.0	12.3	460 - > 16000	7608	0.49 - 1.50	0.83	0.020 - 0.120	0.049	中津川市境
9.8 - 14.0	12.0	40 - 16000	7395	0.76 - 1.40	1.08	0.031 - 0.092	0.055	奉行橋
11.0 - 14.0	12.3	490 - > 16000	7397	0.35 - 0.87	0.53	0.007 - 0.045	0.023	本郷橋
10.0 - 14.0	12.3	130 - 3500	1475	0.37 - 0.74	0.54	0.008 - 0.042	0.016	富田会館付近
10.0 - 14.0	12.3	45 - > 16000	4848	0.35 - 1.60	0.90	<0.002 - 0.016	0.013	上田橋
10.0 - 14.0	11.8	170 - > 16000	9078	0.59 - 1.30	0.85	0.035 - 0.095	0.063	千田橋
10.0 - 14.0	12.0	170 - 16000	4593	0.44 - 0.68	0.59	0.011 - 0.050	0.029	木曽川合流前
11.0 - 14.0	12.5	78 - 9200	2273	0.34 - 0.76	0.47	0.008 - 0.048	0.021	笠置橋
10.0 - 14.0	12.0	310 - > 16000	5085	0.53 - 3.60	1.98	0.065 - 0.310	0.186	和田川橋
10.0 - 14.0	12.0	130 - 3500	2043	0.50 - 3.90	2.00	0.079 - 0.310	0.170	安弘見橋
10.0 - 14.0	12.0	140 - 16000	3535	0.30 - 0.72	0.51	0.011 - 0.027	0.022	中央橋
10.0 - 14.0	12.2	220 - 16000	4352	0.30 - 0.73	0.50	0.014 - 0.027	0.019	野瀬橋
11.0 - 14.0	12.3	45 - 5400	1716	0.30 - 0.61	0.48	0.011 - 0.015	0.013	巴橋
11.0 - 14.0	12.3	270 - > 16000	6493	0.44 - 1.20	0.93	0.016 - 0.057	0.038	浜松橋
11.0 - 14.0	12.3	1300 - > 16000	8267	0.47 - 1.20	0.86	0.012 - 0.063	0.033	折坂橋
10.0 - 14.0	12.2	230 - > 16000	5987	0.51 - 3.50	1.50	0.017 - 0.490	0.110	藤川合流前
10.0 - 14.0	12.0	130 - > 16000	8387	0.86 - 6.30	2.01	0.015 - 0.330	0.086	瑞浪市境
11.0 - 14.0	12.2	330 - > 16000	4362	0.51 - 1.10	0.71	0.016 - 0.089	0.045	伊保沢橋
11.0 - 14.0	12.3	110 - > 16000	4742	0.49 - 1.50	1.10	0.019 - 0.240	0.106	殿畠夕立山
11.0 - 14.0	12.3	130 - > 16000	3553	0.54 - 0.77	0.66	0.010 - 0.051	0.034	瑞浪市境
11.0 - 14.0	12.7	790 - > 16000	6363	0.52 - 0.90	0.72	0.027 - 0.061	0.041	広瀬橋
10.0 - 14.0	12.5	700 - > 16000	4682	0.68 - 13.00	3.00	0.017 - 0.079	0.033	小里川合流前
11.0 - 14.0	12.5	18 - 3500	1336	0.24 - 0.61	0.35	0.003 - 0.015	0.009	阿妻才坂合流点
10.0 - 14.0	12.5	560 - 16000	5885	0.42 - 0.76	0.56	0.020 - 0.043	0.031	交番裏合流点下
11.0 - 14.0	12.7	110 - > 16000	3548	0.46 - 1.20	0.72	0.031 - 0.610	0.154	出合橋合流点下
11.0 - 14.0	12.3	40 - > 16000	3698	0.48 - 0.71	0.61	0.008 - 0.066	0.032	ゴルフ場下
11.0 - 14.0	12.7	130 - 16000	4787	0.33 - 0.61	0.45	0.011 - 0.017	0.015	高波橋
11.0 - 14.0	12.7	330 - 16000	3855	0.47 - 0.71	0.59	0.028 - 0.042	0.033	吉良見川合流点
10.0 - 14.0	12.2	68 - 1700	603	0.63 - 1.10	0.82	0.034 - 0.120	0.060	ゴルフ場放流水
11.0 - 14.0	12.7	45 - 16000	3299	0.34 - 0.58	0.44	0.013 - 0.340	0.071	浄化センター上
11.0 - 14.0	12.7	20 - 3500	776	<0.20 - 0.28	0.05	<0.002 - 0.013	0.007	鶴鳩橋
11.0 - 14.0	12.7	< 18 - 3500	818	<0.20 - 0.30	0.10	0.002 - 0.011	0.006	中広橋
11.0 - 14.0	13.0	< 18 - 1100	301	<0.20 - 0.42	0.23	0.013 - 0.046	0.027	中島林道
11.0 - 14.0	12.8	< 18 - 5400	1231	0.24 - 0.56	0.38	0.010 - 0.027	0.018	追沢林道

BODの環境基準達成状況

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川におけるBODの適合状況は〔表3-2-6〕の通りとなりました。平成30年度は、上村川で環境基準を達成できませんでしたが、残りの調査地点では環境基準に適合していると評価できる結果となり、18カ所の調査地点のうち17カ所で環境基準を達成していますので、達成率は94.4%でした。

〔表3-2-6〕 河川別BODの環境基準達成状況

河川名	採水個所	平成28年度			平成29年度			平成30年度			類型指定	
		75%評価 X/Y	75%値 (mg/l)	達成状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/l)	達成状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/l)	達成状況		
木曽川水系	阿木川	天神橋	0/6	1.3	○	0/6	0.8	○	0/6	1.2	○	A
		両島橋	0/12	1.5	○	0/12	0.5	○	0/12	1.4	○	
		神之木橋	0/12	1.6	○	0/12	1.2	○	0/12	1.7	○	C
		中電取水口付近	0/12	1.7	○	0/12	1.6	○	0/12	1.4	○	
	木曽川	笠置橋	0/6	1.3	○	0/6	0.9	○	0/6	0.9	○	A
庄内川水系	中野方川	中央橋	0/6	1.1	○	0/6	0.9	○	0/6	1.3	○	A
		野瀬橋	0/6	1.0	○	0/6	0.9	○	0/6	1.1	○	
		巴橋	0/6	1.2	○	0/6	0.9	○	0/6	0.9	○	A
矢作川水系	土岐川	浜松橋	0/6	1.4	○	0/6	0.9	○	0/6	1.2	○	A
		折坂橋	0/6	1.2	○	0/6	1.1	○	1/6	2.0	○	
		藤川合流前	0/6	1.3	○	0/6	1.1	○	1/6	2.0	○	
		瑞浪市境	0/6	1.3	○	0/6	1.0	○	1/6	2.0	○	A
阿妻川	小里川	広瀬橋	0/6	1.3	○	0/6	1.8	○	0/6	1.7	○	B
	阿妻川	阿妻才坂合流点	0/6	1.2	○	0/6	1.5	○	0/6	1.1	○	A
	明智川	交番裏合流点下	0/6	1.4	○	0/6	1.9	○	1/6	1.3	○	A
		出合橋合流点下	0/6	1.6	○	0/6	1.4	○	0/6	1.0	○	
上村川	鶴鳩橋	2/6	1.4	×	4/6	1.5	×	2/6	1.2	×	AA	

BOD値の経年変化

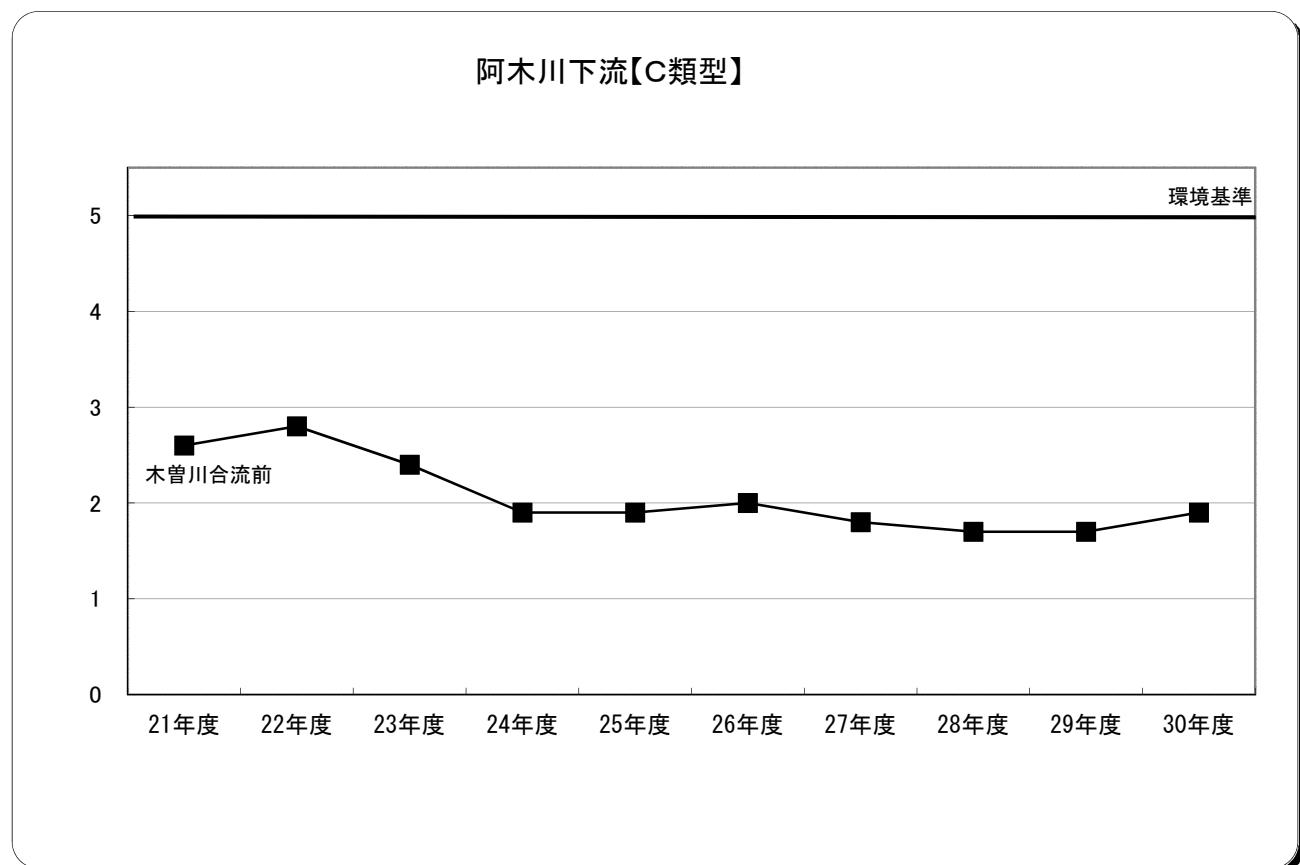
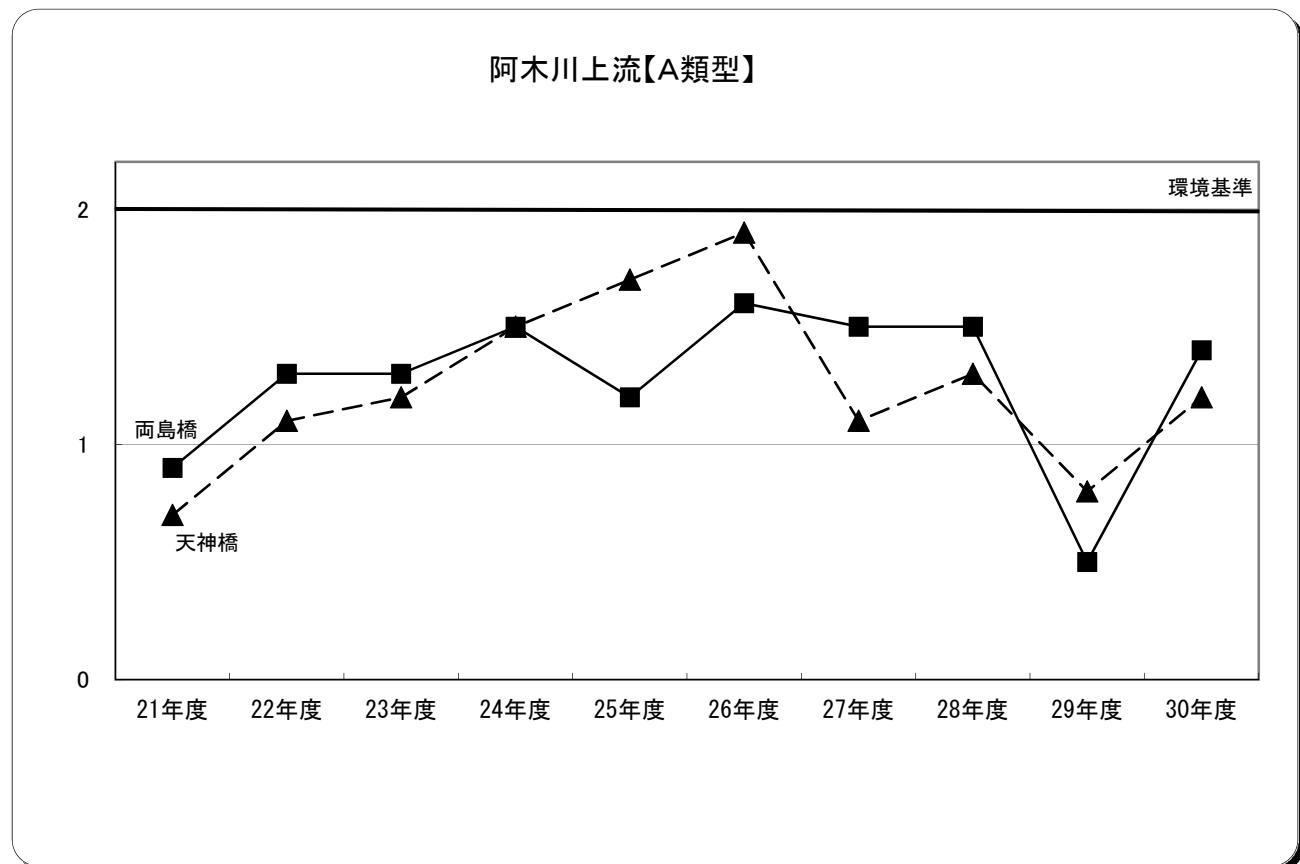
類型指定された河川の過去10年のBOD(75%値)の経年変化を〔図3-2-1〕に示しました。

市では、阿木川最下流部(木曽川合流前)におけるBODの75%値を現在のC類型からB類型の環境基準〔表3-2-2〕に相当する3mg/l以下になるよう目標値を設定しています。

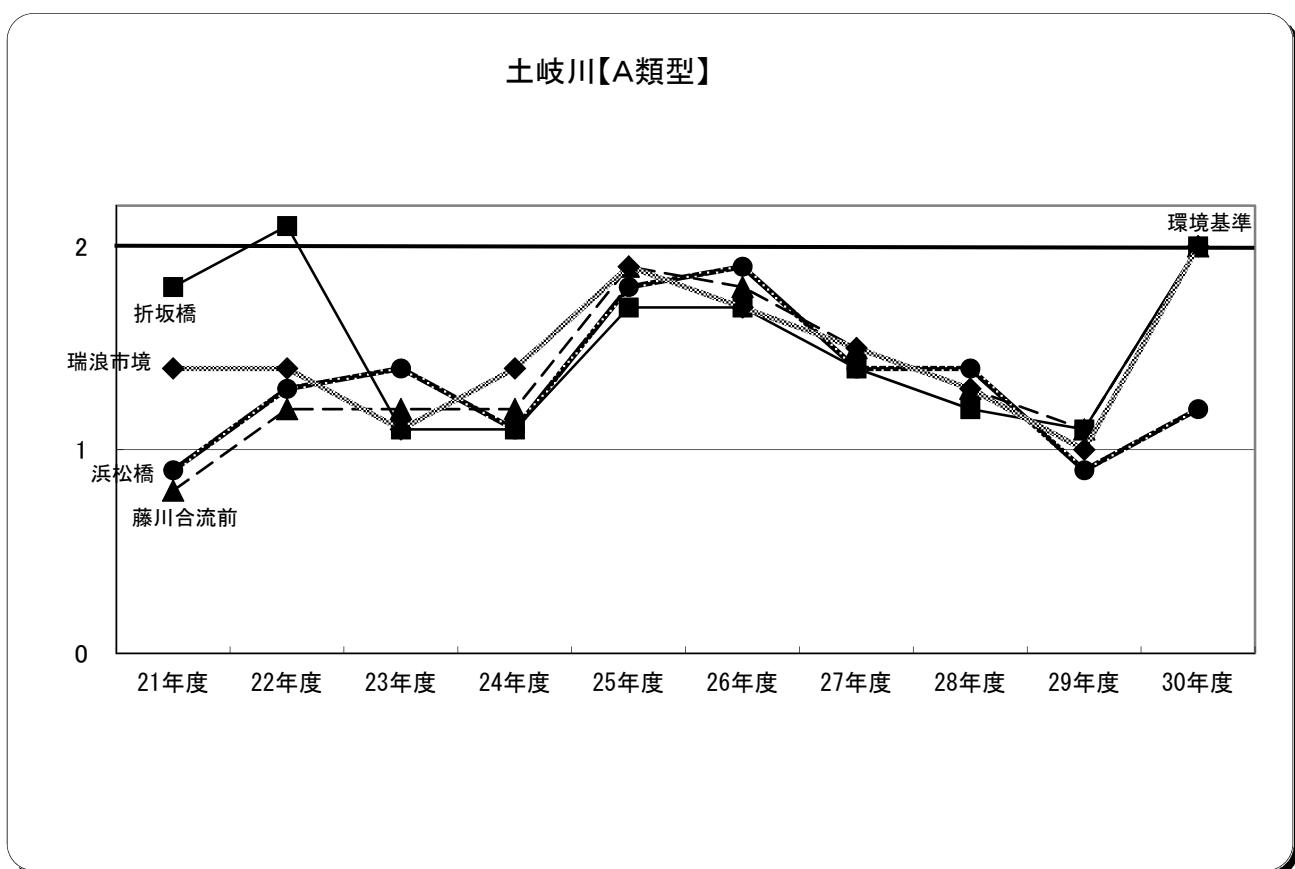
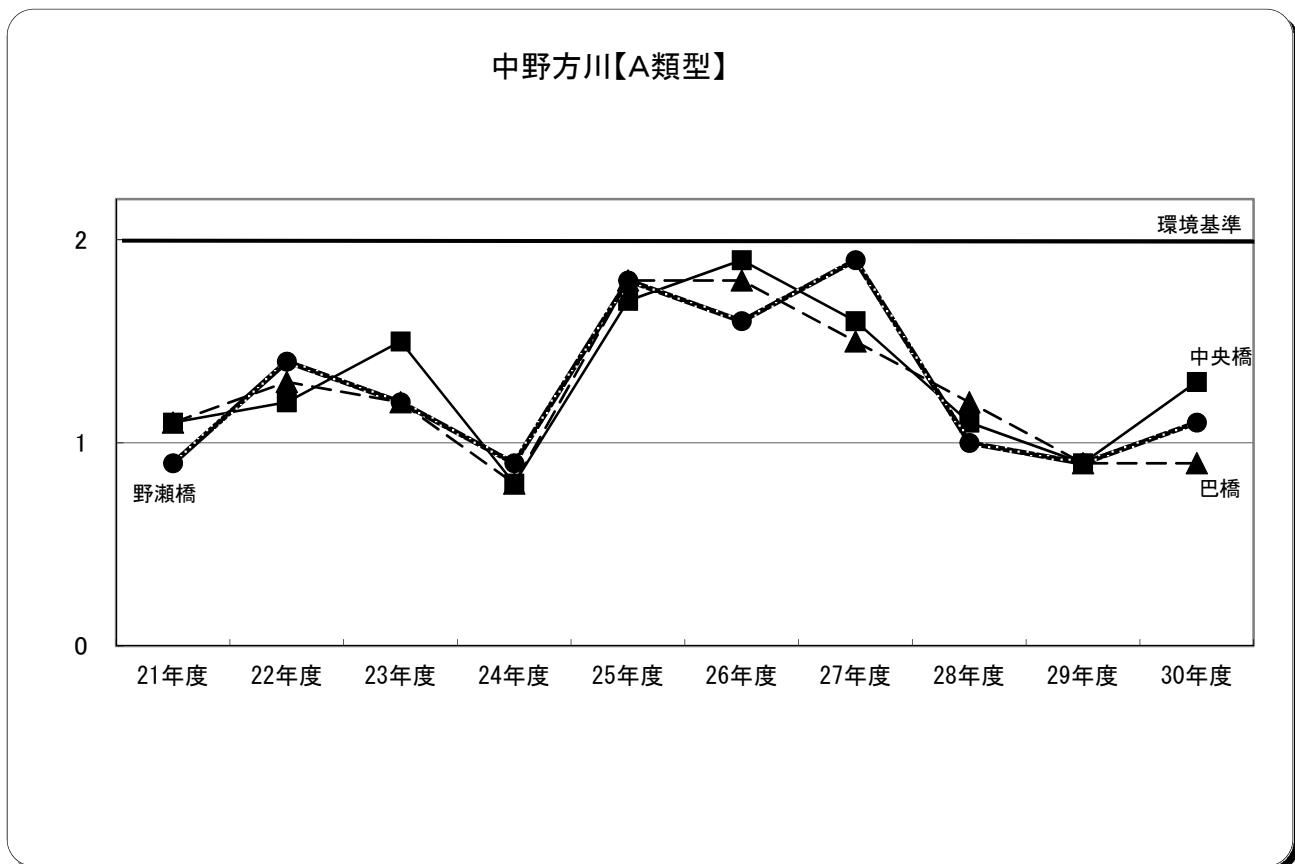
この地点における75%値は、平成18年度以降年々向上してきており、20年度2.7mg/lと初めて目標である3mg/l以下を達成することができました。その後も28年度1.7mg/l、29年度1.7mg/l、30年度1.9mg/lと目標値を維持しており、今後も引き続きB類型環境基準の維持ができるよう、水質保全策を進めています。

恵那市で唯一AA類型である上村川が3年連続でBOD(75%値)の環境基準に満たしておりません。原因を追究するため、引き続き水質保全の監視に努めます。

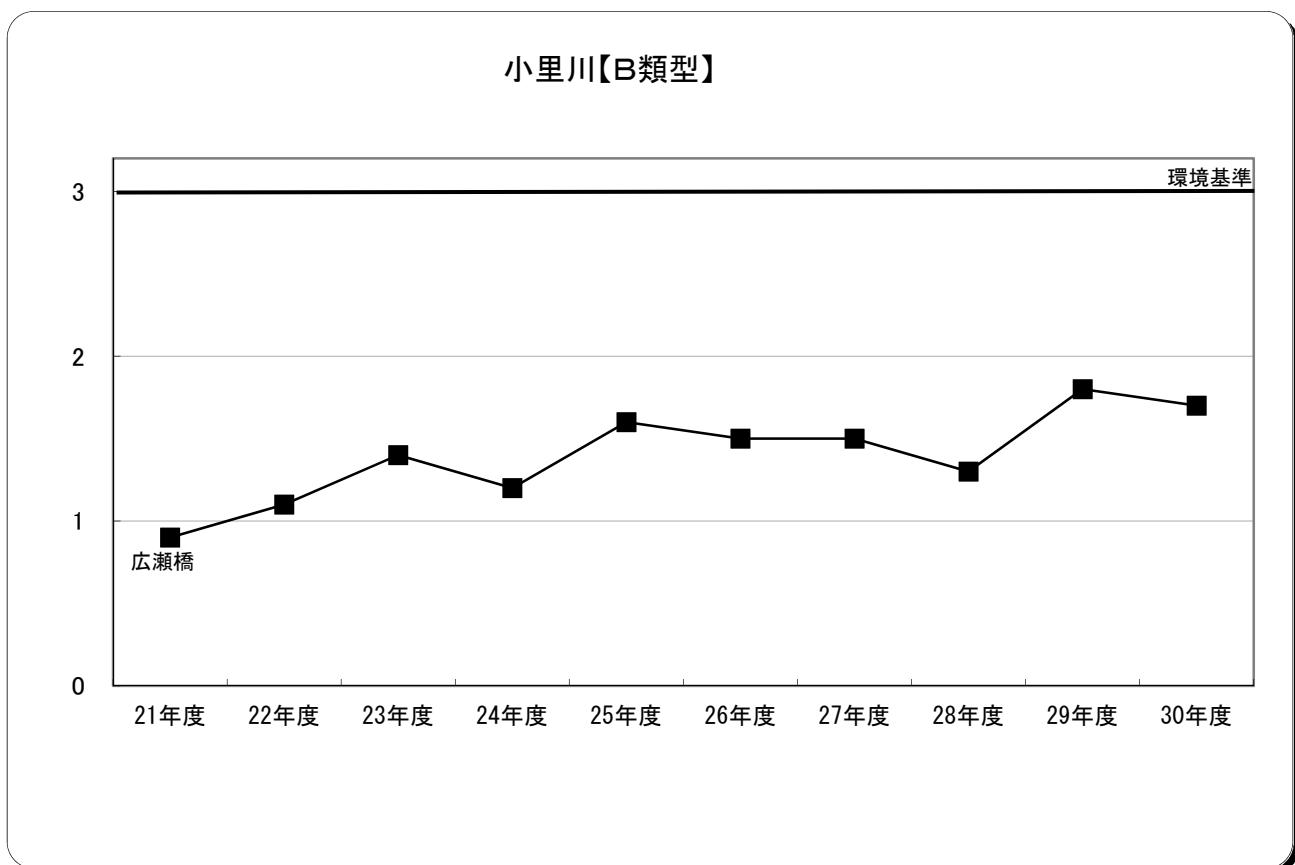
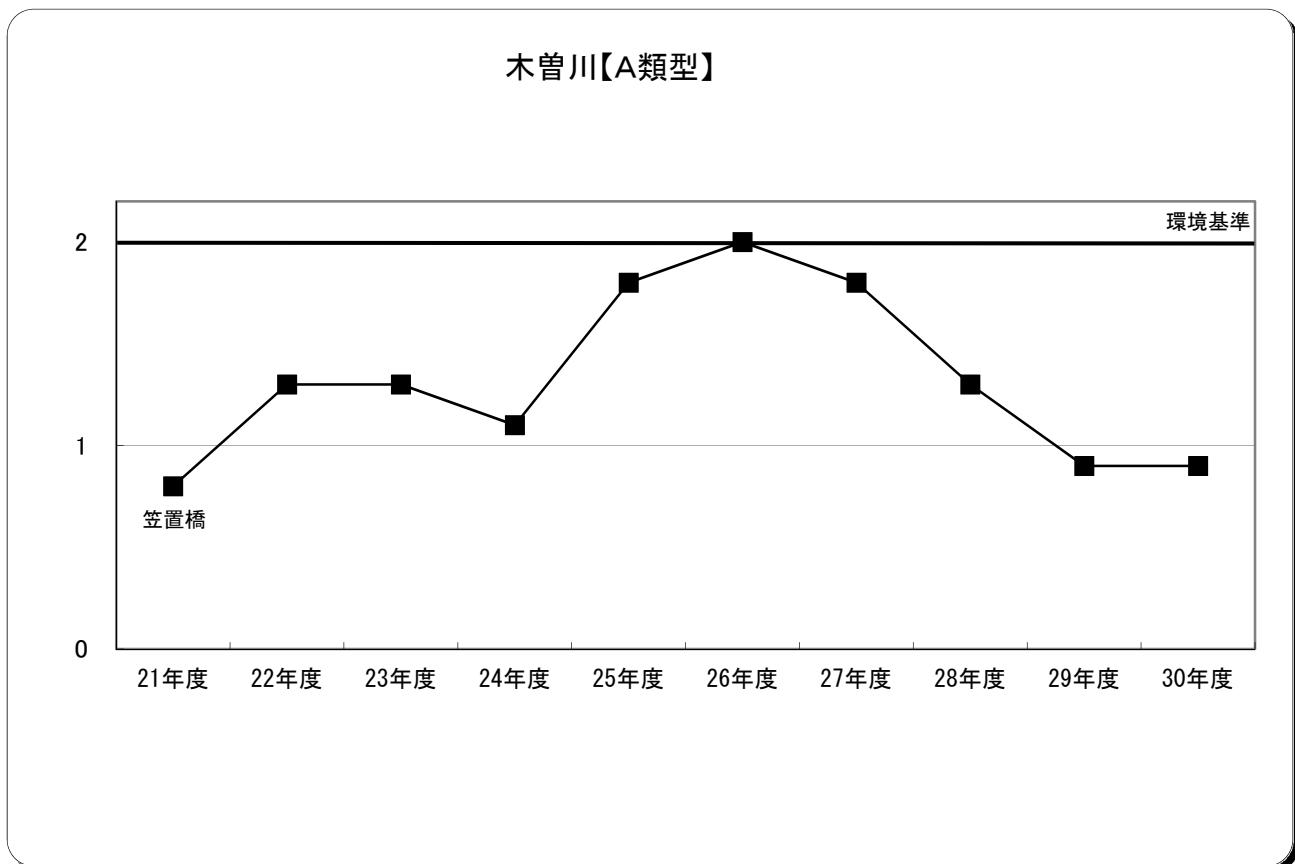
[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ①



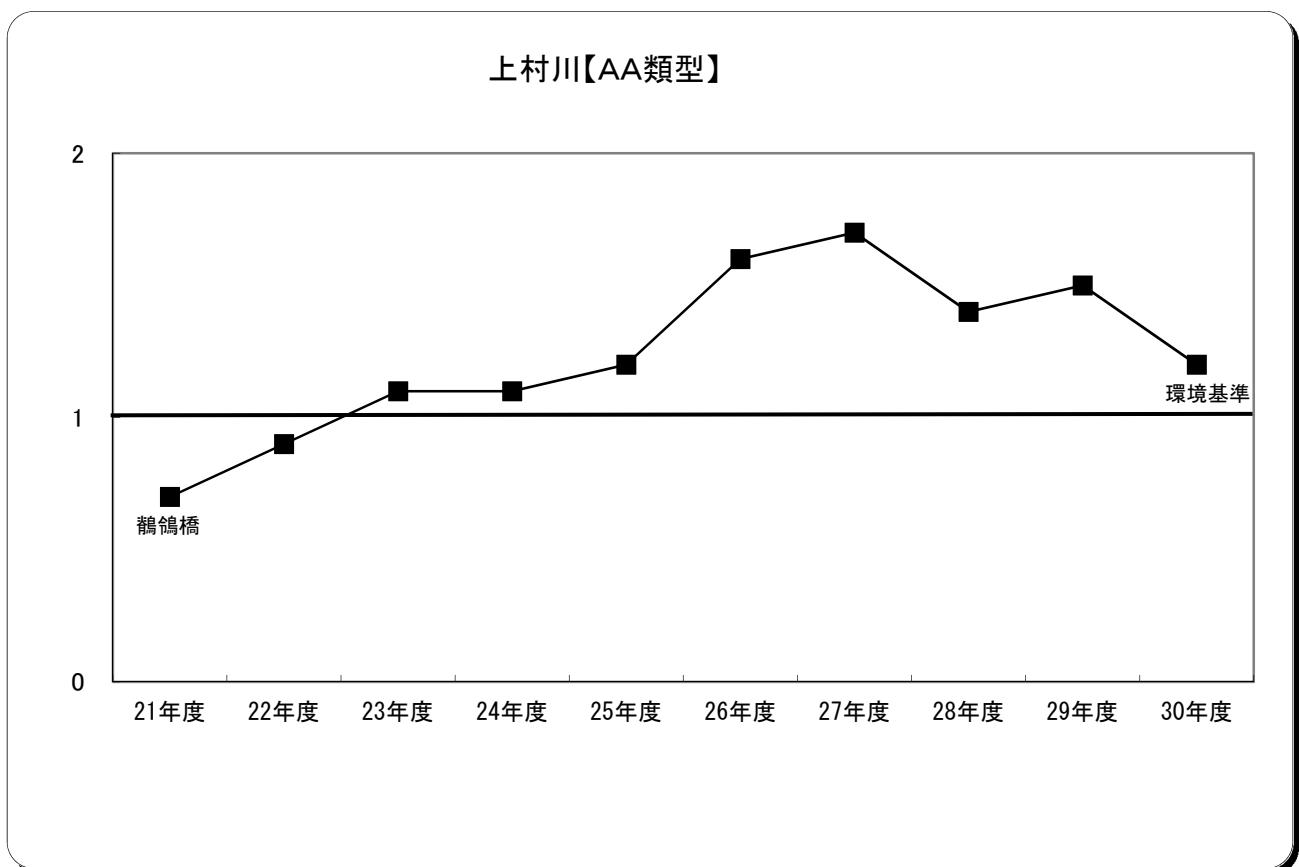
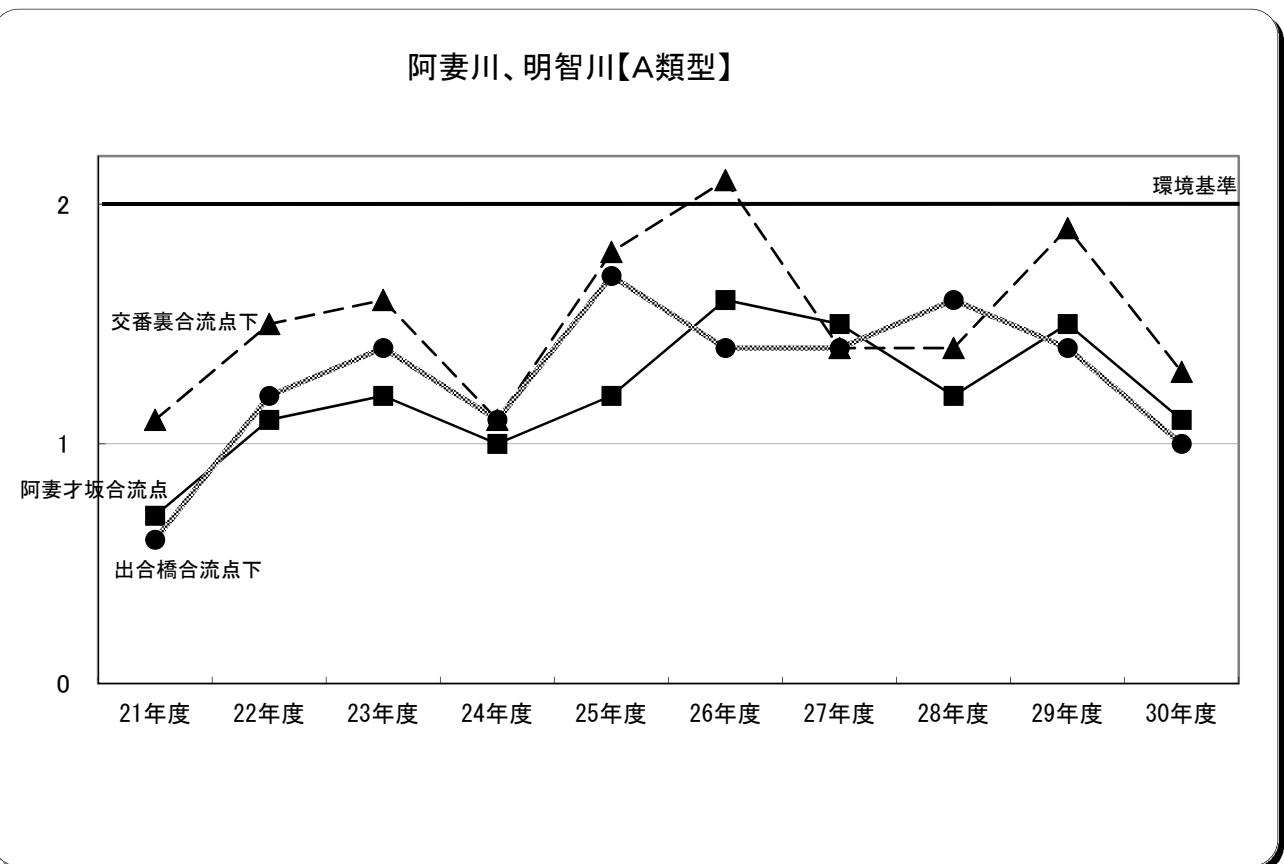
[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ②



[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ③



[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ④



(3) 河川底質の現況

河川底質の汚濁状況および汚染による水生生物への影響等を把握するため、市内3地点で年1回底質調査を実施しています。

[表3-2-7] 河川底質調査結果

項目	採取個所		阿木川中央道架橋付近		永田川新栄橋付近	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
強熱減量 (%)	1.4	0.8	1.6	1.0	3.8	1.7
乾燥減量 (%)	23	21	22	22	28	24
フェノール類 (mg/g)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
有機リン化合物 (mg/kg)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
全窒素 (mg/g)	0.18	0.21	0.32	0.17	0.86	0.52
全リン (mg/g)	0.10	0.046	0.18	0.098	0.31	0.13
カドミウム (mg/kg)	0.05未満	0.05未満	0.05	0.05	0.17	0.06
鉛 (mg/kg)	5.3	2.4	5.2	3.2	14	5.3
総水銀 (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満
P C B (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
六価クロム (mg/kg)	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ひ素 (mg/kg)	2.5	2.8	1.9	4.6	5.7	3.0
シアン化合物 (mg/kg)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

採取日：【平成29年度】平成30年1月22日、【平成30年度】平成31年2月25日

(4) 水質汚濁に係る排水規制

公共用水域の汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」により、特定事業場(同法施行令別表1)から公共用水域に排出される水については、排水基準が設定されています。この規制基準に適合しない排水を放流した場合には、罰則が定められています。

水質汚濁防止法による排水基準

人の健康に有害なカドミウム、シアン、鉛などの物質(同法施行令第2条)については、すべての特定事業場に排水の規制基準が定められています[表3-2-8]。またpH、BODなどの生活環境項目については、1日当たりの排水量50m³以上の特定事業場に排水基準が適用されます[表3-2-9]。

[表 3-2-8] 人の健康に係る排水基準（有害物質）

排水基準を定める省令 別表 1

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/l	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
シアノ化合物	1mg/l	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l
有機燐化合物	1mg/l	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l
鉛及びその化合物	0.1mg/l	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
六価クロム化合物	0.5mg/l	チウラム	0.06mg/l
砒素及びその化合物	0.1mg/l	シマジン	0.03mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l	チオベンカルブ	0.2mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/l
P C B	0.003mg/l	セレン及びその化合物	0.1mg/l
トリクロロエチレン	0.1mg/l	ほう素及びその化合物	10mg/l (海域以外の公共用水域に排出されるもの)
テトラクロロエチレン	0.1mg/l	ふつ素及びその化合物	8mg/l (海域以外の公共用水域に排出されるもの)
ジクロロメタン	0.2mg/l	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
四塩化炭素	0.02mg/l		
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l		
1・1-ジクロロエチレン	1mg/l	1, 4-ジオキサン	0.5mg/l

[表 3-2-9] 生活環境の保全に係る排水基準

排水基準を定める省令 別表 2

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度 (P H)	5.8 以上 8.6 以下	亜鉛含有量 (Z n)	2mg/l
B O D (生物化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)	溶解性鉄含有量 (F e)	10mg/l
C O D (化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)	溶解性マンガン含有量 (M n)	10mg/l
浮遊物質量 (S S)	200mg/l (日間平均 150mg/l)	クロム含有量 (C r)	2mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質 量 (鉱油類含有量)	5mg/l	大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm³
ノルマルヘキサン抽出物質 量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l	窒素含有量 (N)	120mg/l (日間平均 60mg/l)
フェノール類含有量	5mg/l	りん含有量 (P)	16mg/l (日間平均 8mg/l)
銅含有量 (C u)	3mg/l		

備考 1 B O Dは湖沼、海域への排水を除き適用、C O Dは湖沼、海域への排水のみ適用する。

2 窒素含有量とりん含有量は、特定の湖沼と流入河川への排水のみ適用する。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-2-10] の通りです。これらの事業所については、県・市で立入調査をし、施設の管理状況などの監視・指導をしています。

[表 3-2-10] 水質関係の業種別特定事業場数

平成 31 年 3 月末現在

区分	特定事業場数	排水基準適用特定事業場数
水質汚濁防止法	畜産	54
	食品	95
	染色	2
	製紙	2
	出版	1
	化学生	0
	生コン	5
	窯業	17
	碎石機	2
	表面処理	0
	メッキ	8
	旅館	4
	洗濯	66
	車両洗浄	18
	試験研究	37
	し尿処理	4
	下水道	9
	その他	6
	小計	51
		381
県公害防止条例	写真製版	3
	スプレー	2
	段ボール	6
	畜産	59
	給油所	71
	吹付け	2
	石材	0
小計		143
合計		524
		38

資料：岐阜県環境白書

(6) 食用廃油の回収

川を美しくする運動「ブルーリバー作戦」の一環として、使用済みの食用廃油を回収しています。[表 3-2-11] で示した 26 カ所を拠点に毎月実施しており、容器の設置と回収を恵那たんぽぽ作業所に委託しています。また、恵那市 3 R 推進施設「ふれあいエコプラザ」でも食料廃油を回収しています。

こうして回収された食用廃油は、自動車燃料として活用されています。(バイオディーゼル燃料)

[表 3-2-11] 平成 30 年度の廃油回収量

地区	回収場所	単位：リットル											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大井	岡瀬沢西集会所	4	3	10	0	2	10	0	14	5	0	5	3
	丸池一組集会所	0	2	0	0	0	10	0	0	15	1	0	10
	総合福祉センター	4	0	0	0	0	0	0	15	0	0	36	0
長島	市役所会議棟	0	8	0	0	0	0	0	39	35	0	45	5
	正家公民館	12	3	10	0	0	10	0	18	0	0	0	15
	中野会館	4	1	0	4	0	10	2	5	5	0	5	8
	アグリパーク	4	4	5	0	1	0	0	0	10	0	2	3
	千田公民館	4	5	10	37	8	5	0	15	0	2	0	5
東野	上組公会堂	4	4	0	4	0	10	5	19	0	0	0	0
	東野コミュニティセンター	0	5	10	15	0	0	6	5	5	2	0	2
三郷	三郷コミュニティセンター	0	5	10	9	0	10	16	10	5	4	7	10
	野井公民館	4	0	0	5	2	10	0	0	0	0	5	0
武並	旧武並公民館	18	20	0	2	2	10	30	15	0	0	18	4
	武並コミュニティセンター	8	30	5	4	40	10	16	0	5	15	2	10
笠置	毛呂窪公民館	0	5	0	1	5	10	5	8	0	0	2	13
	笠置振興事務所	4	0	10	0	2	0	11	5	0	2	1	4
	河合公民館	18	0	10	6	4	10	16	0	0	0	5	3
中野方	第2区公民館	4	13	0	17	2	5	5	13	0	0	3	4
	中野方コミュニティセンター	0	7	10	0	3	15	4	0	5	0	15	0
	第9区公民館	4	25	10	2	9	10	11	12	0	2	0	0
飯地	飯地コミュニティセンター	44	40	0	0	30	10	27	7	10	2	10	19
岩村	旧岩村振興事務所	32	30	60	39	30	25	18	35	50	30	15	25
山岡	山岡振興事務所	36	20	20	0	50	40	28	45	50	30	48	36
明智	明智振興事務所	26	50	20	15	20	20	60	50	50	20	51	16
串原	串原振興事務所	0	5	10	0	0	0	4	0	0	30	0	49
上矢作	上矢作振興事務所	19	4	40	0	15	10	6	45	50	0	28	5
計		253	289	250	160	225	250	270	375	300	140	303	200
ふれあいエコプラザ		200	411	300	140	175	200	280	140	300	140	201	200
総合計		453	700	550	300	400	450	550	515	600	280	504	400
3,015													

[表 3-2-12] 年度別廃油回収量

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回収量	4,738ℓ	2,682ℓ	5,180ℓ	4,682ℓ	4,150ℓ	4,774ℓ	5,480ℓ	5,350ℓ	5,702ℓ

※平成 18 年 8 月から実施

3. 騒音・振動

騒音

騒音とは、不快に感じられる音や睡眠に影響を与えるような「好ましくない音」などのことをいいます。心理的要因が強く個人差があるため、感覚的公害とも言えます。

騒音公害は、日常生活にかかわりが深く、しかも身近に感じられるもので、発生源は工場・事業場、建設作業をはじめ、自動車・鉄道などの交通機関、商店・飲食店・家庭生活など多種多様にわたっています。

(1) 騒音に係る環境基準

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準として、一般地域および道路に面する地域について環境基準を定めています。

[表 3-3-1] 環境騒音（一般地域の基準値）

地域の区分	時間の区分	昼間 (A6:00～P10:00)	夜間 (P10:00～A6:00)
A ①規制法第1種区域 ②同2種区域のうち、都市計画法第8条第1項に基づく第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域	5 5 dB 以下	4 5 dB 以下	
B 規制法第2種区域のうちA類型に該当しない地域			
C 規制法第3種区域および第4種区域	6 0 dB 以下	5 0 dB 以下	

[表 3-3-2] 環境騒音（道路に面する地域の環境基準）

地域の区分	時間の区分	昼間 A6:00～P10:00	夜間 P10:00～A6:00
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 dB 以下	5 5 dB 以下	
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 5 dB 以下	6 0 dB 以下	
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する区域	7 0 dB 以下	6 5 dB 以下	

(2) 騒音の現況

市では、一般地域および道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、年1回一般地域6カ所、道路に面する地域1カ所で騒音調査を実施しています。

[表 3-3-3] 環境騒音測定結果（一般地域）

単位：デシベル

測定場所	測定時間	等価騒音レベル			地域類型 環境基準
		28年度	29年度	30年度	
文化センター駐車場	午前 午後	51.5 56.5	51.0 51.8	55.9 55.5	A 以下
長島町 中野児童公園	午前 午後	37.8 45.6	41.2 44.3	40.7 40.0	C 以下
旧武並公民館	午前 午後	48.7 58.4	50.1 59.1	53.7 56.3	B 以下
山岡町馬場山田 上九号組集会所	午前 午後	43.5 45.2	44.2 43.3	41.8 44.0	B 以下
山岡町JA遠山支店	午前 午後	54.7 56.3	53.4 53.7	55.5 55.2	C 以下
山岡町新原住宅	午前 午後	43.4 41.2	39.5 35.9	45.6 36.1	B 以下

測定日：平成28年12月12日、平成29年5月29日、平成30年11月7日

(3) 自動車騒音に係る面的評価

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

[表 3-3-5] 評価対象区間（自動車騒音）

路線名	区間延長	始点	終点
中央自動車道西宮線	6.4km	恵那白川線	恵那市・瑞浪市境

[表 3-3-6] 自動車騒音の面的評価結果（評価区間別）

上段：割合・下段：戸数

項目	評価対象 住居戸数	昼間・夜間ともに 基準値以下	昼間のみ基準値以 下	夜間のみ基準値値 以下	昼間・夜間とも基 準値超過
全 体	312	85.3	11.2	0.0	3.5
		266	35	0	11
近隣空間	43	93.0	7.0	0.0	0.0
		40	3	0	0
非近隣空間	269	84.0	11.9	0.0	4.1
		226	32	0	11

(4) 騒音に係る規制基準

特定施設騒音

「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、騒音を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し(法施行令別表1、条例施行規則別表10)、地域ごとに基準を定め、規制しています[表 3-3-7、表 3-3-8]。

[表 3-3-7] 特定工場等に係る騒音の規制基準

岐阜県公害防止条例施行規則別表 12

時間の区分 区域の区分	昼間 A8:00～P7:00	朝・夕 A6:00～A8:00 P7:00～P11:00	夜間 P11:00～A6:00
第 1 種区域（住居専用地域など）	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域（住居地域など）	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域（商業・準工業地域）	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域（工業地域）	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

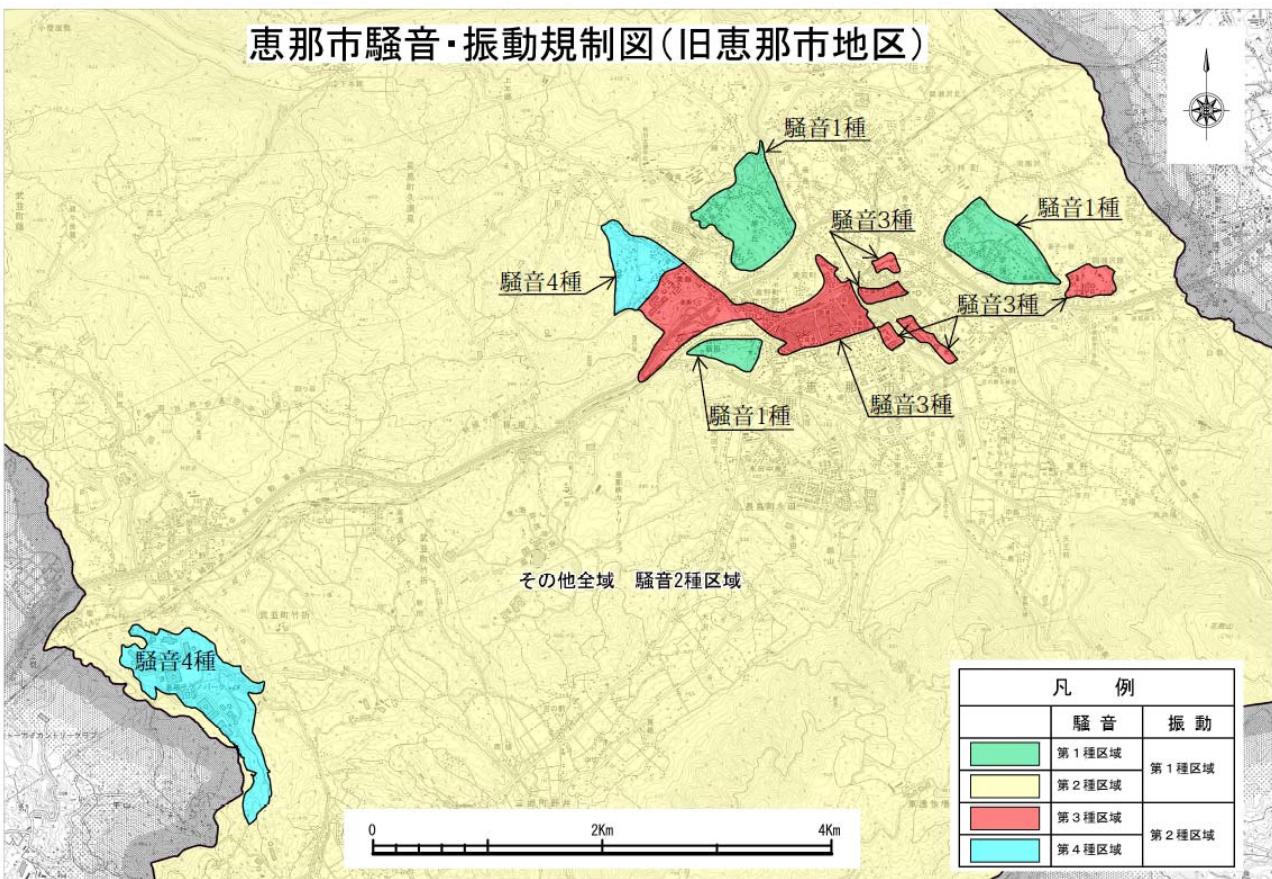
- ①騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ②騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大限がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90% レンジの上端の数値とする。
- ④騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値とする。

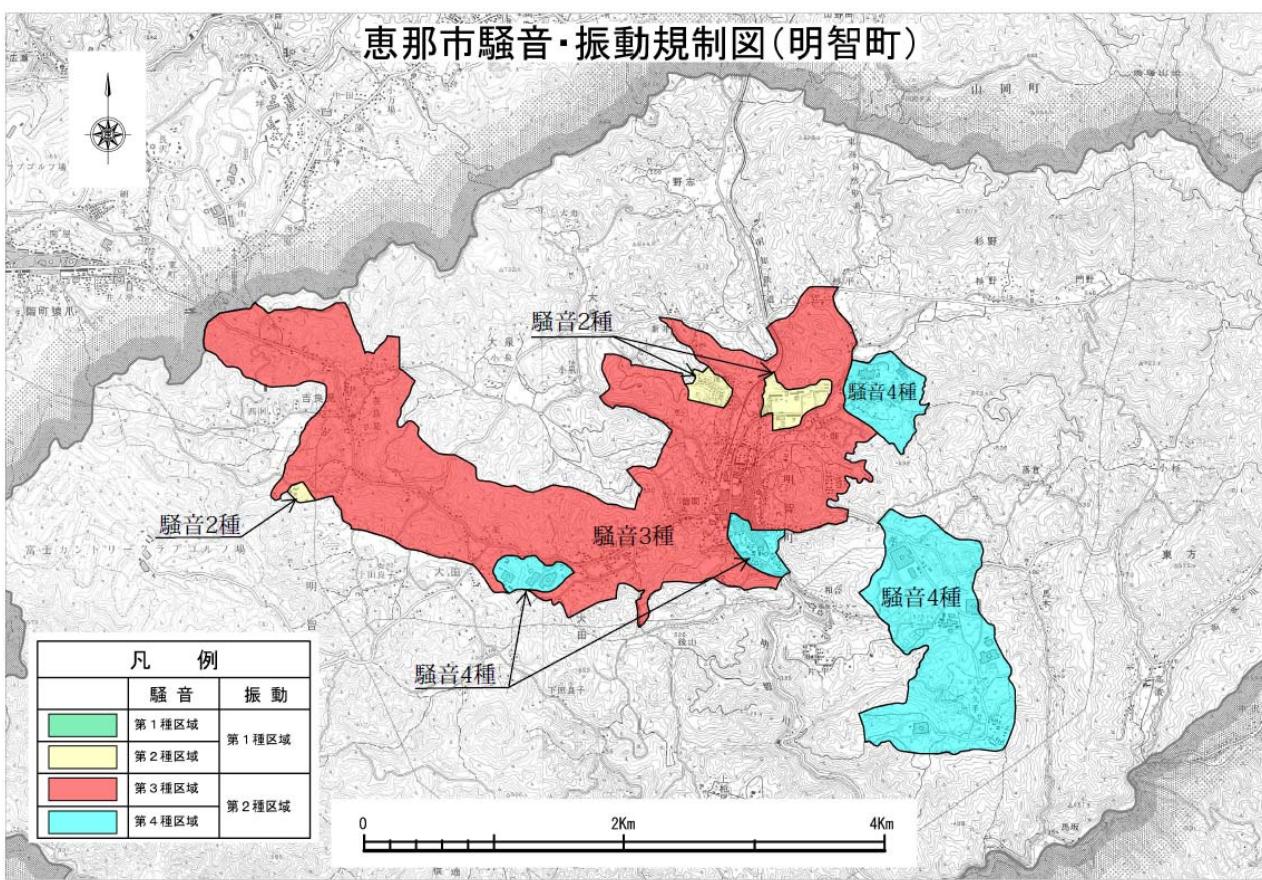
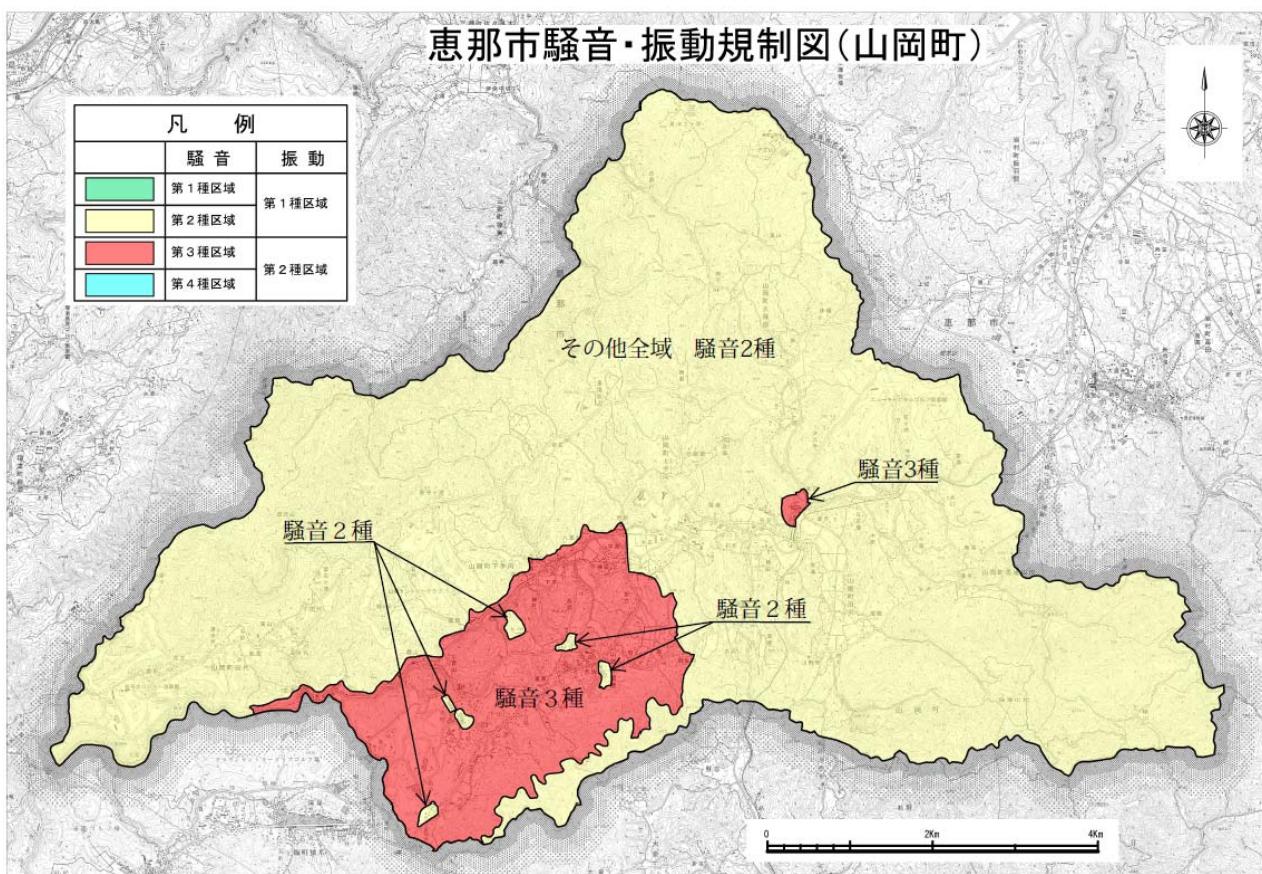
[表 3-3-8] 騒音規制地域一覧

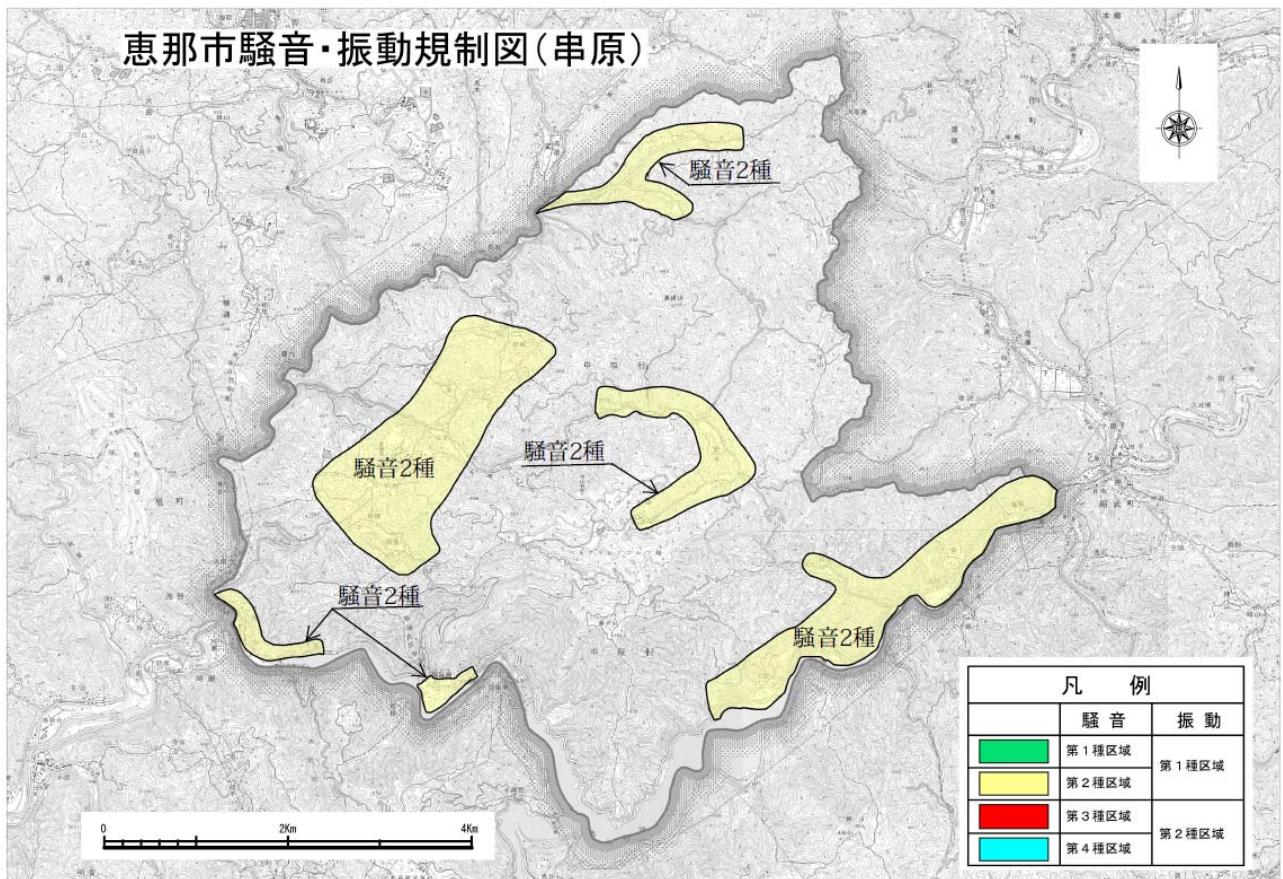
騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準
平成 25 年 10 月 30 日恵那市告示第 109 号

第 1 種区域	大井町 字南関戸の全部、字的ヶ屋敷、字学頭、字蓮華寺、字鏡山、字根津、字野越の各一部 長島町 【中野】字羽根平、字神明前、字硯水の各一部 【永田】字竹ノ下の一部
第 2 種区域	大井町 第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 長島町 鍋山、正家二丁目、正家三丁目の各全部、中野、久須見、正家、永田、正家一丁目のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 東野 全部 三郷町 椆実、野井の各全部 【佐々良木】字中島、字筑田、字鵜遠、字折戸、字下平、字番場沢、字目垂、字榎ヶ洞、字西ヶ洞、字上鑄師、字中坪、字直路、字下鑄師、字大平、字中田、字畠中、字張森、字田尻、字後山、字寺尾、字判ノ木、字白沢、字下小屋ヶ洞、字井戸入、字上小屋ヶ洞、字丸草、字滝ヶ入、字渚ノ前、字上通、字的場、字床入洞、字杉ヶ入、字上中切、字下中切、字鍵屋、字兼友、字政所、字藤ノ木、字松葉、字森平、字稼明、字苅宿、字大平山、字伊保、字宮ノ前、字シモヤ、字上ヶ平、字植木、字上平、字白砂、字菊作、字老治、字四斗蒔、字一色、字岩井ヶ洞、字東小屋ヶ洞、字洞田、字赤坂、字森下、字深瀬、字月ヶ入、字吹洞、字東洞田、字小橋、字山ノ上、字古佐渡、字高佐、字桜元、字中深瀬、字朴沢、字山崎、字下紺屋、字亀ヶ沢の各全部 字弁財天、字外ヶ沢の各一部 武並町 藤の全部、竹折のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 笠置町 全部 中野方町 全部 飯地町 全部 岩村町 字山上、字西分根、字東分根、字新市場、字大将陣、字上屋後、字下屋後、字杉本、字大通寺、字上広表、字下広表、字矢田、字矢坪、字定京、字後田、字坂下、字大路、字裏山、字丸山、字鷹翦、字桑原、字打越、字瀧頭、字築出、字一色、字塙坪、字新柱、字杉ヶ沢、字蕨平、字大根洞、字梶平、字菅沼、字高松の各全部 【飯羽間】の全部 【富田】字上豊田、字木曾洞、字打杭、字坂本、字堀田、字七蔵、字大洞、字鈴ヶ根、字下リ松、字茶畑、字水昌山下、字茶畑裏、字傳右屋敷、字庄ノ脇、字杉洞、字天神下、字石田、字沖之下、字櫻本、字上田中、字佐婆下、字向田、字上ノ平、字栗山、字新田、字清水、字土井脇、字土井原、字高橋、字下田中、字花沖、字札之辻、字仲田、字寥外道、字漆洞、字鳥屋場、字三学裏、字三学、字九左、字分井、字楮洞、字芝原、字西側、字宮脇、字鐘鑄所、字垣外場、字畠中、字鳩原、字脇ノ下、字広田、字満場、字長田、字古市場、字郷中、字宮前、字吉原、字上石田、字申堂、字上野山、字平岩、字姥ヶ洞、字林下、字若宮前、字梨ノ木、字梅昌庵、字仲側、字四ツ谷、字鷹匠、字経塚、字吉田川、字新建、字上本郷、字榔下、字赤羽根、字大槻、字熊洞、字中野洞、字跡見坂、字天神山、字天神洞、字新市場、字分根の各全部 山岡町 上手向、久保原の各全部 釜屋、下手向、田代、馬場山田、原のうち第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域 明智町 字十日市場、字滝坂、字藤ノ木、字大庭、字向町、字大柳の各一部 【吉良見】字矢請、字萱掛の各一部 串原 字上沢、字中沢、字下沢、字北松林、字西松林、字上峯、字下峯、字南松林、字西木根、字北木根、字下大平、字上大平、字南木根、字東木根、字北柿畠、字南柿畠、字戸中、字下松本、字上松本、字福原、字森上、字大竹、字岩倉、字相走、字大野、字船渡、字川ヶ渡、字大築、字閑羅瀬の各一部 上矢作町 字大門、字辻見堂、字川原島、字西ノ沢、字平井、字新市場、字清水、字万場、字下広表、字上広表、字中島、字本地、字末広、字下田の各全部 小田子字大平下の一部
第 3 種区域	大井町 字葛沢の全部 字雀子ヶ根、字城ノ欠、字太手、字島田、字神の木、字本町、字豊町、字茶屋町、字橋場、字市神下、字道昌田、字女渕、字佐渡、字舟橋、字深沼の各一部 長島町 中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目の各全部 【中野】字艾田の全部 字家久後、字山野田、字薦ヶ入、字島田、字丸蔵田、字田達下、字坊屋敷、字家浦、字石橋、字一色、字堤下、字居屋敷、字下浦、字霜月田、字寺ノ下、字上艾田、字田中、字松葉田、字六反田、字神田の各一部 【正家】字一丁田、字河原田、字牧田の各一部 正家一丁目の一部 岩村町 字平井戸、字梨ノ木、字林、字殿町、字本町、字合原、字若宮、字中溝、字両家、字新町、字西町の各全部 山岡町 【馬場山田】字和田の全部 【下手向】字下平、字木伐戸、字神戸、字池之尻、字上神田、字下神田、字中嶋の各全部 字安免、字繁広、字大沼、字八重洞、字落合、字冷夕川、字土岐坂、字石戸、字郡上、字雲路、字二百山の各一部 【釜屋】字天地平、字神田、字四反田、字石橋、字下平、字黒地、字花本、字天池、字高瀬、字西洞、字上ヶ平、字福尾戸、字石川、字折立、字国地、字引地、

	<p>字百畔、字市場、字本蔵、字雲地、字中屋、字梅の木、字轟、字金張、字山崎、字向田の各全部 字油田、字鶴岡、字大洞、字横山、字新田、字中一本木、字下一本木の各一部 【原】字引地、字中洞道下、字堅岩、字下沼、字道下通、字小万場、字札の辻、字切山、字山脇、字大坪、長沢の各全部 字立野、字大牧、字足沢、字黒ヶ谷、字洞口、字中洞、字大西、字向山の各一部 【田代】字与助畠、字広瀬、下総レイの各一部</p> <p>明智町 字小畠、字折戸、字森下、字徳平、字久後、字竹ノ内、字古町、字宮町、字石坪、字城山、字新地、字本町、字上平、字新町、字井ノ切の各全部 字大庭、字荒井、字藤ノ木、字十日市場、字滝坂、字向町、字大柳、字法明、字甫地ヶ洞、字米加美、字徳間、字万ヶ洞、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家、字後山、字正住地の各一部 【吉良見】字松ノ木、字神ノ木の各全部 字矢伏、字横山、字平垣外、字平、字中畠、字秋田、字矢請、字萱掛の各一部 【大田】字山脇、字小平沢、字大井、字新地、字山畠、字狐洞、字駒ヶ渕、字根崎、字花田、字井ノ下、字木ノ本、字馬場、字平山、字白坂、字丸山の各全部 字水神ノ木、字略田、字櫻木、字丸川、字藪下、字吉原、字大渚、字ナメ入、字鼠差、字カイツケの各一部</p>
第4種区域	<p>長島町 【中野】字乗越、字薦ヶ入の各一部 【久須見】字新田の一部 三郷町 【佐々良木】字弁財天、字外ヶ沢の各一部 武並町 新竹折の全部 【竹折】字洞、字月沢、字一町田の各一部 明智町 字大真菰、字月郡、字正住地、字法明、字万ヶ洞、字小斗、字大久手、字片平、字大小屋、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家の各一部 【杉野】字馬坂田の一部 【大田】字水神ノ木、字吉原、字カイツケ、字鼠差の各一部</p>







特定建設作業騒音

ビル建設や大規模工事に伴って発生する特定建設作業騒音を防止するため、「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、用途地域の区分に準じて規制地域が指定され指定区域内で行われる建設作業について規制基準が定められています。

[表 3-3-9] 特定建設作業による騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域	次の①～⑧を使用する作業 ①くい打機（もんけんを除く）・くい抜機・くい打くい抜機（圧入式を除く）※くい打機をアースオーガと併用する作業を除く ②びょう打機 ③さく岩機（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） ④空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw以上）※さく岩機の原動力として使用する作業を除く ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上）・アスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上）※モルタルを製造するためを除く ⑥バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上） ⑦トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上） ⑧ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上） ⑥～⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
規制基準値	第1・2号区域	85dB
作業時刻	第1号区域	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	第1号区域	10時間／日を超えないこと
	第2号区域	14時間／日を超えないこと
作業時間	第1・2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日でないこと

第1号区域：特定工場などに係る規制の区域区分が第1種～第3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域。

第2号区域：同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く）。

自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では自動車騒音の許容限度を定めており、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長は県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとされています。

[表 3-3-10] 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		A6:00～P10:00	P10:00～A6:00
a区域およびb区域のうち1車線の道路に面する区域		65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域		70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域		75dB	70dB
c区域のうち車線を有する道路に面する区域			

a区域：①第1種騒音規制区域、②第2種区域のうち都市計画法第8条第1項の規定による第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域

b区域：第2種騒音規制区域（a区域を除く）

c区域：第3種、第4種騒音規制区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の指定（平成12年3月31日告示第259号）

近隣騒音

近隣騒音という確定した定義はありませんが、家庭生活に密接に関係する身近な騒音は、近隣間のトラブルの原因となってしまうことがあります。中でも生活騒音は、個人の日常生活に伴って発生することから（例：オーディオ機器等の音響機器・クーラー等の冷暖房施設）住民一人ひとりのモラルやマナーによるところが大きくなっています。

近隣騒音を代表する深夜騒音については、飲食店などに対して規制が定められおり（県公害防止条例第58条）、音響機器の使用が制限されています（同条例第58条の2）。また利用者の義務として、静穏の保持に協力しなければならないこととされています（同条例58条の3）。

[表 3-3-11] 飲食店営業に係る騒音の規制基準

県公害防止条例 58 条
同施行規則 27 条

対象の営業	規制する時間	区域の区分	規制基準値
飲食店※ 喫茶店	午後 10 時～午前 6 時	第 1 種区域	40dB
		第 2 種区域	45dB
		第 3 種区域	50dB
		第 4 種区域	60dB

※食品衛生法施行令35条1号に規定する飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他）のうち設備を設けて客に飲食させる営業

[表 3-3-12] 飲食店営業に係る音響機器使用制限

県公害防止条例 58 条の 2
同施行規則 27 条の 2

対象の営業	対象音響機器	規制する時間	区域の区分	規制する地域等
飲食店 喫茶店	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置	午後 11 時 ～午前 6 時	第 1 種区域	全域
			第 2 種区域	全域
			第 3 種区域	①病院、有床診療所、特別養護老人ホームの敷地 ② ①に隣接する飲食店、喫茶店

※音が外部に漏れない措置をしてあれば除外されます。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、〔表3-3-13〕の通りです。

[表 3-3-13] 騒音関係の業種別特定事業場数 平成 31 年 3 月 31 日現在

区分		施設数	工場数
騒 音 規 制 法	金属加工機械	202	24
	空気圧縮機	661	100
	土石用破碎機等	114	28
	織機	54	1
	建設用資材製造機械	11	6
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	192	52
	抄紙機	3	3
	印刷機械	56	16
	合成樹脂用射出成形機	263	18
県 公 害 防 止 條 例	鋳型造型機	0	0
	小計	1556	248
	研磨機	47	6
	空気圧縮機及び送風機（製剤・木工）	81	12
	窯業焼成炉用バーナー	64	24
	ねん糸機	38	1
	紙工機械	11	7
	合成樹脂用粉碎機	29	9
	高速切断機	5	8
	走行クレーン	195	27
合 計	クーリングタワー	89	29
	冷凍機	127	23
	タイル成型用プレス	12	3
小計		698	149
合計		2,254	397

振動

振動は工場の生産活動や自動車などの通行によって発生し、騒音公害と類似した特性があります。主として心理的・感覚的要因が強く、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多くあります。振動については環境基準を定められていません。

(1) 振動に係る規制基準

特定施設振動

「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、振動を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表1、条例施行規則別表11）、地域ごと〔表3-3-5〕に基準〔表3-3-14〕を定め規制しています。（法第3条）

〔表3-3-14〕 特定工場などに係る振動規制基準

区分	昼間（A8:00～P7:00）	夜間（P7:00～A8:00）	備考
第1種区域	60dB	55dB	騒音規制法による第1種区域と第2種区域
第2種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第3種区域と第4種区域

特定建設作業振動

特定建設作業による振動については、「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、騒音と同様に規制基準が定められています。

〔表3-3-15〕 特定建設作業による振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 鋼球による破壊作業 舗装版破碎機 ブレーカー
規制基準値	第1・2号区域	75dB
作業時刻	第1号区域	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	第1号区域	10時間／日を超えないこと
	第2号区域	14時間／日を超えないこと
作業期間	第1・2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日でないこと

第1号区域 騒音規制法による区域区分が第1～3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域。

第2号区域 同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く）。

道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、これらにあわせて、道路交通振動についての対策をするよう要請できる限度（要請限度）を定めています。

[表 3-3-16] 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 A8:00～P7:00	夜間 P7:00～A8:00	備考
第1種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第1種区域及び第2種区域
第2種区域	70dB	65dB	騒音規制法による第3種区域及び第4種区域

（2）発生源の監視・指導

市内の「振動規制法」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-17] の通りです。

[表 3-3-17] 振動関係の業種別特定事業場数

平成31年3月31日現在

施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	296	34
圧縮機	295	62
土石用破碎機等	239	57
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	16	13
印刷機械	42	13
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	225	14
鋳型造型機	3	1
合計	1,123	197

悪臭

日常生活の中にはさまざまなにおいがありますが、腐敗臭のように人に不快感や嫌悪感を与えるようなものを悪臭と言います。これが人の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は人の感覚に直接知覚されるもので個人差が大きく、発生源は工場・事業場や畜産場のほか、商店・飲食店・一般家庭など日常生活に伴うものなど多種多様です。また悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制について非常に厳しい面があります。

(1) 悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定しており（同法第3条）、恵那市は全域が指定地域となっています。

従って、市内に工場・事業場を設置している事業者は、〔表3-4-1〕に示した規制基準を順守しなければなりません。（同法第4条第1項）

[表3-4-1] 悪臭物質の規制基準

（○=規制対象）

悪臭物質	化学式	1号基準 (ppm) 敷地境界線上	2号規準 気体排出口	3号規準 排出水
アンモニア	NH ₃	○ 1	○	
メチルメルカプタン	CH ₃ SH	○ 0.002		○
硫化水素	H ₂ S	○ 0.02	○	○
硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	○ 0.01		○
二硫化メチル	CH ₃ SSCH ₃	○ 0.009		○
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	○ 0.005	○	
アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	○ 0.05		
プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	○ 0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	○ 0.009	○	
イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	○ 0.02	○	
ノルマルバニルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	○ 0.009	○	
イソバニルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	○ 0.003	○	
イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	○ 0.9	○	
酢酸エチル	CH ₃ COOCH ₂ CH ₃	○ 3	○	
メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	○ 1	○	
トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	○ 10	○	
スチレン	C ₆ H ₅ CHCH ₂	○ 0.4		
キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	○ 1	○	
プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	○ 0.03		
ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	○ 0.001		
ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	○ 0.0009		
イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	○ 0.001		

煙突等気体排出口における規制基準（2号基準）

煙突その他の気体排出施設から排出されるアンモニアなど 13 物質の排出口の規制基準は、大気中への拡散を考慮に入れ、次の式により算出される悪臭物質の種類ごとの流量となります。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量（単位：Nm³/時）

H_e : 補正された排出口の高さ（m）

C_m : 1号規準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

※補正された排出口の高さ（H_e）が5m未満となる場合は、この式は適用されません。

排出水の敷地外における規制基準（3号基準）

排出水に含まれるメチルメルカプタンなど4物質の規制基準は、排出水中の悪臭物質の種類ごとの濃度とし、排出水量により3段階に区分されます。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排出水中の濃度（mg/l）

k : 下表に掲げる排出水量ごとの値（mg/l）

C_m : 1号規準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

Q : 排出水量（m³/秒）

[表 3-4-1]に示した規制基準は、6段階臭気強度表示法の臭気強度では2.5に相当します。（ただし、ノルマル酪酸のみ臭気強度3）

[表 3-4-2] 6段階臭気強度表示法

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

[表 3-4-3] 悪臭物質の特徴と主要発生源

悪臭物質	においの特徴	主な発生源
アンモニア	し尿臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	あおくさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガス臭	化学工場、F R P 製品製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等

5. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。市では定期的に大気、土壤を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。

(1) 大気・土壤ダイオキシン類測定結果

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	28	恵那市役所	H29. 2. 2	0. 029pg-TEQ/m ³	0. 6pg-TEQ/m ³
	29	恵那市役所	H30. 2. 9-2. 16	0. 014pg-TEQ/m ³	
	30	恵那市役所	H31. 2. 8-2. 15	0. 012pg-TEQ/m ³	
土壤	28	中央児童公園	H29. 2. 2	0. 77pg-TEQ/g-dry	1, 000pg-TEQ/g
	29	中央児童公園	H30. 2. 9	0. 57pg-TEQ/g-dry	
	30	中央児童公園	H31. 2. 8	0. 51pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	28 年度	29 年度	30 年度	基準値
恵那工場セントラル	大気	リサイクルセンター	0. 055	0. 0062	0. 0051	0. 6
		上本郷集会所	0. 0052	0. 0041	0. 0058	
	土壤	武並神社	0. 59	0. 94	0. 033	1000
		リサイクルセンター	3. 3	5. 0	3. 8	

単位：大気 pg-TEQ/m³ 土壌 pg-TEQ/g

6. 廃棄物とリサイクル

(1) 平成 30 年度のごみ処理

平成 30 年度のごみ排出量は 15,133 トンで、前年度と比較して 139 トン (0.9%) の増量となりました。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 820 グラム (平成 30 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口 50,575 人で計算) で、前年度より 15 グラム 増量されました。全国平均は 918 グラム (環境省データ引用) で、県内の平均は 891 グラム (岐阜県データを引用) となっています。

排出されたごみを適正に処理するための経費は 8 億 626 万円で、前年度より 2,073 万円 (2.6%) 減額しています。1 トンのごみを処理するのに 53,278 円かかっており、前年度より 8,439 円減額しています。

[表 3-6-1] 平成 30 年度ごみ排出量

単位：トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
計画収集	11,158	970	12,128
直接搬入	940	519	1,459
集団回収	1,168	9	1,177
拠点回収	228	141	369
合計	13,494	1,639	15,133

※資源ごみのうち、古紙・古布は可燃ごみに、缶・瓶・ペットボトルは不燃ごみに計上。

[表 3-6-2] ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	可燃ごみ処理	不燃・資源	収集運搬	最終処分場	処理費合計	処理量	1 トン当たり
25	713,844	41,379	186,804	26,575	968,602	13,943 トン	69,469 円
26	960,742	49,875	200,631	25,801	1,237,049	13,746 トン	89,993 円
27	631,250	38,348	212,008	23,201	904,807	13,828 トン	65,433 円
28	580,355	43,709	208,012	18,301	850,377	13,488 トン	63,047 円
29	574,368	35,543	198,139	18,938	826,988	13,378 トン	61,817 円
30	561,362	40,431	184,173	20,298	806,264	13,517 トン	59,648 円

※処理量は、ごみ排出量から集団回収量と拠点回収量、直接搬入のうちの古紙・古布、家電 4 品目を差し引いたもの。

(2) ごみの排出とリサイクルの推移

次ページ [図 3-6-1] のグラフに示す通り、当市のごみ排出量は平成 19 年度以降減少傾向にあります。しかしながら、平成 30 年度は平成 29 年度と比べて 139 トンの増量となりました。これは、終活による家財の片付けが影響したと推測します。今後もしばらくはこの傾向が続くことが予想されます。平成 28 年度より実施した、第 2 次恵那市環境基本計画をもとに、更なるごみ減量化を推進します。

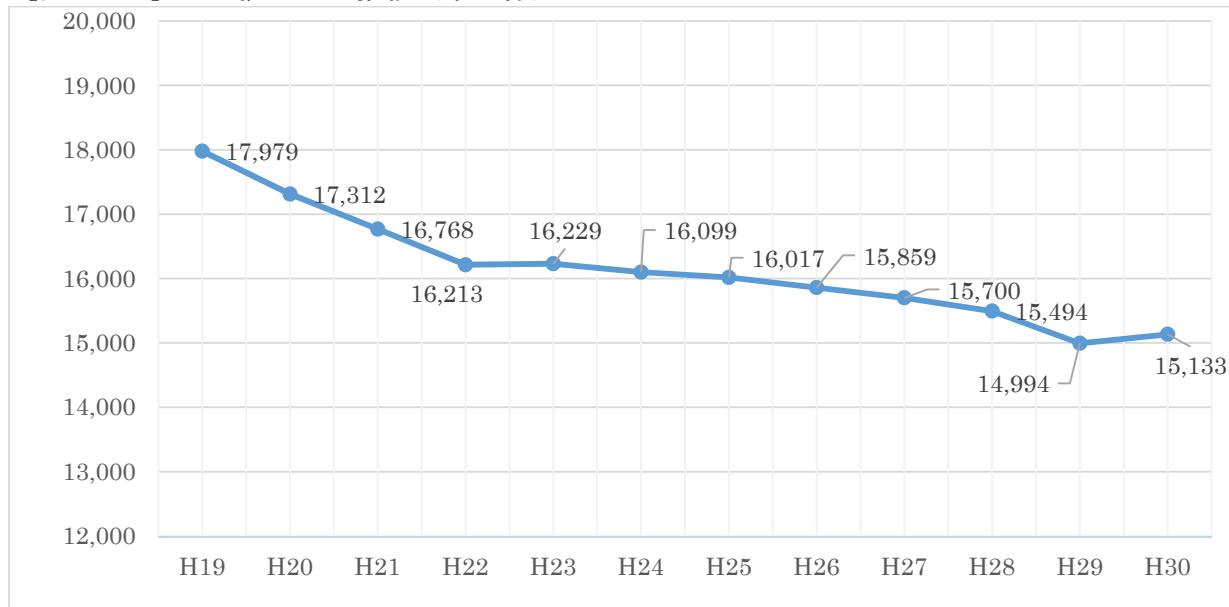
[表 3-6-3] 年度別ごみ排出量

単位：トン

年度	可燃ごみ			不燃ごみ			合計		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
20	10,275	5,035	15,310	1,281	721	2,002	11,556	5,756	17,312
21	9,966	4,785	14,751	1,215	802	2,017	11,181	5,587	16,768
22	-	-	14,445	-	-	1,768	-	-	16,213
23	-	-	14,548	-	-	1,681	-	-	16,229
24	-	-	14,466	-	-	1,633	-	-	16,099
25	-	-	14,368	-	-	1,649	-	-	16,017
26	-	-	14,249	-	-	1,610	-	-	15,859
27	-	-	14,149	-	-	1,551	-	-	15,700
28	-	-	14,014	-	-	1,480	-	-	15,494
29	-	-	13,559			1,435	-	-	14,994
30	-	-	13,494	-	-	1,639	-	-	15,133

※22年度から処理施設がエコセンター恵那に統一されたため、旧市・南部の区分をなくす。

[図 3-6-1] ごみ排出量の推移（市全体）



[表 3-6-4] 1人当たりの日平均排出量と処理経費の推移

年度（平成）	23	24	25	26	27	28	29	30
人口（人）	54,877	54,381	53,745	53,165	52,441	51,786	51,048	50,575
ごみ排出量（トン）	16,229	16,099	16,017	15,859	15,700	15,494	14,994	15,133
1人当たりの日平均排出量（グラム）	国 975 県 959 市 810	964 932 811	958 928 816	958 928 817	947 911 820	925 892 820	920 892 805	918 891 820
ごみ処理経費（千円）	841,722	1,099,132	968,602	1,237,049	904,807	850,377	826,988	806,264
市民1人当たりの平均処理費(円)	15,338	20,212	18,022	23,268	17,253	16,421	16,200	15,942

※人口は10/1現在の住民基本台帳による。

[表 3-6-6] 資源ごみの売却状況

品目	出荷量 (t)	売却単価			売却益 (円)	売却先		
		上半期	中半期	下半期		上半期	中半期	下半期
RDF	6,953.25	1,000 円／t	1,000 円／t	1,000 円／t	6,970,430	株日本リサイクルマネジメント		
鉄（現状）	109.15	30 円／kg	25 円／kg	18 円／kg	2,614,700			
鉄（破碎）	209.23	30 円／kg	25 円／kg	19 円／kg	4,853,742			
モーター	0.34	30 円／kg	-円／kg	-円／kg	10,200			
アルミ（プレス）	31.47	144 円／kg	110 円／kg	100 円／kg	3,592,740			
アルミ（現状）	16.80	109 円／kg	110 円／kg	80 円／kg	1,633,905			
1.8 リットル瓶	0.00	1 円／本	0 円／本	-円／本	4,410			
ビール瓶（大）	0.00	5 円／本	0 円／本	-円／本	4,230			
新聞	5.06	10 円／kg	5 円／kg	4 円／kg	32,730			
雑誌	24.91	8 円／kg	3 円／kg	4 円／kg	111,550			
ダンボール	14.41	10 円／kg	6 円／kg	4 円／kg	95,140			
布類	23.47	1 円／kg	0 円／kg	-円／kg	6,970			
飲料紙パック	0.07	10 円／kg	6 円／kg	4 円／kg	700			
ビデオ・CD・DVD	2.13	-	-	-	0			
白瓶	153.71	200 円／t	200 円／t	200 円／t	30,742			
茶瓶	129.12	-	-	-	0			
その他瓶	65.57	-500 円／t	-500 円／t	-500 円／t	-32,785			
ペットボトル	84.46	-	-	-	2,988,748			
合計	7823.15				22,918,152			

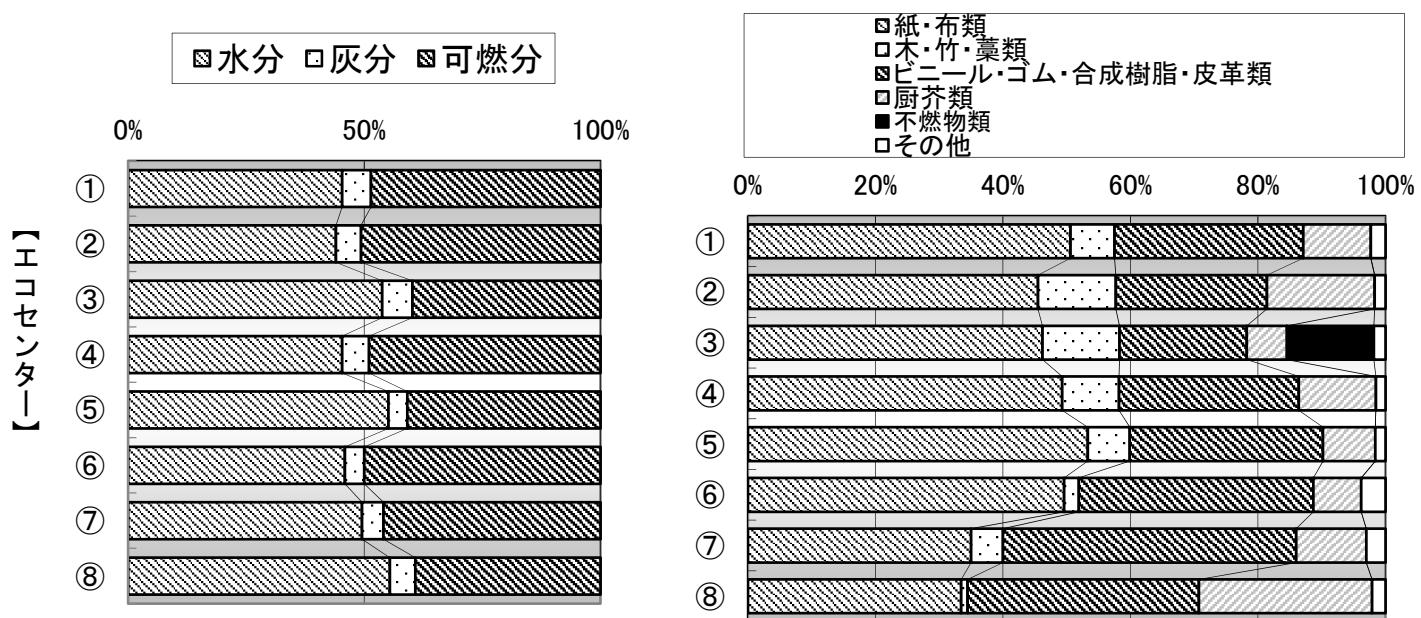
※出荷量の中には不適物の混入を考慮されるため、売却益との計算が合わない場合もある。（売却益は消費税込みの金額）

※1.8 リットル瓶は1本=0.92kg、ビール瓶（大）は1本=0.6kgで出荷量を計算。

[表 3-6-7] 可燃ごみのごみ質分析結果【エコセンター恵那】(平成 29~30 年度)

採取年月日	単位容積重量（見掛け比重） (kg/m³)	成分 (%)			組成分類 (%)						低位発熱量 (kJ/kg)
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	木・竹・藁類	厨芥類	不燃物類	その他	
① 29. 6. 12	181	45.3	6.1	48.6	50.6	29.3	6.9	10.6	0.0	2.3	8,000
② 29. 8. 24	241	44.0	5.3	50.7	45.5	23.7	12.2	16.9	0.0	1.7	8,400
③ 29. 11. 16	261	53.8	6.4	39.8	53.5	23.1	14.0	7.3	15.8	2.1	6,100
④ 30. 2. 15	141	45.3	5.7	49.0	49.3	28.2	8.9	12.1	0.0	1.5	8,100
⑤ 30. 6. 28	136	55.1	4	40.9	53.3	6.6	30.3	8.2	0	1.6	6,300
⑥ 30. 9. 20	123	45.9	4.1	50	49.6	2.3	36.8	7.5	0	3.8	8,300
⑦ 30. 10. 22	160	50	4.6	46.4	35	5	46	11	0	3	7,300
⑧ 31. 3. 14	130	55.4	5.4	39.2	36.8	1.1	39.9	29.9	0	2.3	6,000

[図 3-6-2] 可燃ごみの成分（左）と組成分類（右）の分析結果（平成 29~30 年度）



再生利用率（リサイクル率）は、エコセンター恵那の稼働（平成 15 年度）によって増加しましたが、集団回収量の落ち込みなどにより、平成 18 年度の 31.0% をピークに減少するようになりました。しかし、平成 22 年度は 33.9% と前年度から一気に 4.8 ポイントも上昇しました。これは、ごみ処理施設の統合に伴って、RDF 炭化物の出荷量が増加したことが大きな要因であり、23 年度以降もその傾向が続いています。26 年度から、RDF 炭化物から RDF へ処理方法が変わりました。

[表 3-6-5] 年度別再生利用量と埋立量

単位：トン（%）

年度	再生利用量（再生利用率）			埋立量（埋立率）		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
20	—	—	5,084 (29.4)	—	—	1,209 (7.0)
21	—	—	4,876 (29.1)	—	—	1,291 (7.7)
22	—	—	5,503 (33.9)	—	—	1,005 (6.2)
23	—	—	5,244 (32.3)	—	—	922 (5.7)
24			5,238 (32.5)			852 (5.3)
25			5,691 (35.5)			779 (4.9)
26			8,826 (55.7)			770 (4.9)
27			9,694 (61.7)			842 (5.4)
28			9,232 (59.6)			571 (3.7)
29			9,428 (62.9)			517 (3.5)
30			9,346 (61.8)			654 (4.3)

※再生利用量とは、集団回収量、拠点回収量、RDF 量、リサイクルセンターで処理後の金属量と資源物量、搬入古紙・古着量、特定家庭用機器量を合計したもの。

（3）ごみの減量化に向けた取り組み

① 3 R の推進

ごみ減量と資源の有効活用を目指して、市消防防災センター南側の阿木川沿いに 3 R の推進拠点「ふれあいエコプラザ」を平成 24 年 4 月から開始し、身近な資源の有効活用や環境問題に関する体験の場としていきます。

② 集団資源回収の推進

市では、小中学校の P T A や保育園の保護者会、地域の子ども会などの団体が計画的に再生利用できる廃棄物を回収する場合に奨励金を交付しています。平成 30 年度は 38 団体に合計 467 万 3076 円の奨励金を交付しました。

〈制度の概要〉

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、混合紙、飲料用紙容器などの紙類と布類

奨励金額 1 kg 当たり 4 円

恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱（平成 16 年 10 月 25 日 告示第 42 号）

過去 10 年の集団回収量を見てみると、年度によるばらつきはあるものの、市全体で約 1,200 トン減少しています。10 年前と比べるとごみの発生量そのものが減少しているため、一概には言えませんが、集団回収がうまく実施されなくなってしまうと、新聞や雑誌などの古紙が可燃ごみとして排出されてしまうことも懸念されるため、資源回収の仕組み作りが課題となっています。

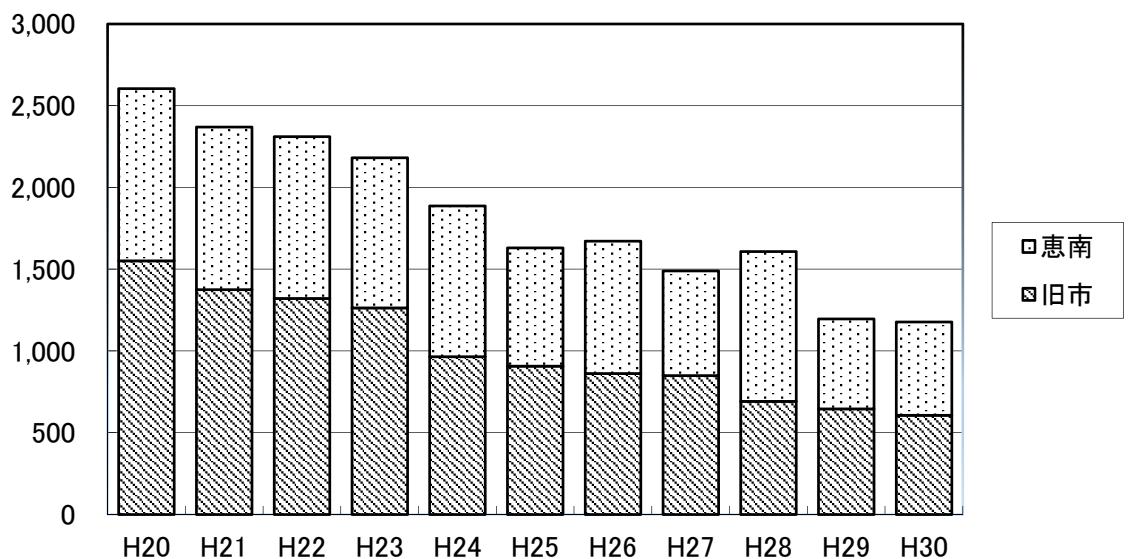
ふれあいエコプラザの平成 30 年度の回収量は 372 トンに上りました。

[表 3-6-10] 集団資源回収量の推移

単位 : kg

年度	区分	団体	紙類	布類	不燃ほか	合計
21	旧市	37	1,272,637	89,760	12,624	1,375,021
	南部	12	922,909	53,420	18,168	994,497
	全体	49	2,195,546	143,180	30,792	2,369,518
22	旧市	38	1,211,406	95,040	14,814	1,321,260
	南部	12	918,759	56,140	15,380	990,279
	全体	50	2,130,165	151,180	30,194	2,311,599
23	旧市	37	1,143,905	103,290	15,313	1,262,508
	南部	10	848,159	59,090	12,178	919,427
	全体	47	1,992,064	162,380	27,491	2,181,935
24	旧市	35	895,590	66,300	3,024	964,914
	南部	10	851,746	59,014	11,350	922,110
	全体	45	1,747,336	125,314	14,374	1,887,024
25	旧市	32	838,517	63,755	5,076	907,348
	南部	10	664,855	49,817	8,740	723,412
	全体	42	1,503,372	113,572	13,816	1,630,760
26	旧市	30	790,499	66,895	4,752	862,146
	南部	9	752,428	49,430	8,344	810,202
	全体	39	1,542,927	116,325	13,096	1,672,346
27	旧市	31	784,458	56,196	5,108	848,762
	南部	10	588,654	44,936	6,981	640,571
	全体	41	1,373,112	104,192	12,089	1,489,333
28	旧市	30	643,372	45,282	3,660	692,314
	南部	11	864,096	46,305	5,791	916,192
	全体	41	1,507,468	91,587	9,451	1,608,506
29	旧市	29	605,202	37,080	3,785	646,067
	南部	9	503,875	40,410	5,393	549,678
	全体	38	1,109,077	77,490	9,178	1,195,745
30	旧市	10	560,575	41,020	5,282	606,877
	南部	28	534,208	32,466	3,695	570,369
	全体	38	1,094,783	73,486	8,977	1,177,246

[図 3-6-3] 集団資源回収量の推移



[表3-6-11] ふれあいエコプラザ回収量（平成30年度）

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	回収量 (kg)
							上半期小計
ダンボール	3,080.0	3,940.0	3,100.0	3,680.0	5,570.0	3,510.0	22,880.0
雑誌・雑がみ	5,020.0	4,810.0	4,590.0	4,880.0	5,160.0	4,260.0	28,720.0
新聞・チラシ	3,870.0	3,910.0	3,770.0	4,740.0	5,280.0	4,070.0	25,640.0
飲料用紙パック	200.0	100.0	220.0	240.0	180.0	160.0	1,100.0
ペットボトル	1,530.0	1,940.0	2,380.0	2,740.0	3,520.0	2,550.0	14,660.0
軟質・容器包装プラ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
硬質・生活雑貨プラ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
CD・DVD	30.0	30.0	10.0	0.0	60.0	0.0	130.0
飲料用アルミ缶	690.0	600.0	670.0	940.0	1,100.0	630.0	4,630.0
飲料用スチール缶	80.0	240.0	160.0	290.0	180.0	170.0	1,120.0
小型金物	1,570.0	1,350.0	1,520.0	1,250.0	1,420.0	900.0	8,010.0
小型家電	2,100.0	3,100.0	1,550.0	1,420.0	1,380.0	2,520.0	12,070.0
古着	7,440.0	5,980.0	3,600.0	4,130.0	3,480.0	3,490.0	28,120.0
バッテリー	364.0	0.0	319.0	0.0	363.0	0.0	1,046.0
発泡トレー・スチロール	600.0	680.0	600.0	480.0	780.0	540.0	3,680.0
食用廃油	240.0	180.0	220.0	140.0	160.0	180.0	1,120.0
インクカートリッジ	0.0	10.5	0.0	11.5	0.0	11.5	33.5
生きびん	309.0	247.0	302.0	184.5	284.0	166.5	1,493.0
白びん	1,804.5	2,063.5	2,392.5	1,991.0	2,589.0	1,695.5	12,536.0
茶びん	1,064.5	1,214.5	1,527.5	1,276.5	1,962.5	1,226.0	8,271.5
その他びん	806.0	799.0	1,030.5	800.5	1,011.5	571.5	5,019.0
乾電池・体温計	199.0	223.5	222.0	179.0	267.5	253.5	1,344.5
蛍光管	126.5	69.5	100.0	56.0	69.0	71.0	492.0
羽毛ふとん	36.0	38.0	0.0	25.5	28.5	0.0	128.0
ペットボトルキャップ	130.0	143.0	0.0	474.5	188.5	117.0	1,053.0
計	31,289.5	31,668.5	28,283.5	29,929.0	35,033.5	27,092.5	183,296.5

品目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回収量 (kg)	
							下半期小計	年度合計
ダンボール	3,360.0	3,190.0	4,000.0	3,640.0	3,160.0	3,570.0	20,920.0	43,800.0
雑誌・雑がみ	5,310.0	6,170.0	6,090.0	5,930.0	5,340.0	6,410.0	35,250.0	63,970.0
新聞・チラシ	3,790.0	5,000.0	6,310.0	4,250.0	4,520.0	5,690.0	29,560.0	55,200.0
飲料用紙パック	0.0	360.0	170.0	180.0	110.0	220.0	1,040.0	2,140.0
ペットボトル	2,660.0	1,680.0	1,520.0	1,580.0	1,160.0	1,420.0	10,020.0	24,680.0
軟質・容器包装プラ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
硬質・生活雑貨プラ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
CD・DVD	10.0	30.0	20.0	20.0	20.0	30.0	130.0	260.0
飲料用アルミ缶	720.0	860.0	600.0	630.0	560.0	610.0	3,980.0	8,610.0
飲料用スチール缶	170.0	300.0	80.0	240.0	80.0	150.0	1,020.0	2,140.0
小型金物	1,280.0	1,800.0	1,560.0	1,230.0	1,150.0	1,110.0	8,130.0	16,140.0
小型家電	2,940.0	2,810.0	2,980.0	2,980.0	1,280.0	1,530.0	14,520.0	26,590.0
古着	4,930.0	3,720.0	5,360.0	2,940.0	3,160.0	4,070.0	24,180.0	52,300.0
バッテリー	449.0	0.0	404.0	465.0	0.0	351.0	1,669.0	2,715.0
発泡トレー・スチロール	760.0	680.0	740.0	820.0	740.0	760.0	4,500.0	8,180.0
食用廃油	280.0	140.0	500.0	220.0	0.0	200.0	1,340.0	2,460.0
インクカートリッジ	0.0	12.0	11.5	12.0	0.0	11.5	47.0	80.5
生きびん	223.0	400.0	311.5	480.0	236.0	415.5	2,066.0	3,559.0
白びん	1,836.0	2,316.0	2,316.5	2,623.5	1,428.0	2,361.0	12,881.0	25,417.0
茶びん	1,329.0	1,471.0	1,276.5	1,389.0	869.5	1,393.5	7,728.5	16,000.0
その他びん	806.0	1,062.5	991.0	1,301.0	721.5	1,071.0	5,953.0	10,972.0
乾電池・体温計	283.5	380.0	381.0	341.5	189.0	298.5	1,873.5	3,218.0
蛍光管	94.0	135.0	146.5	160.5	93.5	143.5	773.0	1,265.0
羽毛ふとん	25.0	30.0	26.5	29.0	22.5	0.0	133.0	261.0
ペットボトルキャップ	169.0	143.0	130.0	182.0	117.0	130.0	871.0	1,924.0
計	31,424.5	32,689.5	35,925.0	31,643.5	24,957.0	31,945.5	188,585.0	371,881.5

③事業者の協力義務

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するなどにより、廃棄物を減量しなければならないと定めており（市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条1項）、一般廃棄物の1日平均排出量が50kg以上の事業者は、処理について市の業務の提供を受ける場合、あらかじめ市長の承認を得なければならないことになっています（同条例第6条、同施行規則第5条）。

さらに1日平均300kg以上の一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物減量計画を作成し、市長への提出を義務付けています（同条例第4条、同施行規則第3条）。

（4）ごみ処理施設の状況

当市は平成16年の新市施行以来、ごみの処理は市域を二分し、旧恵那市地区で発生するごみはエコセンター恵那で、南部5町地区で発生するごみは恵南クリーンセンターあおぞらで処理をしてきました。

しかし、人口5万5千人程度の小さな市で2つのごみ処理施設を同時に稼働させることは、費用的な負担が大きく、またごみ処理に伴って大量の温室効果ガスを排出していることから、施設の統合に踏み切りました。

まず平成19年度から不燃ごみ、資源ごみの処理をリサイクルセンターに集約し、「あおぞら」内のリサイクルプラザを休止しました。そして平成22年度からは、恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止し、可燃ごみの処理をエコセンター恵那に一本化しました。エコセンター恵那では、処理量増加への対応とエネルギー使用の効率化を図るため、バッチ運転方式から連続運転方式に切り替えており、平成21年度はそのための改造工事を実施しました。26年度から、 RDF炭化からRDFへ処理方法が変わりました。

現在、稼働している処理施設は以下の通りです。

①可燃ごみ処理施設

●エコセンター恵那（長島町久須見1013番地1）

処理方式 ごみ固化燃料化

処理能力 固形燃料化施設 90t／日

供用開始 平成15年4月

②不燃ごみ・資源ごみ中間処理施設

●恵那市リサイクルセンター（長島町久須見1013番地1）

処理方式 破碎、圧縮、選別、保管

処理能力 破碎機4.5t／日 金属プレス機189t（主軸圧縮力）

ペットボトル減容器300kg／時間 アルミ缶プレス機180kg／時間

供用開始 平成9年4月

③可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ直接持ち込み施設

●恵那市恵南クリーンセンターあおぞら（恵那市明智町吉良見 245 番地 1）

敷地面積 21,000 m²

【ごみ処理棟】

処理方式 流動床式ガス化溶融炉

処理能力 25 t／日（24 時間連続×1 炉）

【リサイクル棟】

処理能力 12 t／日（破碎選別ライン 6 t／日、資源選別ライン 6 t／日）

※ごみ処理棟、リサイクル棟とともに平成 21 年度をもって稼働休止。

現在は、直接持ち込みの一時保管場所として活用。

③最終処分場

●恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪棚杭地内）

全体面積 12,000 平方メートル 埋立面積 4,410 平方メートル

埋立容量 20,389 立方メートル 埋立方式 セル方式（即日覆土）

供用開始 平成 31 年 4 月

●恵那市恵南一般廃棄物最終処分場（山岡町下手向 1048 番地 1）

全体面積 6,713 平方メートル 埋立面積 4,860 平方メートル

埋立容量 24,220 立方メートル 埋立方式 サンドイッチ方式

埋立終了 平成 31 年 3 月

（5）し尿処理

し尿は市町村合併後市域を二分し、旧市地区は武並町の藤花苑で、南部 5 町地区は明智町の恵南衛生センターで処理しています。くみ取りは、民間事業者（3 社）に業務委託しています。

[表 3-6-13] し尿・汚泥の年度別処理量

単位 : kℓ

年度	区分	生し尿	浄化槽汚泥	農業汚泥	生活雑排汚泥	計
26	旧市	3,439.8	7,517.7	961.5	11.4	12,033.4
	南部	2,060.0	6,006.0	479.0	—	8,545.0
	計	5,499.8	13,523.7	1,440.5	11.4	20,578.4
27	旧市	3,275.9	8,052.3	927.4	7.7	12,263.4
	南部	1,835.8	4,351.8	388.7	—	6,576.3
	計	5,111.7	12,404.1	1,316.1	7.7	18,839.7
28	旧市	3,123.6	7,819.9	937.8	9.9	11,891.2
	南部	1,837.6	4,852.0	415.4	—	7,105.0
	計	4,961.2	12,671.9	1,353.2	9.9	18,9996.2
29	旧市	2960.63	7852.72	912.55	6.16	11732.06
	南部	1705.20	4855.40	409.13	—	6969.73
	計	4665.83	12708.12	1321.68	6.16	18701.79
30	旧市	2,805.0	7,840.0	925.0	8.0	11,578.0
	南部	1,616.0	4,678.0	421.0	—	6,715.0
	計	4,421.0	12,518.0	1,346.0	8.0	18,293.0

し尿処理施設の状況

●藤花苑（恵那市武並町藤 1246 番地 1）

処理能力 35kℓ／日
処理方式 主処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式
高度処理 凝集膜分離→活性炭吸着
汚泥処理 脱水→焼却→埋立処分
臭気対策 高濃度臭気 硝化脱窒素槽吹込み→中濃度臭気
中濃度臭気 酸・アルカリ次亜洗浄→活性炭吸着
低濃度臭気 活性炭吸着
供用開始 平成 8 年 4 月

●恵那市恵南衛生センター（恵那市明智町 989 番地 91）

処理能力 25kℓ／日
処理方式 下水道投入方式
主処理 下水道投入（凝集+希釀）
高度処理 凝集沈殿+オゾン酸化+砂ろ過
汚泥処理 遠心分離脱水
臭気対策 中・高濃度臭気 酸・アルカリ+次亜洗浄 活性炭吸着
低濃度臭気 活性炭吸着
供用開始 平成 26 年 4 月

(6) 廃棄物処理と手数料の変遷

廃棄物処理

年月	内容
平成 16 年 10 月	新市発足。廃棄物の処理に関しては、従前のまま引き継がれる
平成 17 年 6 月	笠置町毛呂窪区と最終処分場の埋立期間延長に伴う協定を締結（4年延長、平成 21 年 6 月まで）
平成 18 年 4 月 6~8 月 8 月	ごみの収集回数（排出機会）を全市で統一。可燃ごみは週 2 回、不燃・資源ごみは月 1 回に粗大ごみは直接搬入の扱いとすることで全市統一 岩村町の生活系ごみの収集を業者委託から直営に変更 串原の粗大ごみの業者委託による収集を廃止 南部 5 町地区のごみ収集、車両と人員を「あおぞら」に集約 南部 5 町地区の特定家庭用機器の取り扱い（受け入れ）を各振興事務所から「あおぞら」に変更 南部 5 町地区のし尿くみ取りを業者へ委託（直営によるし尿くみ取りを廃止） 南部 5 町地区、直営による浄化槽清掃を廃止、許可業者へ業務を移譲 南部 5 町地区で資源ごみの地域説明会を開催（排出方法と手数料の統一に向けて） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=廃棄物の収集運搬と費用負担のあり方、市指定ごみ袋の形状について
平成 19 年 1 月 4 月 10 月	恵那市ごみ百科事典発行、全戸へ配布 料金改定にあわせ指定ごみ袋の形状を全市で統一 資源ごみのコンテナによる収集を全市でスタート（南部 5 町地区の資源ごみ用指定袋を廃止） 不燃・資源ごみの中間処理をリサイクルセンターに集約（あおぞら内のリサイクルプラザを休止） 日曜リサイクル広場スタート
平成 20 年 10 月	東濃 5 市で一斉にレジ袋削減（有料化）の取り組み開始
平成 21 年 1 月 2 月 4 月	恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪）の埋め立て終了（～平成 7 年 7 月） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=ごみ減量化の推進と市民サービスの向上について 祝日の可燃ごみ収集と直接搬入の受付を開始。
平成 22 年 3 月 4 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配布 恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止 恵那市一般廃棄物最終処分場（第二期）が完成 可燃ごみの処理をエコセンター恵那に集約
平成 24 年 4 月	常設型資源ごみ回収拠点施設「ふれあいエコプラザ」開設
平成 26 年 7 月	エコセンター恵那の炭化処理を休止、熱交換機の改修
平成 30 年 3 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配付

手数料

年月	内容	料金
平成 16 年 10 月	<p>【旧市地区】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 <p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理場持込の処分 <p>【南部 5 町地区】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②収集袋による収集運搬処分（缶、瓶、ペットボトル） ③処理場持込の処分（可燃ごみ） ④処理場持込の処分（不燃ごみ） ⑤粗大ごみ（山岡町、明智町は処理場持込、岩村町、串原、上矢作町はシール制により収集運搬） <p>⑥し尿収集運搬処分</p> <p>事業系一般廃棄物</p> <p>処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）</p> <p>産業廃棄物</p> <p>処理場持込の処分</p>	<p>大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料</p> <p>100kg ごとに（1回につき）252 円 180 ごとに 214 円</p> <p>1 t ごとに（1回につき）3,150 円 無料</p> <p>1 t ごとに（1回につき）15,750 円</p> <p>10 枚につき 大 600 円、小 300 円 10 枚につき 600 円 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） 家電製品（特定家庭用機器を除く） 大型 2,100 円／台、小型 1,050 円／台 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ 420 円／個 タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本 200 ごとに 214 円</p> <p>100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円） 100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円）</p>
平成 18 年 4 月	【南部 5 町地区】 粗大ごみ（シール制を廃止し、すべて処理場持込に）	可燃性粗大 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 不燃性粗大 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本
平成 19 年 4 月	<p>【ごみ処理手数料を全市で統一】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 <p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） <p>産業廃棄物</p> <p>処理場持込の処分</p>	<p>大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料</p> <p>100kg ごとに（1回につき）252 円 旧市地区は 180 ごとに、南部 5 町地区は 200 ごとに 214 円 100kg ごとに（1回につき）500 円 無料</p> <p>1 t ごとに（1回につき）25,000 円</p>
平成 21 年 4 月	【し尿の収集運搬処分手数料を全市で統一】 生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	180 ごとに 214 円

平成 26 年 4 月	【消費税 8 %に伴う手数料の変更】	
	生活系一般廃棄物	
	①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ）	大 20 枚につき、小 30 枚につき 648 円 無料
	②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管）	100kg ごとに（1回につき） 259 円
	③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）	180 ごとに 220 円
	④し尿収集運搬処分	100kg ごとに（1回につき） 514 円 無料
	事業系一般廃棄物	
	①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ）	1 t ごとに（1回につき） 25,714 円
	②処理持込の処分（資源ごみ）	
	産業廃棄物	
	処理場持込の処分	

※合併前の処理施設と手数料の変遷については、資料編 P115～に掲載

7. 公害苦情と不法投棄

(1) 公害苦情の内訳

平成 30 年度の公害苦情は [表 3-7-1] の通りでした。いわゆる典型 7 公害の苦情は 27 件で、平成 29 年度の 38 件と比較して 11 件減少でした。

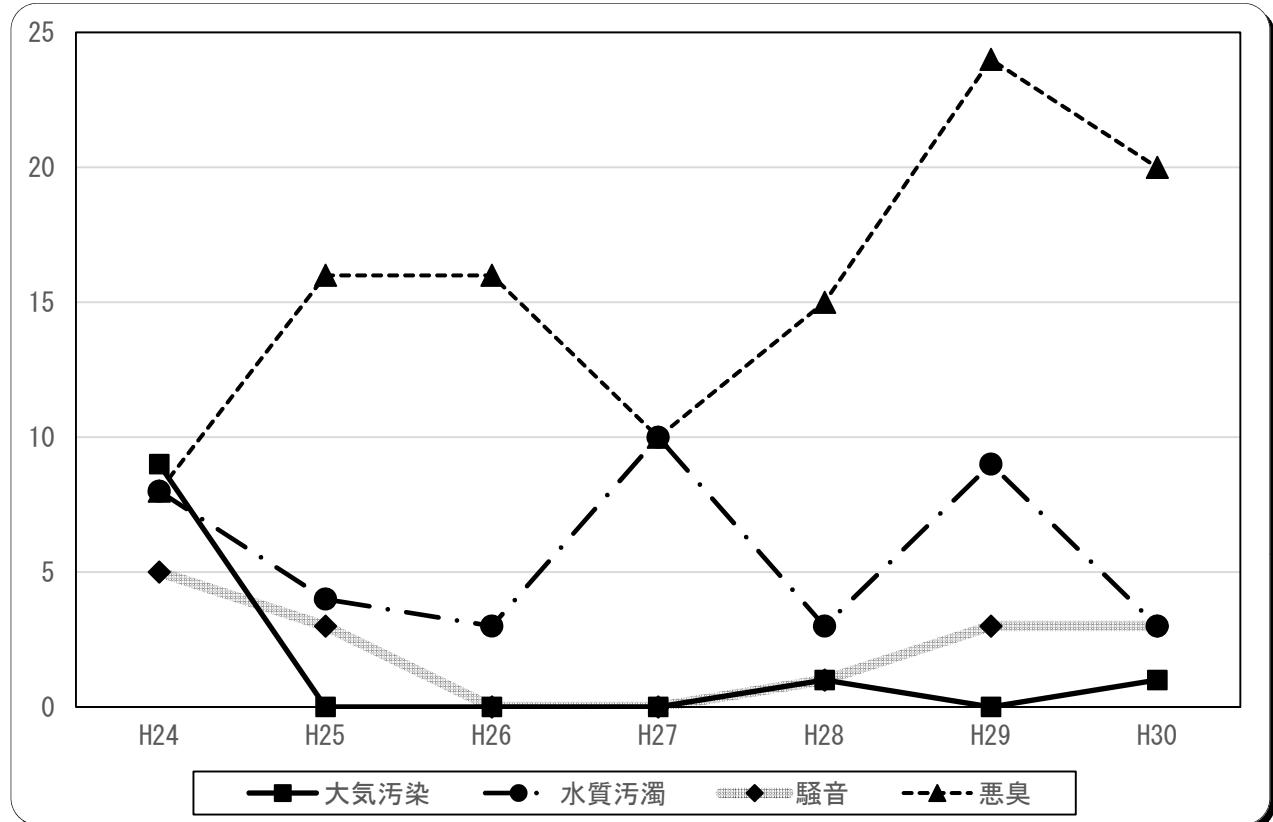
内訳を見ると悪臭に関することが 20 件と最も多く、土壤汚染、地盤沈下に関する苦情はありませんでした。悪臭に関する苦情の多くは野外焼却に関するものでした。

典型 7 公害以外では、不法投棄の通報が 11 件、空き地の除草に関する相談が 32 件でした。

[表 3-7-1] 平成 30 年度の苦情件数とその内訳

原因者	典型 7 公害					7 公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	小計	不法投棄	空き地除草	
事業所	1	2	2	3	8			
個人	0	0	1	17	18			
不明	0	1	0	0	1			
計	1	3	3	20	27	11	32	69

[図 3-7-1] 典型 7 公害苦情件数の推移



(2) 不法投棄対策

①不法投棄の通報状況

平成30年度の不法投棄通報件数は11件で、前年度と比較して1件の増加となりました。

[表3-7-2] 地域別不法投棄の通報件数

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H26	3	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	7
H27	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5
H28	3	1	0	0	2	0	0	1	3	4	0	0	1	15
H29	1	2	0	0	0	1	1	0	0	4	1	0	0	10
H30	2	3	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	11

[表3-7-3] 通報者の内訳

通報者	H26	H27	H28	H29	H30
地域住民	3	2	5	7	8
不法投棄監視員	2	0	6	1	1
土地所有者	1	0	2	1	0
岐阜県	0	1	1	0	0
警察署	0	1	1	0	2
郵便局	0	0	0	0	0
その他団体	1	1	0	1	0
－	－	－	－	－	－
合計	7	5	15	10	11

[表3-7-4] 投棄物の事後処理

処理内容	H26	H27	H28	H29	H30
投棄者が回収	0	0	3	2	0
土地所有者に回収を依頼	2	1	8	4	2
市で回収	5	4	4	1	5
警察へ対応を依頼	0	0	0	0	1
県へ対応を依頼	0	0	0	0	2
地域ボランティアで回収	0	0	0	1	0
回収困難	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	3	1
合計	7	5	15	10	11

②監視体制の強化

市では市内13地区から各2人、計26人に不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄パトロールを実施しています。また市内郵便局とは不法投棄の情報提供に関する覚書を交わし、早期の発見に努めています。特に不法投棄が頻発する個所にはセンサーライト付き監視カメラを設置し、監視の強化と未然防止を図っています。

③不法投棄防止看板の配布

自治会などからの申し出により、不法投棄防止の啓発看板を配布しています。

[表3-7-5] 不法投棄防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H26	12	3	0	0	23	13	0	6	7	3	0	0	3	70
H27	16	15	1	10	2	4	0	0	5	12	2	2	2	71
H28	3	24	2	7	15	4	0	3	7	0	1	0	0	59
H29	19	27	0	0	19	6	0	1	2	10	8	0	0	92
H30	39	18	0	18	19	1	0	0	13	0	2	0	0	110

(参考) ペットのふん害防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H26	16	4	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	26
H27	15	11	8	5	0	0	3	0	0	0	6	0	0	48
H28	3	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
H29	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
H30	6	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	17

④環境美化活動の支援

地域の環境美化活動を実施する団体へは、事前の申し出によりごみ袋を配布し、回収したごみの処理費を免除しています。また市の施設では処理できない家電4品目やタイヤなどは、処理費の実費を助成しています。

[表 3-7-6] 環境美化活動に伴う処理困難物の処理費助成一覧

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	その他	助成額
H26	0 台	7 台	0 台	0	28 本	消化器 1	48,953 円
H27	0 台	0 台	4 台	0	15 本	—	43,543 円
H28	0 台	18 台	0 台	2 台	29 本	消化器 3 バッテリー 1	112,782 円
H29	1 台	5 台	2 台	1 台	69 本	消化器 1 バッテリー 1	85,368 円
H30	0 台	0 台	1 台	3 台	9 本	—	40,999 円

[表 3-7-7] 各地区の環境美化活動実績

(環境課へ申請した分のみ掲載)

地域	件数	参加人数	回収量 (kg)		
			可燃ごみ	不燃ごみ	合計
大井町	H28	8	2,289	1,702	160
	H29	10	2,328	1,453	1,820
	H30	25	3,010	2,301	2,116
長島町	H28	23	5,616	2,450	3,220
	H29	29	1,727	1,983	2,175
	H30	34	1,741	1,890	1,653
東野	H28	4	516	590	655
	H29	1	400	250	500
	H30	9	597	456	305
三郷町	H28	4	945	700	1,190
	H29	8	1,299	738	680
	H30	6	1,113	1,088	931
武並町	H28	5	1,000	188	375
	H29	6	1,204	603	1,105
	H30	9	1,114	248	408
笠置町	H28	2	400	760	1,525
	H29	1	360	375	250
	H30	1	150	73	126
中野方町	H28	2	510	30	60
	H29	4	1,220	198	380
	H30	3	1,200	580	290
飯地町	H28	2	75	75	150
	H29	4	220	275	425
	H30	5	55	131	180
岩村町	H28	17	1,700	1,128	465
	H29	16	1,642	943	545
	H30	21	1,058	934	611
山岡町	H28	19	457	280	500
	H29	20	1,637	745	960
	H30	11	184	183	246
明智町	H28	8	1,377	290	545
	H29	1	1,200	100	200
	H30	12	1,296	899	585
串原	H28	0	0	0	0
	H29	1	30	250	500
	H30	7	218	59	64
上矢作町	H28	9	685	220	1,725
	H29	4	364	440	355
	H30	5	565	634	496
広域	H28	1	150	50	80
	H29	1	160	250	400
	H30	0	0	0	0
合計	H28	102	15,720	8,463	10,060
	H29	106	13,791	8,603	10,295
	H30	148	12,301	9,476	8,011

第4章 資料

1. 条例、規則、要綱集

○恵那市環境基本条例

平成17年3月25日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関係する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　　人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全　　人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気及び海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害　　環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭又は光

害によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。以下同じ。）に関する被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 何人も、環境は積極的に保全し、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければならない。

2 環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全と創出は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的かつ計画的に推進する責務がある。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、水の環境構造の保全、省資源と省エネ

ルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全及び快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

- (2) 森林の保全と活用、河川、湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進及び野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に関すること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層保護等地球環境に関係すること。

2 市は、事業を立案し、又は施行するときは、この条例の基本的な考え方方に従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、豊かで快適な環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置をとる責務がある。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用し、及び廃棄することによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させ、又は環境を破壊したときは、自らの責任と負担においてこれを補償し、支障除去等必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する関係施策に協力する責務がある。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別及び生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努め

なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創出に關係して市が実施する施策に協力する責務がある。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に關係する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによる。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状、環境の保全と創出に關係する施策等について、年次報告を作成し、これを公表する。

(環境調査等)

第9条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定し、又は実施しようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行う。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うことができるよう必要な措置をとる。

3 市は、前2項に定める調査、影響評価、監査等の結果、施策を実施した場合に環境に負荷を与えると判断したときは、審議会に諮り、その施策の変更又は修正を行う。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民が環境の保全と創出についての理解を深めるために適切な環境教育が受けられるよう、必要な措置をとるとともに、市民及

び事業者が学習活動を自発的に行うことができ
るよう、必要な措置をとるものとする。

(環境情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第 12 条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者が構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(推進と調整体制の整備)

第 13 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備する。

(広域的連携)

第 14 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力する。

(審議会の設置)

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
- (3) 環境調査の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全と創出に関係し、市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるとときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第 16 条 審議会は、25 人以内をもって組織する。

2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 19 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

5 第 15 条から前条まで及び第 1 項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 86 号

改正 平成 18 年 3 月 16 日条例第 17 号

平成 18 年 9 月 22 日条例第 44 号

平成 21 年 12 月 18 日条例第 28 号

平成 24 年 12 月 26 日条例第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき、恵那市（以下「市」という。）の区域内における廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第 2 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を毎年度始めに定め、区域及び廃棄物の種類別に収集、運搬及び処分の方法を告示するものとする。

(協力義務)

第 3 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、規則で定める方法により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(減量計画の作成)

第 4 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるものの占有者は、市長の指示に従い、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、その計画書を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 5 条 市長は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物の保管、運搬又は処分の方法が適正でないと認めるときは、当該一般廃棄物の保管、運搬若しくは処分の方法を改善し、又は変更すべきことを勧告することができる。

(事業系廃棄物の処理の承認)

第 6 条 事業活動に伴って排出された一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）の処理について、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 第 1 項の承認には、期限を付し、又は当該事業系一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。

(産業廃棄物の処理に関する承認)

第 7 条 産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の規定による承認をしてはならない。

3 第 1 項の承認を受けた事業者は、あらかじめその産業廃棄物に規則で定める中間処理を加えた後、市が行う産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けなければならない。

4 第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認を受けた事業者について準用する。

(許可申請手数料)

第 8 条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

（1） 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 5,000 円

（2） 法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物

収集運搬業の許可の更新 5,000 円
(3) 法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可 5,000 円
(4) 法第 7 条第 7 項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新 5,000 円
(5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の事業の変更の許可 5,000 円
(6) 净化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可 5,000 円

2 前項の許可申請手数料の納付方法は、規則で定める。

(処理費用)

第 9 条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに産業廃棄物の処理については、手数料及び処理費用（以下「手数料等」という。）を徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の納付方法は、規則で定める。

(手数料等の減免)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第 1 項に規定する手数料等を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する扶助を受けている者
(2) 火災その他の災害を受けた者
(3) その他市長が必要と認めた者

2 前項の手数料等の減免は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に定める者 免除
(2) 前項第 2 号に定める者はり災の程度により、10 分の 5 に減額又は免除
(3) 前項第 3 号に定める者 10 分の 5 に減額又は免除

(手数料等の不還付)

第 11 条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市指定ごみ袋及びし尿汲取券が未使用の場合は、この限りでない。

(承認の取消し、業務提供の拒否)

第 12 条 市長は、第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれか

に該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは処分に違反する行為をした場合
(2) 承認された業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項の規定による処分について、同項第 2 号の理由による場合は、他の者との間に不当な差別的取扱いを生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第 13 条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し、必要な報告を求めることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 14 条 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、恵那市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。
3 審議会は、委員 20 人以内をもって構成する。
4 委員は、市民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。
5 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、規則で定める。

(技術管理者の資格)

第 15 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める

技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。同号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関

する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（環境委員）

第 16 条 市民は、自らごみの減量化に取り組み市と一体となった一般廃棄物の円滑な処理を促進するため、環境委員を置くことができる。

- 2 環境委員は、一般廃棄物の減量のため市の施策への協力その他環境に関する必要な活動を行う。
- 3 前項に定めるもののほか、環境委員について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第 18 条 詐欺その他の不正行為により、第 8 条又は第 9 条の手数料又は手数料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行す

る。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年恵那市条例第8号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年岩村町条例第15号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年山岡町条例第11号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年明智町条例第18号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和62年串原村条例第14号）、上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和62年上矢作町条例第23号）、恵南福祉保健衛生施設組合し尿処理手数料徴収条例（平成10年恵南福祉保健衛生施設組合条例第23号）、恵南福祉保健衛生施設組合ごみ処理手数料徴収条例（平成10年恵南福祉保健衛生施設組合条例第25号）又は恵南福祉保健衛生施設組合浄化槽清掃条例（平成10年恵南福祉保健衛生施設組合条例第24号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべ

きであった手数料及び処理費用の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則（平成18年3月16日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附則（平成18年9月22日条例第44号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例の規定により課した又は課すべきであった手数料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附則（平成21年12月18日条例第28号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成24年12月26日条例第57号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年12月20日条例第31号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種別	取扱区分			手数料
生活系 一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	20袋につき(大) 30袋につき(小)	648円
		処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	259円
	不燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	20袋につき(大) 30袋につき(小)	648円
		処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	259円
	粗大ごみ	処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	259円
	資源ごみ		—	無料
	処理困難ごみ		—	無料
	拠点回収ごみ		—	無料
	し尿	収集運搬	18ℓ又はその端数ごとに	220円
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	514円
	不燃ごみ	処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	514円
	粗大ごみ	処理場持込の処分	100kg又はその端数ごとに(1回につき)	514円
	資源ごみ		—	無料
産業廃棄物		処理場持込の処分	1t又はその端数ごとに(1回につき)	25,714円
特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）		指定地持込	1台につき	2,057円

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 99 号

改正 平成 19 年 3 月 22 日規則第 4 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

平成 21 年 4 月 1 日規則第 4 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号の 2

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「法施行規則」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽法施行規則」という。）及び恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 86 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力方法)

第2条 条例第 3 条第 2 項の規定による土地又は建物の占有者の協力方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際し、危険性のあるもの、引火性のあるもの、爆発性のあるもの、著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物に指定されているもの及び一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるもの排出してはならない。

(2) ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び処理困難ごみ等に分け、別に公示する容器に収納し、条例第 2 条の規定による一般廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）に定める日に所定の場所に集めること。

(3) 可燃ごみは、水切りをよくすること。

(4) 資源ごみは、内容物の残らない状態にし、別に公示する種類に分けること。

(5) 一般廃棄物を収納する容器について、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないようになるとともに当該容器及び当該容器を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(6) 犬、ねこ等の死体（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 8 条第 2 項に規定するものを除く。）は、占有者が他の一般廃棄物と区別し、市長が指定した場所へ運搬すること。

(7) 前各号に定める方法のほか、市長が一般廃棄物の処理に当たって特に必要と認める方法（減量計画の作成）

第3条 条例第 4 条に規定する減量計画を作成しなければならない事業所は、1 日平均 300 キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業所とする。

(承認申請)

第4条 条例第 6 条第 1 項又は条例第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関する承認を受けようとする者は、市長に対し、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書（様式第 2 号）を交付する。

3 前項の承認を受けた者が、承認書の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書換申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、承認書の書換えをしなければならない。

(市長の承認を要しない場合)

第5条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定による規則で定める場合は、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の 1 日平均排出量が 50 キログラム以下の事業者である場合とする。

(産業廃棄物の中間処理)

第6条 条例第 7 条第 3 項の規定による産業廃棄物

の中間処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゴムくずは、最大径がおおむね 15 センチメートル以下に破碎又は切断すること。
- (2) 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ中空の状態でないように、かつ、最大径がおおむね 15 センチメートル以下に破碎、切断又は溶融設備を用いて溶融加工をすること。

(手数料の納付方法等)

第7条 条例第8条第2項及び第9条第2項の規定による許可申請手数料及び処理費用の納付の時期及び方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可申請手数料は、市が発行する納付書により納付すること。
 - (2) 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ収集運搬処分並びにし尿収集運搬処分については、恵那市指定ごみ袋（様式第4号）及びし尿汲取り券（様式第5号）を購入することにより、納付したものとみなす。この場合において、領収書の発行については、販売店において購入者の求めに応じて発行するものとする。
 - (3) エコセンター恵那及び、恵那市恵南クリーンセンターあおぞらに、恵那市指定ごみ収集袋を使用した生活系一般廃棄物以外のごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）を持ち込んだ場合は、その都度徴収し、計量証明書領収書兼納入通知書（様式第6号）を発行するものとする。
 - (4) 恵那市指定ごみ収集袋及びし尿汲取券の使用法等は、別に定める。
 - (5) 市長が特別の事情があると認めた場合は、処理手数料は市が発行する納付書により納付するものとする。
- 2 納付書を交付するものについては、納付書を交付した日から 20 日以内に指定金融機関に納付しなければならない。

(手数料の減免申請)

第8条 条例第10条の規定により、処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第7号）によって申請しなければならない。

- 2 前項の減免申請を受理したときは審査を行い適当と認める場合には、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第7号の2）をもって通知するものとする。

(手数料の還付)

第9条 条例第11条の規定により、一般廃棄物運搬処分手数料及び処理費用の払戻しを受けようとするものは、未使用汲取券還付請求書（様式第8号）又は未使用ごみ袋還付申請書（様式第8号の2）に使用しなくなつたし尿汲取券又はごみ袋を添えて市長に提出するものとする。ただし、手数料の還付金額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切上げる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第10条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - (5) 積替えを行う場合には積替えの場所の面積及び保管できる量
 - (6) 事業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに積替えの場所の付近の見取り図
 - (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の

写し

- (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
- (7) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類
- (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 処理料金を記載した書類
- (12) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第11条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (5) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 事業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を

添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図並びに法第8条に規定する許可を要する施設にあっては当該許可を受けたことを証する書類及び同条の2第5項に規定する検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたことを証する書類
 - (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
 - (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (8) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類及び技術管理者の資格を有するものにあってはその資格を証する書類
 - (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (12) 処理料金を記載した書類
 - (13) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第7号、第12号及び第13号に掲

げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請)

第 12 条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬処理業変更許可申請書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 変更予定年月日

2 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 1 号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第 2 号及び第 8 号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第 11 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 1 号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第 2 号及び第 9 号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止届出)

第 13 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物処理業の廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第 13 号)によるものとする。

(一般廃棄物処理業の変更届出)

第 14 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物処理業の変更の届出は、一般廃棄物処理業変更届出書(様式第 14 号)によるものとする。

- 2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
 - (1) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する事項の変更 個人にあってはその住民票の写し、法人にあってはその法人の登記簿謄本
 - (2) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する事項の変更 法第 7 条第 5 項第 4 号イからニ及びトからヌに該当しない旨を記載した書類(様式第 10 号)及び法人の役員にあってはその法人の登記簿謄本
 - (3) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する事項の変更 登記簿謄本(登記の変更を必要とする場合に限る。)
 - (4) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 4 号に規定する事項の変更 変更した施設の構造を明らかにする図面

(一般廃棄物処理業の許可証)

第 15 条 市長は、法第 7 条第 1 項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第 15 号)を交付する。

- 2 市長は、法第 7 条第 6 項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第 16 号)を交付する。
- 3 市長は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出により、前 2 項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

(再生利用業の指定の申請)

第 16 条 法施行規則第 2 条第 2 号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、市長に対し、再生利用個別指定業指定申請書(様式第 17 号)

に、次に掲げる書類及び図面を添えて、再生利用業の指定の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生利用の方法を明らかにする書類及び図面
- (3) 取引の関係を証する書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面
- (5) 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）のみを行おうとする者が申請するときは、再生輸送を除く再生利用（以下「再生利用」という。）を行う者との委託関係を証する書類
- (6) 再生利用を行おうとする者が再生輸送を委託するときは、その委託関係を証する書類
- (7) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (8) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (9) 申請者が個人であるときは、その住民票の写し

2 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第18号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に対し、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第19号）に第1項に掲げる書類及び図面（当該変更に係るものに限る。）を添えて、当該指定の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 事業の範囲
- (2) 再生利用の目的
- (3) 再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るもの）を除く。）

4 第2項の規定は、前項の変更の指定について準用する。

5 再生利用個別指定業者は、事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以

内に、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第20号）に指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

6 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（様式第21号）によって市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るものに限る。）
- (5) 取引関係

（浄化槽清掃業の許可申請）

第17条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請しようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に規定する書類は、申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第23号）とする。

3 浄化槽法施行規則第10条第2項第4号に規定する書類は、申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び経験を証する書類（様式第24号）とする。

4 浄化槽法施行規則第10条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 浄化槽清掃業務従事者名簿（様式第25号）
- (3) 清掃後の汚泥等の処理方法を記載した書類
- (4) 浄化槽清掃料金を記載した書類
- (5) 委託契約書

（変更の届出）

第18条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第26号）によるものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 净化槽法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更個人にあってはその住民票の写し、法人の役員にあってはその法人の登記簿謄本

(2) 净化槽法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する事項の変更登記簿謄本（登記簿の変更を必要とする場合に限る。）

(3) 法人の役員の変更 登記簿謄本及び新たに役員となる者に關し、浄化槽法第 36 条第 2 号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第 23 号）

(4) 従業員の変更 変更した従業員に係る浄化槽清掃業業務従事者名簿（様式第 25 号）

（廃業等の届出）

第 19 条 浄化槽法第 38 条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第 27 号）によるものとする。

（浄化槽清掃業の許可証）

第 20 条 市長は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第 28 号）を交付する。

2 市長は、浄化槽法第 37 条の規定による届出により、前項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

（業務報告）

第 21 条 一般廃棄物処理業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の処理に關し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した一般廃棄物業務報告書（様式第 29 号）による報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 収集区域ごとの収集量

(3) 運搬先ごとの運搬量

(4) 処分方法ごとの処分量

2 再生利用個別指定業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の再生利用に關し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した再生利用個別指定業務報告書（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 再生利用した一般廃棄物の種類

(3) 排出者の氏名又は名称

(4) 再生輸送又は再生利用を行った量

3 浄化槽清掃業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における浄化槽の清掃に關し、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業務報告書（様式第 31 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 委託者の氏名又は名称

(3) 浄化槽ごとの汚泥等の引出量

(4) 汚泥等の処分方法

（廃棄物減量等推進審議会の運営）

第 22 条 条例第 15 条第 1 項に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

8 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができ

る。

9 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、審議会において定める。

(環境委員)

第23条 条例第16条第1項に規定する環境委員は、次に掲げる活動を行う。

(1) ごみの減量化のための市の施策の啓発を行うこと。

(2) ごみの減量化に関し、市との連絡及び調整に関すること。

(3) ごみの集積場所の管理に関すること。

(4) その他環境に関する必要な事項

2 環境委員は、住民のうちから互選し、原則として地域に構成された住民自治組織ごとに一人を置く。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年恵那市規則第8号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年岩村町規則第8号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年山岡町規則第7号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年明智町規則第9号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成10年串原村規則第19号）又は上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和63年上矢作町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成19年3月22日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月28日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

附則（平成21年4月1日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日規則第14号の2）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に発行したし尿汲取り券に明記されている手数料は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成21年恵那市条例第28号）による改正後の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条に定める手数料に読み替えて適用するものとする。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

平成16年10月25日条例第96号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物、その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをい

- う。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫、その他愛がん動物をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園、運動場、広場、河川その他の公共の用に供する場所(以下「公共の用に供する場所」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 市内の土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うこと等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(印刷物等の配布者等の責務)

第5条 公共の用に供する場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該公共の用に供する場所及びその周辺に散乱している当該印刷物等を回収するものとする。

- 2 公共の用に供する場所において集会、展示会その他これらに類する催しを行う者は、当該公共の用に供する場所に散乱している空き缶等を回収するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、製造、加工又は販売その他の事業活動によって生じたごみの散乱を防止するため、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理することにより空き缶等を散乱させないよう努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第8条 飼い主は、ふん害を防止し、及び自己の敷地等において自己の飼い犬等のふんを適切に処理し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(ポイ捨て及びふん害防止重点地域)

第10条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をポイ捨て及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(ポイ捨ての禁止等)

第 11 条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、自己の飼い犬等が公共の用に供する場所等でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

3 自動販売機により飲食料を販売する者は、回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第 12 条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定に違反した者に対し、次に掲げる事項について書面により勧告することができる。

- (1) ポイ捨てによる空き缶等を回収すること。
- (2) 自己の飼い犬等のふんを回収すること。
- (3) 自動販売機により飲食料を販売する者については、回収容器の設置及び適正な管理をすること。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法令の活用)

第 15 条 市長は、この条例の施行に関し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年恵那市条例第 41 号）、岩村町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年岩村町条例第 43 号）、山岡町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年山岡町条例第 67 号）、明智町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年明智町条例第 39 号）、串原村空き缶等投げ捨て防止に関する条例（平成 12 年串原村条例第 48 号）又は上矢作町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年上矢作町条例第 60 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 108 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 96 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(必要な施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施

策とは、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄監視員の設置
- (2) 立て看板の設置
- (3) 不法投棄防止に関する啓発活動
- (4) 前各号に定めるもののほか、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関し、市長が必要と認める施策

(勧告書及び命令書)

第3条 条例第13条第1項に規定する勧告は、改善勧告書（様式第1号）により、本人及び関係者に口頭により撤去指示をしてから1週間後に送付するものとする。

2 条例第13条第2項に規定する命令は、改善命令書（様式第2号）により、改善勧告書を送付してから1週間後に送付するものとする。

(公表)

第4条 条例第14条に規定する公表は、改善命令書送付後1か月以後とし、その方法は、次に掲げる事項について、恵那市公告式条例（平成16年恵那市条例第3号）別表に規定する市役所掲示場に掲示又は市広報紙に掲載して行うものとする。
(1) 命令に従わなかった者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）及び住所
(2) 公表の理由

(身分証明書)

第5条 条例第12条第2項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第3号）とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年10月25日から施行する。

附則（平成19年3月28日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する

法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかるらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

○恵那市あき地の環境保全に関する条例

平成16年10月25日条例第97号

(目的)

第1条 この条例は、遊休地を適正に管理し、清潔で安全な生活環境を保全し、市民生活の安定と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地とは

- ア 宅地化された状態で現に人が使用していない土地で遊休地をいう。
- イ 休耕したまま正当な理由がなく放置してある休耕地をいう。

(2) 管理不良の状態とは

- ア あき地に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため火災又は犯罪の発生並びに近隣の生活環境を著しく損なう原因となるような状態をいう。
- イ 法面、石積等が崩れ又はそのおそれがあり河川、道路隣地に被害、迷惑を及ぼすような状態をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、規則で定める。

(所有者等の責務)

第4条 あき地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該あき地が管理不良の状態にならないよう維持管理しなければならない。

(助言、勧告、命令)

第5条 市長は、あき地が管理不良の状態になるおそれがあるとき、又は管理不良の状態にあると

きは、当該あき地の所有者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該あき地の不良の状態の除却に必要な措置を命じなければならない。

(立入調査)

第6条 市長は、前条の規定による助言、勧告又は命令を行おうとするとき、又は前条の規定による勧告又は命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該職員をして、あき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成16年10月25日から施行する。

○惠那市あき地の環境保全に関する条例施行規則

平成16年10月25日規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、惠那市あき地の環境保全に関する条例(平成16年惠那市条例第97号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 条例第3条に規定する適用区域は、惠那市全域とする。

(勧告書及び命令書)

第3条 条例第5条第1項及び第2項の規定による勧告及び命令は、雑草等除去勧告書(様式第1号)

及び雑草等除去命令書(様式第2号)により行うものとする。

(命令の履行期限)

第4条 条例第5条第2項の規定により行う雑草の除去命令の履行期限は、30日以内とする。

(証票)

第5条 条例第6条第2項に規定する身分を証明する証票は、惠那市生活環境保全条例施行規則(昭和48年惠那市規則第8号)第10条第2項に規定する証明書とする。

(報告)

第6条 条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき雑草等の除去を完了したときは、雑草等除去報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年10月25日から施行する。

○惠那市資源集団回収事業奨励金交付要綱

平成16年10月25日告示第42号

改正 平成21年4月1日告示第40号

改正 平成29年3月22日告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを集団で回収する団体に対し予算の範囲内で、奨励金を交付することについて惠那市補助金等交付規則(平成16年惠那市規則第44号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない市内の公共的団体であって、幼稚園・小学校・中学校のPTA、保育園の保護者会等の団体及び市長が適当と認める団体で、

定期的に資源回収を行い、資源集団回収事業実施団体として登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源集団回収事業実施団体届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、届出書が提出されたときは、これを審査し、実施団体として認定した団体を資源集団回収事業実施団体登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

4 実施団体は、届出書の内容に変更が生じた場合、速やかに資源集団回収事業実施団体変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
(交付対象品目)

第3条 この要綱において奨励金の交付対象とする品目（以下「交付対象品目」という。）は、再生利用が可能な廃棄物のうち、次に定める物とする。

- (1) 紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール、混合紙及び飲料用紙容器等
- (2) 繊維類 布類
- (3) プラスチック類

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、重量1キログラム当たり4円とする。ただし、当該総重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、事業実績書（第4号様式）及び、資源回収の実績を証する伝票とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成16年10月25日から施行する。

附則（平成21年4月1日告示第40号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成29年3月2日告示第35号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱

平成17年7月1日告示第57号

改正 平成19年4月1日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による環境保全対策として、不法投棄された廃棄物の清掃をボランティアで実施する団体等に対し、処理費用を助成することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱は、恵那市内の公共用地又はそれに準じた土地、及びその沿線で環境美化活動を実施する団体等に対し適用する。

(助成対象物等)

第3条 処理費用を助成する対象は、市で処分できない廃棄物で処理業者又は取扱店等（以下「処理業者等」という。）に引き渡す際に処理手数料（リサイクル料等）が必要となる別表のとおりとする。

2 市で処分ができる廃棄物は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年恵那市条例第86号）第10条第1項第3号の規定により処理手数料を免除することができる。

(助成金額)

第4条 助成する額は、処理業者等へ引渡しの際に掛かる処分費用の実費とし、予算の範囲内において助成する。この場合において、人件費及び燃料代は助成しない。

(申請方法)

第5条 処理費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真
- (2) 位置図

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、処理費用を助成することが適當と認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じ前項の決定に条件を付すことができる。

(助成手続き)

第7条 申請者が処理を完了したときは、処理費の支払いを証明する書類を添えて、環境美化活動に伴うごみ処理完了報告書兼請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該

当すると認めたときは、処理費助成の決定を取り消し、若しくは既に交付した処理費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 処理費助成に関する申請、報告及び施行について不正な行為があったとき。
- (3) その他処理費助成の運用を不適当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成19年4月1日告示第45号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

処理費助成の対象物

区分・適用法令	対象品目
家電リサイクル法 (家電4品目)	エアコン（室外機、ウインドタイプ含む）、テレビ（ブラウン管式） 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機は除く）
資源の有効な利用の促進に関する法律（PCリサイクル）	ディスクトップパソコン、ノートパソコン、モニター
その他	タイヤ（旧恵那市地区）、ホイール、消火器、単車、バッテリー、その他処分費を必要とするもので市長が適當と認めるもの。

○恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成21年4月1日告示第38号

改正 平成23年4月1日告示第28号の2

平成24年3月12日告示第11号

平成24年7月8日告示第56号の2

平成25年4月1日告示第47号

平成26年3月21日告示第44号

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の新エネルギー導入を積極的に支援し、地球温暖化防止等地球環境の保全を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）とは、次の要件を満たすシステムとする。ただし、クレジットによる支払い又はリース契約によるものは含まないものとする。

- (1) 低压配電線と逆潮流有りで連系すること。
- (2) 太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が10キロワット未満であること。
- (3) システムの価格が1キロワット当たり55万円（消費税抜き）以下であること。
- (4) 電力会社と電灯契約を締結し、未使用であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者で、補助金を申請した年度末までに当該システムの設置が完了し、かつ、市税の滞納がない者（転入する見込みであって恵那市で課税されてない者は、申請時に住所を有する市町村等において滞納がない者）とする。ただし、補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）にシステムを設置する者
 - (2) 自ら居住するために市内に住宅を新築し、システムを設置する者
 - (3) 自ら居住するために市内のシステム付き建売住宅（以下「建売住宅」という。）を取得する者
- 2 前項及び第8条に規定する完了とは、次の要件をすべて満たした状態をいう。
- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により恵那市の住民基本台帳に記録されたこと。
 - (2) 電力会社との系統連系及び受給開始がされたこと。

(3) システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る支払が完了したこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、40,000円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切り捨て。最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットとする。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

- 2 補助金は、予算の範囲内で交付し、申請は先着順に受け付ける。

(補助金の申請)

第5条 第3条第1号及び第2号の者が補助金の交付を受けようとするときは、システム設置工事の着工前に、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) システム設置計画書（様式第2号）
- (2) システム設置工事に係る契約書又は見積書の写し
- (3) 工事着工前の現場写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3号の者が補助金の交付を受けようとするときは、建売住宅の購入契約前に、申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) システム設置概要書（様式第3号）
- (2) システム付き建売住宅の見積書（システムの価格が分るもの）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは速やかに内容を審査し、要件に適合していると認められたときは、規則第6条に定める交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第7条 前条の決定通知書を受けた者（以下「交付

決定者」という。)は、補助金の交付内容を変更する場合又はシステムの設置を中止する場合は速やかに恵那市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請による補助金交付決定額の増額は、予算の範囲内で行う。
- 3 市長は、第1項の変更又は中止を承認したときは、恵那市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、システムの設置を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) システム設置概要書
- (2) システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る契約書及び領収書(システムの価格が分かるもの)の写し
- (3) 電力会社との電力受給が確認できる書類
- (4) システムの設置が確認できる写真
- (5) 補助対象者の住民票
- (6) 市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、補助金交付額を確定し、規則第14条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の補助金等交付確定通知を受けた者は、速やかに恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に請求するものとする。

(処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、法定耐用年数の期間内にシステムを処分することができない。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は法定耐用年数の期間内にシステムを処分することができる。

- (1) 天災等による破損等があった場合
- (2) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由でシステムを処分する場合
- (3) その他市長が処分することを認めた場合

3 前項の規定によりシステムを処分しようとする者は、恵那市住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 交付決定者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書(様式第9号)により補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する補助金(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を請求された者(以下「返還義務者」という。)は、請求日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 返還義務者が前項の期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に恵那市税外諸収入の督促手数料及び滞滯金徴収条例(平成16年恵那市条例第55号)第3条及び第4条第1項の規定により計算した金額を請求するものとする。

(報告等)

第 14 条 補助事業者は、設置翌年度より 3 年間、定期報告書（様式第 10 号）により発電量及び売電量に係るデータを報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（補助金の額に関する暫定措置）

2 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間においては、市内事業者（法人にあっては市内に本店を有する法人、個人事業主にあっては 1 年以上継続して事業活動を行っている事業

主）がシステムの設置工事を請け負った場合に限り、第 4 条に規定する額に 1 万円を加算した額とする。

附則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 28 号の 2）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 12 日告示第 11 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 7 月 8 日告示第 56 号の 2）

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 47 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 21 日告示第 44 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 特定施設

○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等

ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表 1

ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表 1
1 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50l 以上であること。
2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20t 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50l 以上であること。
3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 t 以上であること。
4 金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）	
5 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50l 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
6 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。
8 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 l 以上であること。
8の2 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	
9 烹業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	
10 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50l 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
11 乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）	
12 製銅、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること。
13 廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。 火格子面積（火格子がない施設は火床面積）が 0.5 m ² 以上または 1 時間当たりの焼却能力が 30kg 以上の焼却施設 → 県へ設置の届出が必要（県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則 17 条）
14 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20l 以上であること。
15 カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上であること。
16 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上であること。
17 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 l 以上であること。

19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるものの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。

揮発性有機化合物排出施設

大気汚染防止法施行令別表1の2

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものに除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの

9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kℓ 以上のもの
---	---	-------------------

一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表2

1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩碎機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること

特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表2の2

1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩碎機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）

ばい煙発生施設

県公害防止条例施行規則別表2、3

番号	ばい煙発生施設	規模	排出基準
1	ボイラー（重油またはガスを燃料として専燃させるものを除く）	電熱面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満であること	ばいじん 0.30g/N m ³
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が 0.5 m ² 以上 1 m ² 未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20ℓ 以上 50ℓ 未満であること	ばいじん 0.40g/N m ³
3	活性炭の製造の用に供する反応炉		亜鉛 20.0mg/N m ³
4	セロファンの製造の用に供する製膜施設並びにパルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設および薬品回収施設		硫化水素 75.0mg/N m ³

備考 1. 「g/N m³」とは温度が摂氏0度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量（グラム）をいう。「mg/N m³」とは、温度が摂氏0度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量（ミリグラム）をいう

2. 測定方法 略

3. この表にある排出基準は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1時間につき6分をこえないときは、適用しない。

4. ばいじん、有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

粉じん等発生施設

県公害防止条例施行規則別表4、6

番号	粉じん等発生施設	規模	規制基準 (mg/N m ³)
1	工場、事業場等の用に供する粉塊運搬用コンベア（屋内に設置するものを除く）	地上2m以上に設置するものであって、コンベアの長さが50m以上であること	
2	飼料又は有機質肥料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)原料精選施設 (2)粉碎施設	処理能力が1時間当たり1t以上であること	
3	繊維工業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)動力打綿機 (2)動力混打綿機 (3)樹脂加工施設		(3)の施設 ホルムアルデヒド 0.3
4	パルプ、紙、紙加工品製造業の用に供するセロファン製造施設		硫化水素 0.03
5	染料又は無機顔料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)反応施設 (2)粉碎施設		(1)の施設 硫化水素 0.03 二酸化硫黄 2.0
6	炭素製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)粉碎施設 (2)素灰製造施設 (3)活性炭製造施設		(3)の施設 塩化水素 2.0
7	合成樹脂製造業の用に供する反応施設		アンモニア 12.0
8	窯業、土石製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)粉碎施設 (2)消化施設 (3)ふるい分け施設 (4)セメント加工施設のうちセメントホッパー、バッチャープラント及び砂利（砂を含む）選別施設	処理能力が1時間当たり1t以上であること	
8の2	ガラス繊維、同製品製造業の用に供する樹脂加工施設		アンモニア 12.0 フェノール 0.5
9	鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)砂処理施設 (2)表面処理施設		(2)の施設 塩化水素 2.0 クロム酸 0.03

備考 1. 「mg/N m³」とは、温度が摂氏0度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる特定物質の量（ミリグラム）をいう。

2. 粉じん等の規制基準の測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定する。

3. 測定方法 略

4. この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1時間につき6分をこえないときは、適用しない。

5. 特定物質の量が著しく変動する施設にあっては、一行程の平均の量とする。

○水質汚濁防止法で定める特定施設

水質汚濁防止法施行令別表1

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 堀さく用の泥水分離施設

1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m²未満の事業場に係るものを除く。）
- ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m²未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m²未満の事業場に係るものを除く。）

2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）

ハ ろ過施設

ニ 分離施設

ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸りゆう施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設
- ニ 淀だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設

16 めん類製造業の用に供する湯煮施設

- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21 の 4 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式纖維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の 2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設

- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 ハ クロロプロレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 ロ 静置分離器
 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 蒸りゆう施設
 ハ 遠心分離機
 ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ろ過施設
 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 ハ 遠心分離機
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 縮合反応施設
 ロ 水洗施設
 ハ 遠心分離機
 ニ 静置分離器
 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 リ 廃ガス洗浄施設
 ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ろ過施設
 ロ 脱水施設
 ハ 水洗施設
 ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 蒸りゆう施設
 ロ 分離施設
 ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 廃酸分離施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
 ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 分離施設
 ハ ろ過施設
 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設
 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設
 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げ

るもの

- イ 原料精製施設
- ロ 塩析施設

39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱酸施設
- ロ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 脱水施設

45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの

- イ 水洗施設
- ロ ろ過施設
- ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
- ニ 廃ガス洗浄施設

47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 動物原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 分離施設
- ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設

48 火薬製造業の用に供する洗浄施設

49 農薬製造業の用に供する混合施設

50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱塩施設
- ロ 原油常圧蒸りゆう施設
- ハ 脱硫施設
- ニ 挥発油、灯油又は軽油の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設

51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設

52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ タンニンづけ施設
- ニ クロム浴施設
- ホ 染色施設

53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 研磨洗浄施設
- ロ 廃ガス洗浄施設

54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

55 生コンクリート製造業の用に供するバツチャーブラント

56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

58 烹業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- ニ 脱水施設

59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設

60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設
- ハ 圧延施設
- ニ 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設

62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 還元そう
- ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
- ハ 焼入れ施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

- ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
- 64の2 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万m³未満の事業場に係るものを除く。)
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66の2 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗たく施設
 - ハ 入浴施設
- 66の3 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m²未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m²未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の5 飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m²未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m²未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m²未満の事業場に係るものに限る。)
- 67 洗たく業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69の3 地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m²未満の事業場に係るものに除く。)
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廉油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
- 70の2 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m²未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71の2 科学技術(人文科学のみに係るものに除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
- 71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設

であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するもの

を除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

汚水等に係る特定施設

県公害防止条例施行規則別表8

番号	特定施設
1	出版印刷、同関連産業の用に供する写真製版施設
2	陶磁器、同関連製品製造業の用に供するスプレー式施釉施設
3	段ボール製造業の用に供するのり付け施設（コンスターーチ使用の場合に限る）
4	畜産業の用に供する畜舎（牛若しくは馬の飼養頭数が10頭以上、豚の飼養頭数が30頭以上又は鶏の飼養羽数1000羽以上のものに限る。この場合において、牛、馬、豚又は鶏を合わせて飼養するときは、豚3頭又は鶏100羽を牛1頭に換算する）
5	自動車整備業（自動車の車体若しくは車軸の整備修理業又は中古自動車、エンジンの解体若しくは再生業をいう）の用に供する車体洗浄施設及び部品洗浄施設並びに給油所
6	吹付け塗装業の用に供する廃棄洗浄施設
7	大理石製造業又はテラゾー製造業の用に供する石材切截施設及び湿式研磨施設

汚水等に係る排水基準

県公害防止条例施行規則別表9

1 カドミウム等の排水基準	
1	カドミウム及びその化合物 カドミウム 0.03mg/l
2	シアン化合物 シアン 1mg/l
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNに限る) 1mg/l
4	鉛及びその化合物 鉛 0.1mg/l
5	六価クロム化合物 六価クロム 0.5mg/l
6	砒素及びその化合物 砒素 0.1mg/l
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀 0.005mg/l
8	アルキル水銀化合物 検出されないこと
9	P C B 0.003mg/l
10	トリクロロエチレン p mg/l
11	テトラクロロエチレン 0.1mg/l

2 水素イオン濃度等の排水基準							
番号	対象特定施設	pH	BOD mg/l	SS mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	銅含有量 mg/l	適用排出水量 (日平均)
1	別表8の1	5.8~8.6	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	3	30 m³以上
2	別表8の2	5.8~8.6	50 (日間平均 30)	250 (日間平均 200)	—	—	10 m³以上
3	別表8の3	5.8~8.6	160 (日間平均 120)	200 (日間平均 150)	5mg/l	—	すべて
4	別表8の5	5.8~8.6	160 (日間平均 120)	200 (日間平均 150)	20mg/l	—	50 m³以上
5	別表8の6	5.8~8.6	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	5mg/l	—	30 m³以上
6	別表8の7	5.8~8.6	40 (日間平均 30)	120 (日間平均 100)	5mg/l	—	50 m³以上

備考 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

○騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法施行令別表1
県公害防止条例施行規則別表

10・11

金 屬 加 工 機 械	圧延機械	騒 音		振 動
		騒音規制法	県公害防止条例	
工 機 械	製管機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	ベンディングマシン	すべてのもの	—	—
	液圧プレス	ロール式で原動機の定格出 力が 3.75kW 以上	—	—
	機械プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	せん断機	呼び加圧能力が 294kN 以上	—	すべてのもの
	鍛造機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	原動機の定格出力が 1 kW 以上
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
	プラスト	タンblast以外で密閉式 を除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
空気圧縮機及び送風機		研磨機	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上	—
土石用または鉱物用の破碎機、摩碎 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	製材・木工場で原動機の定 格出力の合計が 10kW 以上	圧縮機で原動機の定格出力 が 7.5kW 以上
			—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上

織機	原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
----	-----------	---	-----------

製建 設 造 用 機 資 材 械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45m ³ 以上(気ほうコンクリートプラント除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練容量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管(柱) 製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	—
木材 加工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	—	—
	丸のこ盤			
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機		—	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—
鋳型造型機		ジョルト式のもの	—	ジョルト式のもの
ゴム練用または 合成樹脂練用ロール機		—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kW 以上
窯業焼成炉用バーナー		—	燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50ℓ 以上	—
撚糸機		—	原動機を用いるもの	—
紙工機械 (コルゲーテングマシン)		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
高速切断機		—	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—
走行クレーン		—	すべてのもの	—
クーリングタワー		—	原動機の定格出力が 0.75kW 以上	—
冷凍機		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
タイル成型用プレス		—	すべてのもの	—

騒音関係の届出一覧

	届出の種類	根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
騒 音 規 制 法	特定施設設置届	法 6-1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7-1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	法 8-1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	法 8-1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
	承継届	法 11-3	30 日以内		様式 8		○
	特定建設作業実施届	法 14-1	7 日前		様式 9	※ 2	○
県 公 害 防 止 條 例	特定施設設置届	条例 48-1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49-1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50-1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	条例 50-1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内		5 号様式		
	事業場内特定作業実施届	条例 56-1	30 日前		11 号様式	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業（事業場内特定作業）の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、規則 25-4）

特定施設の種類ごとの数変更届は、特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合は、届け出る義務はない（法 8-1 ただし書、規則 6-3）

振動関係の届出一覧

	届出の種類	根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
振 動 規 制 法	特定施設設置届	法 6-1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7-1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	法 8-1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	特定施設の使用の方法変更届	法 8-1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	法 8-1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
	承継届	法 11-3	30 日以内		様式 8		○
県 公 害 防 止 條 例	特定建設作業実施届	法 14-1	7 日前		様式 9	※ 2	○
	特定施設設置届	条例 48-1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49-1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50-1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	条例 50-1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内		5 号様式		
	特定建設作業実施届	条例 56-1	7 日前		11 号様式の 2	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、規則 25-4）

3. ごみ処理と手数料の変遷

ごみ処理の変遷（旧恵那市）

年月	内容
昭和 41 年 9 月	大井町丸池地内に自然通風固定式のごみ処理施設建設着工 (10t/D)
昭和 42 年 1 月	ごみ焼却施設竣工・供用開始
昭和 43 年 4 月	不燃ごみの収集開始（大井町丸池地内の市有地に埋立）
昭和 47 年 3 月 4 月	不燃物収集をステーション方式とする 中津川市に広域処分場「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」完成
昭和 49 年 11 月	長島町久須見地内に機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設着工
昭和 51 年 3 月 4 月	機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設完成 (15t/8h × 2 基) ごみ焼却施設供用開始（名称：恵那市清掃センター） 指定ごみ袋の導入（可燃物のみ） 武並町藤地内に焼却残渣埋め立てのため最終処分場建設（施設名：恵那市廃棄物最終処分場） 可燃物収集をステーション方式とし、パッカー車収集開始（2 台）
昭和 55 年 4 月	「恵那市廃棄物最終処分場」を遮水シートによる管理型処分場に再整備（翌年完成）
平成 3 年 5 月 7 月 8 月 11 月	恵那市ごみ減量化対策委員会の委嘱（19 名） 分別収集モデル地区説明会実施 モデル地区での分別収集実施（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 恵那市ごみ減量化対策委員会中間答申=不燃物の分別収集を全地域で実施できる体制の確立、各自治会に環境委員の設置
平成 4 年 4 月	市内を 3 地区に分けて順次分別収集開始（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 4 月—東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町---（不燃物の資源化率 10.6%） 7 月—長島町（永田川東地区を除く）---（不燃物の資源化率 17.9%） 10 月—長島町永田川東地区・大井町---（不燃物の資源化率 38.5%）
平成 4 年 12 月	長島町正家地内に不燃物の破碎と金属類の資源化施設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市資源センター）
平成 5 年 3 月 4 月 8 月 12 月	「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」閉鎖 「恵那市資源センター」供用開始（不燃物の資源化率 64.0%） 恵那市ごみ減量化対策委員会最終答申=ごみの収集処理料金、資源回収団体への奨励金制度の確立、資源センターの建設 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 6 年 7 月	笠置町毛呂窪地内に一般廃棄物最終処分場建設着手、翌年 5 月完成（施設名：恵那市一般廃棄物最終処分場）
平成 7 年 2 月 4 月 6 月 7 月 12 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=ごみ袋の種類、資源回収奨励金制度の設置、生ごみ減量化とぼかしの普及 資源集団回収奨励金の交付開始 「恵那市廃棄物最終処分場」閉鎖 「恵那市一般廃棄物最終処分場」供用開始 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 8 年 7 月 12 月	長島町久須見地内にリサイクルセンター建設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市リサイクルセンター） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=料金改正、容器包装リサイクル法による収集体制
平成 9 年 3 月 4 月 6 月 10 月	「恵那市資源センター」をリサイクルセンターへの移転により閉鎖 「恵那市リサイクルセンター」供用開始 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集をモデル地区にて実施（P E T ・その他ビン） 飲料用紙パックの拠点回収実施 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集を市内全域にて実施（P E T ・その他ビン）

年月	内容
平成 10 年 1 月 3 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名） 「恵那市清掃センター」のマルチサイクロン修繕工事を行う（7 月完成）
平成 11 年 4 月	生ごみ処理機補助金交付を開始
平成 12 年 4 月 8 月	恵那市清掃センターにて、紙類の受付開始。 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 13 年 6 月	R D F 処理方式による（仮称）新清掃センター本体工事の着工
平成 14 年 11 月	焼却基準の強化により、恵那市清掃センターの閉鎖
平成 15 年 4 月	「エコセンター恵那」供用開始

手数料の変遷（旧恵那市）

年度	内容	料金
昭和 30 年	し尿汲み取り	1樽（容量 2斗）25円
昭和 33 年	し尿汲み取り 塵芥	1樽（容量 36ℓ）25円 半年間に 100円・200円・300円・ 500円
昭和 38 年	特級 営業家庭又は事業場で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 5杯以上の量	6カ月につき 900円以上 2万円までの範囲内で市長が該当者と協議の上定めた額
	一級 営業家庭又は事業場で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 4杯までの量	6カ月につき 700円
	二級 営業家庭又は事業場で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 3杯までの量	6カ月につき 500円
	三級 一般家庭世帯構成員 6人以上	6カ月につき 300円
	三級 一般家庭世帯構成員 5人以下	6カ月につき 200円
	し尿汲み取り 犬・猫死体	1桶（36ℓ）につき 36円 1頭につき 200円
昭和 47 年	特級 営業家庭で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 5杯以上の量	6カ月につき 900円以上 2万円までの範囲内において市長の定める額
	一級 営業家庭で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 4杯までの量	6カ月につき 700円
	二級 営業家庭で 1週間に 1回の割合で 36ℓ 入り容器に 3杯までの量	6カ月につき 500円
	三級 一般家庭世帯構成員 6人以上	6カ月につき 300円
	三級 一般家庭世帯構成員 5人以下	6カ月につき 200円
	し尿汲み取り	36ℓ につき 50円
昭和 51 年	一 一般廃棄物の焼却場持込等の処理	1t ごとに（1回につき）500円
	二 産業廃棄物の焼却場持込等の処理	1t ごとに（1回につき）1,500円
	三 一般廃棄物の埋立地持込等の処理	車両 t 数 1t ごとに（1回につき） 500円
	四 産業廃棄物の埋立地持込等の処理	車両 t 数 1t ごとに（1回につき） 1,500円
	五 市が特定する袋（約 40ℓ 入）で収集する一般廃棄物 し尿汲み取り	1袋につき 5円 36ℓ につき 100円
昭和 52 年	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分	1袋につき 7円 1t ごとに（1回につき）500円 1t ごとに（1回につき）500円 36ℓ ごとに 200円
	事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1t ごとに（1回につき）700円 1t ごとに（1回につき）700円
	産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1t ごとに（1回につき）2,000円 1t ごとに（1回につき）2,000円
昭和 57 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓ ごとに 250円
	事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1t ごとに（1回につき）1,000円 1t ごとに（1回につき）1,000円
	産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1t ごとに（1回につき）3,000円 1t ごとに（1回につき）3,000円

年度	内容	料金
昭和 58 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 9 円
昭和 59 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 16 円
昭和 61 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓ ごとに 300 円
昭和 63 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓ ごとに 350 円
平成 3 年 消費税 3 % 上乗せ	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	50 袋につき 820 円 1 t ごとに (1回につき) 515 円 1 t ごとに (1回につき) 515 円 18ℓ ごとに 210 円 1 t ごとに (1回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1回につき) 3,090 円 1 t ごとに (1回につき) 3,090 円
平成 9 年 4 月 消費税 5 % に変更	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 1 t ごとに (1回につき) 525 円 18ℓ ごとに 214 円 1 t ごとに (1回につき) 1,050 円 1 t ごとに (1回につき) 3,150 円
平成 9 年 10 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 500 kg ごとに (1回につき) 393 円 1 t ごとに (1回につき) 1,575 円 1 t ごとに (1回につき) 7,875 円
平成 16 年 7 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ、不燃物ごみ収集運搬処分 ②処理場持込の処分 (可燃物ごみ、不燃物ごみとも) ③粗大ごみの処理場持込処分 事業系一般廃棄物 処理場持込の処分 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 袋につき、小 30 袋につき 630 円 100kg ごとに (1回につき) 252 円 100kg ごとに (1回につき) 252 円 1 t ごとに (1回につき) 3,150 円 1 t ごとに (1回につき) 15,750 円
平成 26 年 4 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ、不燃物ごみ収集運搬処分 ②処理場持込の処分 (可燃物ごみ、不燃物ごみとも) ③粗大ごみの処理場持込処分 事業系一般廃棄物 処理場持込の処分 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 袋につき、小 30 袋につき 648 円 100kg ごとに (1回につき) 259 円 100kg ごとに (1回につき) 259 円 100kg ごとに (1回につき) 514 円 1 t ごとに (1回につき) 25,714 円

年度別ごみ排出量 旧恵那市地区 昭和51年度～平成21年度

単位:トン

年度	可燃物							不燃物										廃乾電池	廃蛍光管	総合計		
	焼却(~H14), RDF炭化(H15~H26), RDF化(H27~)				資源			合計	不燃物(收集後資源と埋立ごみに処理)					分別収集(資源)					合計			
	直営収集	直接待込	直接待込 粗大ごみ	許可業者	小計	紙・布 資源化	集団回収		直営収集	直接待込	直接待込 粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接待込	廃家電	集団回収	拠点回収	許可業者	小計		
S. 51	2,580	160		723	3,463			3,463	947			947								0	947	
S. 52	2,790	323		838	3,951			3,951	985			985								0	985	
S. 53	3,177	320		969	4,466			4,466	1,312			1,312								0	1,312	
S. 54	3,230	410		972	4,612			4,612	1,334			1,334								0	1,334	
S. 55	3,189	378		944	4,511			4,511	1,311			1,311								0	1,311	
S. 56	3,224	323		885	4,432			4,432	1,120	25		146	1,291							0	1,291	
S. 57	3,310	425		951	4,686			4,686	1,296	61		141	1,498							0	1,498	
S. 58	3,102	443		983	4,528			4,528	1,328	45		140	1,513							0	1,513	
S. 59	3,229	346		1,145	4,720			4,720	1,365	45		147	1,557	54						54	1,611	
S. 60	3,280	227		1,323	4,830			4,830	1,330	36		152	1,518	166						166	1,684	
S. 61	3,477	237		1,437	5,151			5,151	1,366	32		164	1,562	171						171	1,733	
S. 62	3,750	399		1,576	5,725			5,725	1,414	61		170	1,645	190						190	1,835	
S. 63	4,025	740		1,803	6,568			6,568	1,505	51		188	1,744	103						103	1,847	
H. 1	3,948	815		2,312	7,075			7,075	1,606	68		205	1,879	71						71	1,950	
H. 2	3,966	464		2,708	7,138			7,138	1,619	63		211	1,893	83						83	1,976	
H. 3	4,030	433		2,905	7,368	1,160		8,528	1,446	37		248	1,731	119		39		28	186	1,917		
H. 4	3,920	350		2,868	7,138	1,346		8,484	1,177	13		253	1,443	311		27		42	380	1,823		
H. 5	3,961	405		2,904	7,270	1,288		8,558	839	158		109	1,106	418		33		138	589	1,695	9.6	
H. 6	4,175	460		2,658	7,293	1,152		8,445	892	180		105	1,177	462		30		145	637	1,814	9.6	
H. 7	4,270	461		2,671	7,402	1,434		8,836	927	206		97	1,230	452		28		147	627	1,857	9.6	
H. 8	4,479	418		2,697	7,594	1,590		9,184	967	257		117	1,341	359		23		131	513	1,854	9.6	
H. 9	4,625	536		2,720	7,881	1,735		9,616	899	281		99	1,279	437		25		127	589	1,868	10.9	
H. 10	4,852	536		2,637	8,025	1,706		9,731	871	301		92	1,264	502		17		132	651	1,915	9.6	
H. 11	4,958	576		2,839	8,373	1,746		10,119	993	306		92	1,391	488		17		131	636	2,027	10.4	
H. 12	5,053	393		2,961	8,407	7	1,768	10,182	1,022	288		93	1,403	436		12		142	590	1,993	10.4	
H. 13	5,386	427		3,056	8,869	13	1,812	10,694	960	174		99	1,233	392		2	14	156	564	1,797	9.8	
H. 14	5,515	414		3,176	9,105	17	1,836	10,958	1,007	159		111	1,277	414		4	12	125	555	1,832	18.7	
H. 15	5,579	214		3,163	8,956	33	1,730	10,719	903	87		89	1,079	430	9	3	10	85	537	1,616	10.0	
H. 16	5,471	247	115	2,958	8,791	66	1,744	10,601	847	122	20	58	1,047	471	12	4	8	89	584	1,631	10.6	
H. 17	5,487	293	126	3,170	9,076	77	1,626	10,779	614	130	2	33	779	519	13	4	4	87	627	1,406	10.8	
H. 18	5,491	339	180	3,138	9,148	94	1,642	10,884	611	173	10	31	825	488	14	5	7	79	593	1,418	11.0	
H. 19	5,430	307	164	3,088	8,999	96	1,607	10,692	643	130	4	28	805	496	11	3	7	60	577	1,382	34.5	
H. 20	5,275	287	166	2,937	8,665	76	1,534	10,275	629	133	3	29	794	376	14	4	14	50	458	1,252	12.3	
H. 21	5,191	267	144	2,923	8,525	79	1,362	9,966	591	141	5	31	768	359	13	1	13	28	414	1,182	24.6	
H. 22	7,782	331	242	3,709	12,064	100	2,281	14,445	799	202	17	33	1,051	581	34	3	30	41	689	1,740	19.8	
H. 23	7,807	356	264	3,865	12,292	102	2,154	14,548	745	195	19	37	996	560	29	2	28	39	658	1,654	20.0	
H. 24	7,817	351	278	3,839	12,285	91	1,873	217	14,466	699	142	33	37	911	554	23	3	14	53	39	686	1,597
H. 25	7,769	346	324	3,942	12,381	100	1,617	270	14,368	680	177	28	35	920	509	60	2	14	71	39	695	1,615
H. 26	7,591	380	303	3,957	12,231	92	1,660	266	14,249	648	186	32	36	902	485	63	3	13	78	39	681	1,583
H. 27	7,556	418	369	3,988	12,331	80	1,477	261	14,149	611	182	56	44	893	466	63	2	12	41	47	631	1,524
H. 28	7,356	411	362	3,991	12,120	65	1,599	230	14,014	533	171	54	35	793	447	64	2	9	101	46	669	1,462
H. 29	7,157	511	430	3,965	12,063	72	1,187	244	13,566	540	284	58	46	928	423	22	3	9	104	46	607	1,535
H. 30	7,167	424	516	3,991	12,098	68	1,168	228	13,562	446	296	69	39	850	419	84	2	9	141	39	694	1,544

.あとがき

本書は、平成 30 年度に基づく年次報告書となります。このため、現在（令和元年度）の政策は反映されておりません。第 4 章の資料につきましても、平成 30 年度に基づく内容となっております。

令和 2 年 3 月
恵那市水道環境部環境課